

衆議院 大蔵委員会 議 録 第 十 五 号

平成十二年四月十八日(火曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 金子 一義君

理事 衛藤征士郎君 理事 鴨下 一郎君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君 理事 北橋 健治君

理事 石井 啓一君 理事 佐々木憲昭君

理事 石原 伸晃君 理事 大石 秀政君

理事 大野 功統君 理事 栗原 博久君

理事 桜田 義孝君 理事 塩谷 立君

理事 下村 博文君 理事 砂田 圭佑君

理事 高市 早苗君 理事 滝 実君

理事 中野 正志君 理事 西川 公也君

理事 萩野 浩基君 理事 林 幹雄君

理事 宮本 一三君 理事 村井 仁君

理事 村上誠一郎君 理事 山口 泰明君

理事 渡辺 博道君 理事 岡田 克也君

理事 奥田 建君 理事 鍵田 節哉君

理事 河村たかし君 理事 桑原 豊君

理事 末松 義規君 理事 仙谷 由人君

理事 中川 正春君 理事 藤田 幸久君

理事 青山 二三君 理事 池坊 保子君

理事 並木 正芳君 理事 若松 謙維君

理事 矢島 恒夫君 理事 安倍 基雄君

理事 西田 猛君 理事 鈴木 淑夫君

理事 二見 伸明君 理事 横光 克彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

(金融再生委員会委員長) 谷垣 禎一君

(金融再生政務次官) 村井 仁君

(大蔵政務次官) 大野 功統君

(人事院事務総局職員局長) 中橋 芳弘君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 岡田 薫君

政府参考人 (金融再生委員会事務局局長) 森 昭治君

政府参考人 (金融監督庁検査部長) 五味 廣文君

政府参考人 (金融監督庁監督部長) 乾 文男君

政府参考人 (総務庁人事局長) 中川 良一君

政府参考人 (法務大臣官房司法法制調査部長) 房村 精一君

政府参考人 (大蔵大臣官房長) 林 正和君

政府参考人 (大蔵省金融企画局長) 福田 誠君

政府参考人 (国税庁次長) 大武健一郎君

参考人 (全国銀行協会会長) 杉田 力之君

参考人 (株式会社第一勧業銀行頭取) 山本 恵朗君

参考人 (株式会社富士銀行頭取) 田頭 基典君

大蔵委員会専門員

委員の異動

四月十八日

辞任

河井 克行君 山口 泰明君

桜井 新君 栗原 博久君

下村 博文君 中野 正志君

宮本 一三君 萩野 浩基君

岩國 哲人君 鍵田 節哉君

末松 義規君 桑原 豊君

谷口 隆義君 池坊 保子君

若松 謙維君 青山 二三君

同日 補欠選任

辞任

山口 泰明君

栗原 博久君

中野 正志君

萩野 浩基君

鍵田 節哉君

桑原 豊君

池坊 保子君

青山 二三君

同日 補欠選任

辞任

栗原 博久君 桜井 新君

中野 正志君 下村 博文君

萩野 浩基君 宮本 一三君

山口 泰明君 滝 実君

鍵田 節哉君 藤田 幸久君

桑原 豊君 末松 義規君

青山 二三君 若松 謙維君

池坊 保子君 谷口 隆義君

同日 補欠選任

辞任

滝 実君 河井 克行君

藤田 幸久君 奥田 建君

同日 補欠選任

辞任

奥田 建君 岩國 哲人君

同日 補欠選任

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

出第三五号)

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○金子委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

本日は、参考人として全国銀行協会会長・株式会社第一勧業銀行頭取杉田力之君及び株式会社富士銀行頭取山本恵朗君の二人の方に御出席をい

ただいております。

この際、両参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。両参考人におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきますように心からお願いを申し上げます。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(書)委員 自民党を代表して御質問をさせていただきます。

杉田全銀協会会長さん、山本頭取さんには、わざわざお越しいただきまして、まことにありがとうございます。我々国会議員は国民の皆さんに説明をする責任がございますので、今回二つの法律を通す際に、健全化計画のフォローアップをしなればいけない、そういうことでございますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

まず、中小企業向けの貸し付けの増加についてでありますけれども、せんだってお出しをいただいた資料で、どうしてこんなにふえるんかいな、こういう疑問があるわけですね。

お手元にお配りをしました三枚紙があると思いますが、この二枚目をおめくりいただきますと、「部門別の資金過不足の推移(対名目GDP比)」という資料でございます。これを見ますと、個人のお金の方は常にプラスなんです。個人のお金を法人が、企業が借りて経済活動をやるというのが通常の形態なんですけれども、御案内のように、九〇年代に入りましてから、企業がお金を返済する、企業の資金が黒字に転じているという異常な状況があるわけですね。御案内のように、点線を見ますと、公共部門、つまり政府が赤字を膨

らませてお金を使っている、こういうことがあるわけでありまして、したがって、銀行はお金を貸さずに、預金や返済金で国債を買増しをしている、そういうのがこのグラフの意味しているところでありまして。

そこで、三月以降急激に中小企業向けの貸し出しがふえたんだということでありまして、中でも、中には、例えばこういう事例があるんですよ。中小企業で優良なところですよ。長期、三年のフィックスで一・二％の分割払い、こういうような形で借りてほしいと銀行から頼まれる、そうすると、需要がないんだけれども、お借りをし

てそれを定期預金にしておく、こういう話なんです。ですから、仕訳でいえば、借方定期預金、貸方長期借入金、こういう非常に芸のない話でありますけれども、一億円だったら金利が百二十万ぐらい、定期の方が預金金利が二十万ぐらい、そうすると差し引き百万円は銀行とおつき合い料だみたいな融資が行われているという実態があるわけなんです。

そのほか、例えばSPC向け、SPCというのは今度の法律で資本金十億円、現行法では資本金三百万円ありますから、これは中小企業なんです。ですから、こういうところに融資をふやしているという実態があるのは御存じでしょうか。イエスカノーかだけで結構ですから、両頭取、お答えください。

○杉田参考人 お答えいたします。

私も、民間の商業銀行でございますので、営業活動ということで、やはりいろいろな貸出金のいわばセールスというような営業活動はございます。ただ、お客様の御意向を無視して無理にお貸し出しをしているということはないというふうに認識しておりますし、私どもの個別行で申しますと、SPCへの融資というのは実績がございます。

以上でございます。

○山本参考人 お答え申し上げます。

個別の取引で今御指摘のようなものがあつたか

どうかというところは私確認をしておりますけれども、個別のお取引に当たりましては、取引先の審査を十分にいたしまして、個別にお客様と御相談の上実行しているところでございます。

SPCにつきましては、SPCに対する貸し付けはございます。

以上でございます。

○渡辺(書)委員 金貸しがリスクをとらないというところは、これは金貸しじゃないんですね。

三枚目の表をお開きいただきますと、縦軸に貸出残高、横軸に金利をとってございます。信託、都銀、長信銀、地銀、第二地銀、信用金庫、このあたりの平均約定金利がどの程度のところにあるかということがこのグラフでわかるわけでございます。一番金利の安いところで一・五から一・七五、一番金利の高いところで三・一から三・二五ぐらいなんです。そうすると、非常に狭いレンジに金利が集約されている。

多分こういうものは大半が土地を担保にした融資なんです。ですから、土地の担保のない人は、資金需要があつてもお金が借りられないという現状があるわけです。一方、このグラフの右の外のの方に三〇％の世界があるんですよ。それは、もうこの委員会でもさんざん議論をされた商工ローンの世界なんです。ですから、こういう非常にアンバランスな金利体系、金融のシステムが依然として我が国の金融の現状なんだというところを考えると、私は、金貸しの皆さんにはもつとリスクをとってもらいたい、こう思うんです。

ですから、例えばこの中間地帯、なぜこういうところ、土地の担保はない、企業も赤字だ、でも資金さえつてやれば必ずゴーイングコンサーンとして企業はうまくいくなんだ、そういう判断がなされれば金利でリスクをとる、それが金融なんじゃないんでしょうか。いかがでございますか、両頭取。

○杉田参考人 お答えいたします。

今にして思いますと、バブルの時代には、資産

の価値が右肩上がりであつていく中で、物的担保のみに注目いたしまして融資を行う面があつたということとは否めないというふうに思っております。私どもとしては、そうした反省を踏まえまして、事業内容を十分に把握することによりまして、事業のキャッシュフロー、つまり返済財源の安定性を検証することによって融資審査におけるリスク判断の基本としているところでございます。

銀行業務は、そもそも、リスクをとりまして、その対価としてのリターンを追求していくものかというふうに思っております。そのリスクを一定のコストと認識しまして、コストをカバーする対価として適正なリターン、すなわち金利を確保していく融資体制の確立を急いでおるところでございます。

しかしながら、現時点では、いまだあるべきリターン、つまり金利水準の確保には不十分な状況、言いかえれば道半ばにあるということも先生の御指摘のとおりでございます。このような考え方が広く浸透していくためには、これは時間を要するわけでございますが、お客様にも粘り強く説得、御理解を求めてまいりたい、このように思っております。

私もといたしましては、信用リスクの統計的な定量分析の手法の高度化にも努めておりまして、従来以上に審査能力それからリスク管理能力を高めて、適正なリターンの確保により一層努力してまいりたいと考えております。そういう意味では、先生の御指摘にはまさに意を強くしておるところでございます。

以上でございます。

○金子委員長 山本参考人。時間が参りましたので、簡潔にお願いします。

○山本参考人 金融の部分で、この辺に、我々の言葉で申し上げますと、商売の機会があるはずであるという御指摘はそのとおりかと思ひまして、私どもは、幾つかの新しい商品開発、それからその商品の提供のチャネルの工夫などをいたしまし

て、そうした分野に供給ができるような工夫を重ねているところでございます。

以上でございます。

○渡辺(書)委員 ありがとうございます。

○金子委員長 訂正があるようでありますので、では、杉田参考人。

○杉田参考人 冒頭、渡辺先生の御質問に對しまして、SPCの件でございますが、計画の目標を達成するためのSPCへの貸し出しはないという意味で申し上げまして、一般的にSPCということであれば残高はあるということでございます。訂正させていただきます。

○金子委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党、改革クラブの石井啓一でございます。

前回に引き続きまして、杉田参考人には全銀協の会長ということでお越しをいただきました。ありがとうございます。前回の参考人質疑の際に、杉田会長の方から、公的資本注入を受けた十五銀行の中小企業への貸し出しの三月末見込み額をおまといいたたいで、本委員会に提出をいただいたわけでございますが、昨年九月末の中間実績からいまして、この半年間での伸びが非常に大きいということ、当初、経営健全化計画の達成が難しいんではないかという報道もございました。私も、私どももある意味では意外な感じがしたといいますが、どうしてこれだけ伸びたんだろかな、こういうこともございまして、本日再び杉田会長にお越しいただきました。また、特に昨年の九月末から本年の三月末までの貸し出しの伸びが一番大きかったということで、富士銀行の山本頭取にもお越しをいただいたわけでございます。

今、渡辺委員からも指摘がございましたように、今までの委員会の中で、これだけ中小企業への貸し出しが急激に伸びた二つの事例として、特に優良な中小企業に対して、特段の資金需要がないにもかかわらず短期の貸し出しを引き受けてもらったのではないかと、こういう指摘もされておりますし、また、例えば大企業に貸し出す際に、

その大企業の子会社である中小企業に一人貸し出してから大企業への貸し出しをしたのではないかとこのような指摘も出されたわけでございます。

したがって、この際、中小企業への貸し出しをこの半年の間に急激におよせたとその理由について、特に、いつごろから大きく伸ばすことができたんだという経緯も踏まえて、また、具体的な事例も交えてわかりやすく御説明をいただければと存じますので、よろしく御願いをいたしたいと存じます。

○杉田参考人 お答えいたします。

下半期に中小企業向け貸し出しが増加いたしましたのは、上半期に実施しましたいろいろな施策が実を結びましてその効果があらわれ始めましたことや、各行とも計画達成に向けて積極的に取り組んできた成果が出てきたのではないかとこのように思っております。

私としては、先般の参考人質疑の際、とりあえず全銀協として、速報値といえますが実績見込み値として数字だけを取りまとめまいりましたので、定性的な内容については、各行さんの状況については熟知しておらない、そういうことを前提にお話しさせていただきますが、全銀協としていろいろな施策をとったとってきたかについてちょっと御説明をしたいと思います。

全銀協といたしましては、下半期には加盟銀行あてに金融の円滑化を周知徹底してまいりました。昨年の十一月三十日、企業の資金需要が高まる年末を迎えるに当たりまして、年末に向けた金融の円滑化に全力を挙げて取り組む旨の申し合わせを行いました。また、十二月の初旬には、金融監督庁経由で中小企業庁から年末の中小企業に対する金融の円滑化についての要請がございました。これを周知徹底いたしました。さらに、十二月の十六日には、金融再生委員長と金融機関の懇談会がございまして、年末、年度末の金融の円滑化に関する要請がございました。これを周知いたしました。また、同懇談会におきましては、金融

再生委員長から、経営健全化計画における中小企業向けの貸し出しの計画達成に向けて努力するようにとのお話もございました。加えて、翌年、今年の一月十三日に行われました頭取、社長級の金融監督庁との意見交換会におきましても、経営健全化計画における中小企業向け貸し出しの目標達成に向けて努力してほしい旨のお話もございました。

このようなことを踏まえまして、各行が計画達成に向け一層の努力を行ったというふうなこともあるかと思えます。

次に、当行につきまして申し上げますと、平成十一年三月に資本注入をいただきまして、平成十一年度初めより早期健全化法の趣旨にのっとりまして中小企業向け融資の拡充に向けて積極的に取り組んでまいりました。平成十一年度初めの時点では、景気の不透明感も強くございまして、企業の資金需要も低迷しておりましたので、思うように融資は伸びておりませんでした。対象先約三千社につきましてメーソンの検討会を実施いたしましたとか、顧客ニーズの早期把握に努めました貸し出しシェアアップを図ったり、あるいは新規の専任担当者、これは百五名でございますが、中心に新規開拓に注力するなど、さまざまな諸施策を講じまして、上半期では、実勢ベースで二千五百三十億、それから年間増加額で四千億円の約六〇％を達成することができました。

下期に入りますと、資金需要の回復も感じられまして、上期に実施してきました諸施策の効果、例えば中小企業にも使いやすいような、取扱金額を小さくいたしました固定金利貸出商品等の取り扱いの実績が伸びましたことや、営業店サポートのためのスタッフを本部内に設けまして、スピーディーに提案をし、あるいは対応力を強化しましたことによりまして、これが貸し出し実行につながってきたこともあります。

等々で、年間増加額計画の四千億円を上回る六千四百一十六千九百の増加となっております。上期、下期の内訳で申しますと、上期で四割、下

期で約六割というような達成状況になったかと思えます。

以上でございます。

○山本参考人 私ども、御指摘のとおり、下期に大幅に増加したわけでございますが、私どもは平成十一年度、中小企業を中心に良質の貸出資産増強運動というものをやっております。商品の品ぞろえにつきましても、中小企業育成ファンド、その他のいろいろな中小企業向けの貸出商品を開発してまいりました。また、チャネルといたしまして、本店を中心に、専門家が直接電話その他で対応できるビジネス金融センターというものをつくりました。受け入れ体制の強化を図ってまいりました。こうしたものの成果が下期になって徐々に貸し出し増加につながったという認識を持っております。

また、全般的な状況としましては、しばしば指摘されておりますように、直近の日銀の短観、あるいは、この一両日乱れておりますが、株式市場の回復というふうなことから、景況感の改善と設備投資の底打ち感が示される結果が出ておりまして、私どもの中小企業の資金需要につきましても、業種別あるいは個別に厳行性はございますものの、全体として前向きな資金需要が見られるようになってきております。そうしたことから貸し出しの増加につながったというふうに考えております。

以上でございます。

○石井(啓)委員 大変ありがとうございます。今後ともぜひ中小企業向け貸し出しの増加には御努力をいただきたいと存じます。

以上で終わります。

○金子委員長 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 保守党の西田猛でございます。

杉田参考人、山本参考人におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。よろしく御願いをいたします。

まず冒頭お伺いをいたしたいと存じますが、端的にお答えいただきたいのであります。

銀行は当然私企業でございますから、私企業としての経営の態度、それから社会的な責務ということについて、両頭取はどのようにお考えでございますでしょうか。

○杉田参考人 お答えいたします。

銀行は、私企業であると同時に、やはり社会的公共性といえますが、社会的な一種の公器、公的な機関であるという性格もあると思います。

したがって、私的企業としては、何といたしても資本主義における私的企業でございますので、やはり収益の極大化を図っていく努力をしてまいりまして、一方で社会的公共性というものを重視していくという中で、やはりパランスをとった経営ということが一番肝要ではなからうか、このように思っております。

○山本参考人 銀行の社会的責任と私企業としての経営のあり方という御質問だと思いますけれども、銀行というのは、一般企業とは違いまして、特殊な業種であるというふうに認識しております。良質資金の安定供給を初め、金融面からお客様のニーズに的確にこたえていくというのが経営の基本的な責任であるというふうに考えております。

また、社会的責任という観点につきましては、日ごろ、私どもは、取引に当たってのコンプライアンスというものを経営の行動の基本に据えておりまして、そういう面で、誠実公正な業務遂行を行っていくということに心がけているところでございます。

以上でございます。

○西田(猛)委員 ありがとうございます。

そのような中で、マーケット、金融市場の中における私企業としての銀行の競争ということは、どのような項目について、どのような形でなされるべきだというふうに両頭取はお考えでしょうか。

○杉田参考人 お答えいたします。

目下、日本版金融ビッグバンがいよいよ本格的な仕掛けに向けて進んでおるわけでございます

が、そのような競争場裏におきまして、私も常日ごろ考えますところは、結局、お客様に対してどれだけ良質なサービス、総合的な金融サービスが提供できるかということにかかっているかと思ひます。

そういう中で、私も、金融再編という方向の中で、個々の銀行経営としてはいろいろな手を打っておられるわけですが、いずれにいたしましてもキーワードは顧客第一、お客様にどういうサービスが提供できるか、やはりこういうことをめぐって競争が進んでいくだろう、このように思っております。

以上でございます。

○山本参考人 金融市場で銀行の競争というのがどうあるべきかという御質問かと存じますが、最近、規制緩和という方向で、世界の金融市場が競争の活発化を圖っております。

日本においてもそうした方向で行政が行われているわけですが、このことを通じて、我々金融機関は、いかにそれぞれが緩和された規制の中で工夫を凝らして顧客の利便性向上あるいはよりよい商品の提供ということで顧客に支持されるかというところに努めているところでございまして、我々の競争というものは、あるいは銀行が、金融機関が最後に残る基本のものは、顧客に支持されるということにあると考えております。そうした一点に向けて企業の努力を続けているところでございます。

以上でございます。

○西田(猛)委員 ありがとうございます。

今、銀行協会の会長、それから富士銀行の頭取におかれましては、顧客第一、あるいは顧客に支持されること、それから、ただ銀行については特殊な業態であるという御発言もありました。ビッグバン、規制緩和というふうなことをおっしゃったわけでございます。

さて、そのような中で、規制緩和、ビッグバンが進んでくる段階以前のいわゆる大蔵省による、あるいは政府と言ってもいいんだと思ひますけれども、銀行についての監督、それから銀行行政ということについて、未来を展望するために、過去の銀行行政について両取はどのようなお考えをお持ちであったか、お持ちであるかということをお伺いできますでしょうか。

○杉田参考人 過去の金融行政についての評価につきましては、まだ私自身きちんと総括しておるわけではございませんので、ちょっとここでの答えについては御容赦をさせていただきたいと存じますが、いずれにいたしましても、金融ビッグバンが進む中で、金融界におきましても、また金融行政におきましても、透明性の高い、事後監視型行政への転換が図られていかなければならないし、またそのように進んでいるということを実感しているところでございます。

以上でございます。

○山本参考人 お答え申し上げます。

従来の銀行行政というものが、しばしば指摘されておりますように、護送船団方式と言われるような手法がとられてきたということはそのとおりだと思ひます。その後、銀行法の改正その他いろいろな規制緩和の中で、行政の対応も私も前から見て着実に変わってきているというふうな思ひます。自己責任原則と市場規律に基づく透明性の高い金融行政への転換というのが進み始めているというふうな思ひます。

ただ、率直なところ、行政側、我々、双方において、この新しい方式についてお互いのコミュニケーションが十分なれてきたかということになりますと、まだこれから工夫の余地があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○西田(猛)委員 ありがとうございます。

そのような中で、過去の銀行行政あるいはバブルの崩壊という経済状況はございましたけれども、日本の銀行が幾つか破綻を来すという状況がございました。これは、先日銀行協会の会長にはお伺いしましたので、富士銀行の頭取にお伺いしたいのでございます。山本参考人にお伺いしたいのですが、日本長期信用銀行の破綻に関する処理のあり方について、個人的な見解で結構でございますから、どのような感想をお持ちでしょうか。

○山本参考人 全く山本個人の感想として申し上げます。

長銀の問題の処理につきましては、金融再生委員会など、新しい問題の処理に当たって、金融システム安定化の観点から、大変な御努力をいただいた結果であるというふうな認識しております。特にこれについて大きな問題があるというふうな認識は持っておりません。

○西田(猛)委員 それでは最後に、両参考人にお伺いしたいと思います。私たちが早期健全化法ということを主導してつくらせていただきました。これは、市場淘汰ということを原則として、倒れるべき金融機関は倒れなければいけない、しかし生き残った銀行にはたくさん資金をある意味で注入させていただいて、そして日本経済に潤沢な資金を供給していただきたい、日本経済に回していただきたいという思いでつくりました。そのような中で、早期健全化法に基づいて注入された公的資金、これはすべからず早期に国庫に返済できるというふうにお考えでしょうか。

○杉田参考人 金融早期健全化法が成立いたしました後、私も昨年の三月に公的資金の注入をいただきました。ようやく資本の増強ということが果たせまして、いわゆるリスクテイク能力あるいは貸し出し余力というものが生じたわけですが、そういう意味で、今、金融の円滑化に、あるいは円滑な資金供給ということを社会的使命と心得て懸命に努力しているところでございます。注入していただきました公的資金につきましても、経営健全化計画でスケジュールを一応立てることになっておりますし、私もとしましては、予定されたスケジュールどおりに、一円も毀損することなく御返済しなければならぬし、できるものというふうな確信しております。

なお、私も、個別の銀行の状況を申し上げて恐縮でございますが、三行で事業統合をこの秋に行うことになっておりますが、そのために、経営健全化計画というのは当然見直しをしていくわけですが、その見直しの過程でも、事業を統合することによって当初の予定よりも早期に返せる努力をしてくいかなきゃいかな、返していかなきゃいかな、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○山本参考人 公的資金の返済についての御質問かと存じますが、営業基盤の強化によって付加価値を増強すること、それから大幅なリストラによって経費を削減すること、これらを基本といたしまして、内部留保を着実に積み上げていき、注入していただきました優先株につきましては、自己資本に余裕が生じた段階でできるだけ早期に償還あるいは消却をしてみたいという方針で対応しております。

また、杉田頭取と重複するわけでございますが、私も三行の統合によりまして、中長期的に見ますと、収益の増強、コスト削減が一段と加速される計画を持っております。したがって、今申し上げましたような消却、償還というものにつきましては、単独の銀行で計画していたものよりは前倒しの対応が可能であるというふうな認識しております。

○西田(猛)委員 十分に質問の通告ができない中で、御懇切にお答えいただきました、ありがとうございます。

以上で終わります。

○金子委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。

本日は、参考人のお二方に、御協力ありがとうございます。

まず、先般杉田会長の方から提出いただきました下半期の伸びについて、特に富士銀行の場合はその伸び額が全体の三分の一弱あるということ、大変驚愕しているようなところがございまして、

○山本参考人 今、とりあえず借りておいてくれ
というようなことがなかったかという御質問でござ
います。私どもは、昨年、中小企業を中心とし
た良質貸出資産増強運動というものを上期から
実行してまいりました。そうした中で、徐々に運
動の成果が出てまいりまして、下期に急速にそれ
が開花していったという認識をしております。具
体的なケースで、とりあえず借りておいてくれと
いうことがなかったかということになりますと、
詳細に個別案件を私は全部つかめておりませんの
で、正確なお答えは御容赦をいただきたいという
ふうに思います。

それから、営業店サポートのため、本部内に専門スタッフ、それからビジネス・ソリューション班というのを十一月六月に設置をいたしました。ここでは、事業戦略、例えば商あっせんでございますとか不動産とかMアンドAなどを行うところでございますが、それから経営戦略、これは事業継承でありますとか経営相談等を扱うところでありますが、こういった各種の顧客ニーズを一元的に管理いたしまして、スピーディーな提案力、対応力を強化してまいりました。この相談件数が千七百件ほどにも及びまして、その効果が下期にあらわれ始めました結果、貸し出し実行に結びついた案件としましては、約二百七十件、約七百亿円の実績となっております。

さらに、これは新規の開拓ということでありますが、専門スタッフを拡充いたしまして各店に配置をいたしまして、新規開拓に注力いたしました。それは年度間で実績が約二千億円程度となっておりまして、このようにいろいろな諸施策を懸命に実施してきておりまして、これが中小企業向け貸し出しの増加に寄与したものであるというふうに思っております。

なお、お客様に融資を頼んだことではないかというお尋ねの点に關しましては、私どもは営業活動の一環としていわゆる貸し出しをセールスするということはあり得るかもしれませんが、お客様の御意向に反し、あるいは無視して無理に御融資していることはいないというふうに認識しております。

以上でございます。

○上田(鴻)委員 山本参考人にお伺いいたしますが、個別の事情についてはわからないと言っておられましたけれども、これは全国の支店網にいろいろな形で指示をされると思うんですね。健全化計画の中で約束された中小業貸し付けの計画を実行する必要がある、このように判断されて、当然昨年の十二月に金融監督庁からも文書でそのような催促の文書が出、そして一月に越智委員長から関係者を集めて催促のお願いをされた経緯があり

ますから、当然各支店に基本的な方針を上げて出されたはずですから、例えば、先ほど私が例を申し上げましたように、借りたくなくても数字のつじつまを合わせるために、年度末に借りて年度が明けたらすぐ返して結構だからというような、そういうことは指示しなかったですわということを確認しているんですよ。あつたかなかつたかを頭取が一つ一つ知らないのはわかります。そうじゃなくて、明確にそういう数字のつじつま合わせをするようなことはしていいということをお答えしたいです。

○山本参考人 つじつま合わせをするような指示をしたかということでございますが、私どもは、営業店に対して期末の期待水準、努力目標というものを設定して、それに向けて取引先の健全な資金ニーズに対して最大限こたえるように指導を徹底してまいりました。

短期的な部分についての御質問でございますが、先ほど杉田頭取の前に私がもう少し詳しく御説明をしておくべきだったと思いますので、御説明を先ほどの件とあわせて申し上げさせていただきます。

私どもは、平成十一年度につきましては、健全化計画の実行の実質……（上田（清）委員「端的に答ええてください。私が質問したのは、端的に答ええてくださいと言ただけですから、そういうのは一々要らないです」と呼ぶ）背景として御理解をいただきたいと思つて申し上げているわけでございますが、そういう方針で、十一年度は、中小企業を中心に良質貸出資産の増強を経営の大きな柱として運営をしてまいりました。良質貸出資産増強運動というものを率先してまいったわけでございます。営業店に対しては、中小企業育成ファンドその他幾つかの新しい商品をもってお客様の需要におこたえるようにということで、サポートをしてまいりました。

営業店に対する指示、数字の努力目標等については、先ほど申し上げたとおりでございます。

○上田(清)委員 お答えになつておられません。

それを拝伺したんじゃないんですから。取締役会ですピーディーに、極めて簡単に物事を決めていかれるような答弁をさせていただきたいと思えます。端的に私が聞いたのは、支店等に基本的な方針を出されるときに、数字のつじつま合わせだけをするなよとか、そういう指示をなされたかどうか、それだけを確認したいんです。

○山本参考人 数字のつじつま合わせの点についてでございますが、私どもは、三月の末につきまして目標値を投げておりまして、営業店に対しては、都度、このめど値の必達について実現をするようにということば言っております。他方、審査部におきましては、個別の審査に当たりましては、御指摘のようにつじつま合わせのために取り上げるというようなことについては、私としてそういう指示をしておりません。

○上田(浦)委員 数字のつじつま合わせはしなかったという御回答であります。いずれ機会がありますので、またその点については明らかにさせていただきたいと思います。

ただ、私ども、日銀の二月の速報値、これは皆様の数字は実勢ベース、日銀のは残高ベースであります。二月の速報値を見ましても、引き続き融資残高がマイナスになっております。そういう現状からして、一気に、富士銀行に至っては一兆二千億から一兆三千億の幅で実勢ベースで貸し出しの伸びが下半期あるということに関しては重大な疑念がありますことを私はあえて申し上げたいと思っております。この点については、また機会がありまして、やらせていただきたいと思います。

そこで、私も超党派で、昨年の十二月の十三日に衆議院規則第五十六条の三の規定に基づいて予備的調査要請書を衆議院の議長に提出し、認められました。各銀行協会あるいは地銀協会等々に調査をお願いをいたしております。その資料のわずか一部ではありますが、この中で極めて私どもが不信を持ったのは、当時、パブルの時代に銀行、生保などの金融機関の行き過ぎた営業活動による

個人債務者、契約者の被害の実態等々について調査の要請をしたところでありますが、実は、例えば大型フリーローンなんかについてのさまざまな調査項目に関して、地銀は全部答えておりませんが、都銀の皆様方はことごとく答えていないという極めて不誠実な対応がございます。

例えば富士銀行の回答でありますが、平成十二年一月十九日付の書簡、衆議院発十六号の三において協力依頼がありました予備的調査に関し、別紙のとおりお答えいたします。このとおりこれを言いますと、なお、別紙の項目以外の事項につきましては、公表しているデータがないこともあり、回答を差し控えてさせていただきます。公表されていれば我々は調査を頼まないんです。公表していないから調査をお願いをしているのでありまして、極めて不届きな回答書であります。

いいですか。同じ内容で、北海道銀行などは今の二行に比べて二十七ページ、ちゃんと答えているのです。

こういうことが本当に大手銀行の対応なのか。第一勧銀もそうですからね。同じような対応なのですが、この予備的調査について、どのような御指示とまず受けとめられたのか。これは個別十五行にお願いした経緯がございまして、協会で頼みましたので、大変恐縮ですが、杉田会長の方に、協会としてどのように受けとめられたか、そしてどのように回答することを意識されたか、御答弁をお願いしたいと思います。

○杉田参考人 お答えをいたします。

まず、全銀協で取りまどめとか、あるいは回答の内容についてどのように示し合わすとか、そういうことについては一切ございせんし、そのようなことは全銀協の活動の中には当然ないこととでございます。

私も第一勧業銀行といたしましては、御依頼いただきました調査項目のうち回答可能なものにつきましてはお答えをさせていただいたつもりでございます。

例えば、取り扱い開始以降直近までの月別かつ

資金使途別の販売件数と契約など、その全部または一部に保有するデータがございせんでしたことから、一部に御回答できなかった項目もございします。また、監督当局と銀行にかかわる事柄につきましては回答する立場にないという考えから、御協力できなかったものもございします。

ただ、先ほど申しました資金使途別の販売件数とか契約高、この件で、例えばこの一年間のトータルの取扱件数と契約高というような制約つきでやれば、データを申し上げることができる状況でございます。

ちなみに、この点、この場で数字を言わせていただきますと、平成十二年三月までの一年間で二千七件で七百六十二億円ということでございます。しかしながら、これは書面では、御要求いただきました、お求めになつていらっしゃるデータの内容と合致しませんでしたので、お答えは控えてさせていただきます経緯がございします。

以上でございます。

○上田(清)委員 例えば、大型フリーローンについての調査依頼をして回答状況がありますが、先ほど申し上げましたように、地銀は全部答えております。各項目に関して、一から六まで。しかし、第一勧銀、富士、ほかの銀行もそうでありますが、第一勧銀は一と三だけ答えて、あと四項目、六は二つに分けておりますけれども、正確に言えば五項目、二項目答えて五項目一切答えないという極めてふまじめな対応をなさつておられますけれども、追加して調査に対する回答をしていただけますか。これだと本当に社会的な責任を果たせません。地銀がきちつと答えられるのに、大手行は全く答えない。

資料を渡しておりますので、どうぞ、この件についても確認するというのを言っておりますので、お答えをしていただきたのですが、杉田会長と山本頭取、お願いいたします。

○杉田参考人 いま一度、御要求のございしますデータに全部合致するかどうか、そういう作業ができるかどうか検討いたしますが、御要請のある

きちつとしたデータでなくとも、こういう制約つきでこういう範囲であればこういうのがございしますとかいうことで、弾力的にお考えいただければ何とか検討してみたい、このように思っております。

○上田(清)委員 ちよつと答弁の前に。私どもはプライバシーにかかわるような要求の仕方をしておりません。例えば、販売件数であるとか契約高であるとかあるいは融資残高であるとか代位弁済の件数、金額とか競売申し立ての数とか、数字の問題ですから、押さえてあるものそのまま出せば済む話でありますから、それすらも出されていらないというこの現実に対して猛省を促したいのです。

なぜなら、地銀はちゃんと出しているのですよ、すべての銀行が。なぜ大手行だけ出さないのか。それも申し合わせたように同じような回答をしている。極めて不届きな、不見識な中身であります。これは院の議長を通じて出されたものです。国会全体の意思なんですから国民全体の意思だと思つていただきたいというふうに私は思いますので、ぜひそのことを踏まえて、山本参考人にお答えをしていただきたいと思ひます。

○山本参考人 私ども、可能な限りの保有しているデータに基づいてお答えしたわけでございます。また、公表しているデータがないというような言葉がちよつと適当でなかったかもしれないが、例えば直近の一年間のデータというようにございましてと保有しているものもございします。とで、改めてどういふものが報告できるか検討させていただきますというふうに思ひます。

○上田(清)委員 今の御答弁もおかしい。パブルの時期のことについての調査をお願いしているわけでありまして、直近の一年の話をしているわけでありまして、質疑の内容はさうのレクサセしていただいておりますし、この予備的調査も院から出されたものでありまして、極めて公式文書でありますから、そのような答弁をされると非常に困るのです、とんちんかんじゃ。今のはとんち

んかんですよ、直近の一年のだったら公表できるなんて。そういう予備的調査はしていいのです。何を勘違いされているのかよくわかりませんが、大変失礼な言い方ですけども、とんちんかんですよ、今のは。

パブル時期におけるさまざまな被害、裁判も山ほどあるじゃないですか。そういうことについての実態調査をお願いしているわけであつて、二度とそういうことがないようにということで我々は実態調査をして、何に問題があつたのか、どういふ法的な未整備があつたのか、そのことを確認してさまざまな法案づくりに役立てたいという思いでやっているのでありますから、警察じゃないのですから、その点を確認してください。何か今のはおかしいですよ。もう一回答弁してください。

○金子委員長 きのうの打ち合わせが十分じゃなかったのかどうか。今の上田先生に対して、もう一遍御答弁できますか。直近一年ではなくて、パブル期のいわばその問題についてということなのです。

山本参考人。

○山本参考人 先ほど申し上げましたのは、私は、現在保有しているデータについて、直近のものはあるけれども、過去のものについてなかったもので御報告をしなかつたということを申し上げたわけでございます。過去のものにつきまして、再度これからデータがあるかどうかもう一度検討させていただきますというふうに思ひます。

報告の時点では、私どもがまとまつて所有しているデータがなかつたということとでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 このところで余り時間を使いたくないのですが、山本頭取は若干何か勘違いされていると思ひます。

いいですか。一部販売内容とかの記録は保持されて、そういうものは記録されているのだけれども、残高が記録されていないとか契約高が記録されていないとかいうのはおかしいじゃないですか。全部記録が抹消されているというのだったら

いいですけども、一部はちゃんと出していらっしやるわけですよ。都合の悪いところだけ要するに出してないだけじゃないですか。おかしいのですよ、お答えが。中身の性質が違いますからここで審議ストップというわけにもいかないのだけれども、普通の質疑だったら審議ストップなので、申しわけないけれども。

これは議論あれしますが、極めて不誠実、なおかつあれですから、ぜひ委員長を通じて——若干私には不満がございます。調査そのものは院のものですから、こういう機会ですから、ぜひこの中身の実態についてお伺いしたいということ、なぜ御回答されていなかったのか、そのことを確認したかったんですから。

記録がないなどというのはおかしいわけでありまして、契約の内容の記録があつて残高の記録がないなどというのは、そんなおかしいことではないはずで、銀行であれば、そんなことを言っている信用取引なんかでなくなりますよ、きついことを言つて恐縮ですが。

それでは、これはもうそのままにしておきますので、個別に、もう一回ちよつと丁寧にお願いしたいと思ひます。

それで、健全化計画でございますが、一九九三年三月、昨年でありまされども、この中で、四年間で三兆三千九百億、業務純益を七〇％増加させる、そのために、十五行で二万人削減、一三・八％ですね、支店で一四％弱の四百五十拠点を閉鎖する。そして、経費削減予定が三千三十五億、こんな感じでありまして、十五行で四年かけて、経費合計が三兆六千億の中で、いわば人件費の削減は、結果としてはこれは八・四％にしかならない。

資料として、鉄鋼五十社と全国銀行（第二地銀を除く）の人件費の伸びの資料を御配付させていただきます。ただいておられますけれども、大変人件費を削減されたというようにも御答弁されておられます。賞与を除いて月ベースで四十六万円、先般そういうお話もございましたけれども、ここを見て

わかりますように、今回の健全化計画の一〇％カットであつても、一九九〇年当時の水準に戻られるという形でありまして、鉄鋼五十社の人件費の伸びからすると、相当違いがございます。したがつて、どういふことかと申し上げますと、人員を二万人、一三・八％削減しても経費ではわずかに八・四％減にしかならないということでありまして、どちらかといへば新規採用を抑えるとかそういう形ですから、後年度負担はずっと続くということですから、銀行の収益ベースというのがなかなか厳しいんではないかという判断を私はしております。

そこで、これはマッキンゼー社の調査研究であります。こういうベンチマーキングの形で出された資料を今提出しておりますけれども、ドイツとアメリカと日本の自己資本比率、あるいは経費、利ざや、そして資産の生産性等々の比較をして、いずれも大変日本が劣るということでありまして、今のベースの健全化計画においてもなかなか厳しいものが見られるということ、このマッキンゼー社のアドバイスでは、利益を三倍にして、経費を二五％カットして、資産を五五％減らせ、そうすると欧米並みになるんだというようなことも言つておられます。

私も銀行経営のことはわかりませんが、銀行の給与、賞与を含めて、正當なものか、削減されて、他の業務分野と比べて妥當なものかどうかという点についての認識が一点、そして、欧米の銀行並みにすることが必要なのかどうか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。それぞれお願いしたいと思ひます。

○杉田参考人 ます、ただいまの、我々の銀行業務のありようの中で、給与水準なり報酬、給与が妥當かどうか、あるいは、今日指している削減の方向で十分なのかどうかという点についてでございます。

私も、これから削減に努力をしまひる次第でございますが、そのような決意をしておるところでございますが、私も、今処遇の面で一つ

掲げております考え方というのは、やはり業務に見合った処遇ということで、業務の内容に応じてもう少し処遇に開きがあつていいんじゃないかと。そういう中で人件費の総額が落ちるような体系、こういうのを目指しているわけでございます。今までは、どうしてもゼネラルなところ、業務の内容に応じて張りつけない処遇体系というふうになつていたのではないかと、これを是正することが必要だ、そういう中で削減効果をさらに高めていくというふうに考えております。

それから二つ目の、これは川本先生の考え方かというふうに拝見しておりますが、利益を三倍、経費を二五％減らしまして、資産五五％減、いわゆる欧米並み、特に米並みの金融機関というベンチマーキングはどうかということでございますが、これは、アングロサクソンの金融機関のあり方として大変理想だろうと。我々としても大きくはそういう方向を目指しているわけでございます。

ただ、経費はいろいろ努力をするにしましても、資産の五五％減、証券化とかいろいろやつていくわけですが、やはり問題は、こうした理想の姿に近づくためにどれだけ時間軸を見るか。その時間は余裕はないんですが、どのくらい時間をかけてここに達するのかというところがござらうと思ひますし、御案内のとおり、日本では、翌日から七千人レイオフするというようなことも大変、言うべくして難しい世界でございますので、日本型、できない言いわけをすると言われなくても、経営者としては、その辺をいかにやっいていくかということが日夜腐心しているところでございます。

以上でございます。

○上田委員 どうもありがとうございます。それで、杉田会長、どちらかといえば第一勧銀の頭取としてお伺ひいたします。資料でお渡ししておりますが、KGI-A、KGI-B、KGI-C、KGI-D、J、Kと、アルファベツトをたどつただけの有限会社、何か、桜田門商事とか田安門商事とか、聞いたような話でありますけれども、単純にKGIにA、B、C、D、L、M、N云々というふうな感じでつけられたような、俗にこういふのをペーパーカンパニーと言ふんでしょう。特に八番目のKGI-C・LとかKGI-L・Lなどは、一ドルが資本金の会社でありまして、俗に言うタックスシェルターとかタックスヘイブンとかいふケイマン島の私書箱が本店でありまして、支店が全部虎ノ門の大手ビル三階にひしめいている企業であります。

一兆円前後の不良債権処理を、十四の名前を挙げておりますが、十三の会社に振り分けられて譲渡をされた私どもは、確認したわけではありませんが、推測をしております。これについて、そのような事実があるのでしょうか。

○杉田参考人 第一勧業銀行の責任者としてお答えをいたします。当行は、一九九八年三月に、モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター社を投資家といたしまして、バルクセールを行いました。その取引の購入主体は、今先生お示しになりましたリストの中の上から二番目の有限会社KGI-A一社のみであります。したがって、リストにありますその他のKGI-B社以下ICRJAL社などの十三社につきましては、当行とは全くかわりがございます。

なお、KGI-A社は、あくまでモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター社の側で設立したものでございまして、当行とは資本関係、人的関係とも一切ございません。

ちよつとお時間をいただいて御説明をさせていただきますと、今申し上げましたバルクセールというのは、複数の貸出債権をまとめて第三者に一括して売却することの総称でございます。現在では、不良債権の最終処理法として広く一般的に認知されているものと思ひます。特に、日本

の金融機関が売り手、それから欧米の投資家が買い手という構図で大体定着しておるかと思ひます。

先ほど一兆円という御指摘がございましたが、当行がこのKGI-A社と行った取引はそのような大きな金額ではございません。全くけたの連う金額でございまして、約百億円程度でござい

不良債権の最終処理それから財務の健全性の確保は、銀行の経営にとりまして喫緊の課題でございます。長期にわたりまして回収エネルギーを要するような債権につきましてはバルクセルにより最終処理を行うことについては、有力な手段の一つではなからうかというふうに考えております。

私どもといたしましては、バルクセルを行う際には、次の、今申し上げる二点を特に重要視しております。

その一つは、売却形態は当行とは一切関係のない第三者への完全な売り切り型であるということ。それから二点目が、当該スキームが関係諸法令に照らして違法性がないことを当行が確認するだけでなく、売却先にも同じレベルの対応を求めるといふこととともに、契約内容の具体的な盛り込み、法令に違反していないことの確認、表明義務を負わせた上で行う、こういうようにやっております。

このKGI-A社との取引につきましても、当行は、当該取引が関係諸法令に適合していることを確認しております。かつ、同社にも同レベルの対応を求めまして、契約書でその旨の確認、表明をさせていること、また売り切りであることなどから判断して、全く問題がないというふうに判断しております。

なお、一般的に言われております飛ばしということにつきまして私なりに考えてみますと、まず、関係会社等の親密な先への合理性のない売却を行いますとか、あるいは売却価格に透明性がない、すなわち、第三者の評価がないとかあるいは

入札方式をとっていないとか、それから、買戻し条項があるとかあるいはバックファイナンスを出すとかといったことが組み合わさっていることを言うのかなというふうに勝手に思ひますけれども、そのKGI-A社との取引につきましては、今私が申し上げたようなことについて該当することとは一つもございせん、いわゆる飛ばしと言われるような要素も全くないというふうに断言できるか、このように思っております。

そもそも経営にとりまして、不良債権の最終処理を促進するという課題からして、飛ばしというような行為を行うことは全く何の意味もないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。力強い御答弁でございましたので、その点については極めて高く評価させていただきます。

この代表者のシュミット・フレデリック・カッツロという方、経営者という方、どのような経歴でどのような御商売をやっているかという点については、頭取は御存じなんでしょうか。

○杉田参考人 その方の属性につきましては、正確かどうかは定かではありませんが、私なりにその情報は持つておりますが、内容につきましては御容赦願ひたい、このように思ひます。

○上田(清)委員 知っておられるということであれば、それはそれで結構でございます。

私どもが調べたところでは、それなりの調査機関に頼んでも、どのような経歴なのか、どのような仕事をされてきたのかわからない状態でござい。また、この会社も巨額のお金を動かしておられる形跡が見られますし、十三社が同じ建物の中に入っているわけでありまして、動いておられる方は四、五人。そして、具体的にインタビューをしても、一切お答えできない、そういう状態であるということ、私はあえて申し上げておきます。私どもから見ると、十分正体がわからない企業あるいは経営者ではないかというふう

思ひますので、また改めて機会を設けさせていた

だきたいと思っております。

それでは、もう一度第一勧銀の杉田頭取にお願いをいたします。

私も民主党の銀行監視プロジェクトチームで、自民党への献金問題について報道がございしたので、一応念のために文書でそういう事実があるかないかということを確認しましたところ、各々は全部ない、お話すらないというふうなことだったんですが、第一勧銀だけは回答を差し控えていたんですが、こういう御回答でございましたので、なぜ差し控える御回答になったのか、お尋ねをしたいと思います。

○杉田参考人 お答えいたします。

平成十二年一月二十五日付で御回答申し上げて

いるとおり、当行は従来から献金については、個別の政党や政治家に対するもののみならず、一般の財団等への寄附についても、要請の有無を含めまして一切公表していないということで、回答は御容赦願ひたい次第でございます。

○上田(清)委員 各々はそのような事実はないという御回答をいただいたわけでありまして、差し控えるというのはいかなるものかというふうに思ひます。

今、銀行の信頼性が問われているわけでありまして、私どもも相当な費用をかけて銀行業界の調査を党でやりました。どのような印象を国民が持つておるかということについて、相当数出てきたわけですが、公的資金を投入すること自体についての国民の不満という批判はそんなに強くないんですね。むしろ、結果として銀行を甘やかしたのではなからうかというふうな考え方を持つていたり。

ただ、一番問題なのは、銀行の公開性やそれから経営者の責任、こうしたものに對してとていないじゃないかと、そういうことが強くこの調査の中で出てきておりますから、第一勧銀だけはお答えにならない、各々はお答えになるといふことであれば、第一勧銀銀行はそういう銀行だとい

うことの一つの証拠になつてしまふということ。胸を張って、別にやっていますと云えばそれだけのことでございまして、差し控えますというのには私には合点がいかないんですが、それは結構でございます、このことでまた時間をとりたくないと思ひますので。

富士銀行にお尋ねをさせていただきます。

御承知のとおり、戦後最大とも言われます富士銀行赤坂支店に関連する不正融資事件、これは未回収額が二千七百億程度だと私は聞いております。個別の数字については幾らかいろいろ試算の違いがあるかもしれませんが、この部分も富士銀行に投入された一兆一千億の公的資金の中から、金に色はついていないかもしれませんが、何らかの形で処理された可能性もありということ、私は重大な関心を持つておりまして、何回か決算委員会、大蔵委員会等々で質疑をさせていただきます。その間について、二点だけ確認をさせていただきます。

俗に言う尾花万子さんへの融資は、富士銀行からすれば不正融資ではなくて正規の融資だと思つていたということ、当時の橋本頭取もお答えをされ、大蔵大臣当時の橋本大臣も答弁され、総理大臣当時の橋本総理大臣も答弁をされておりますが、時系列的に見たりあるいは検事調書を見ますと、どうしてもそれはおかしいというふうに私は判断をしておりまして、天下の富士銀行がうその答弁をされた疑いがあるというふうに私は思わざるを得ません。

その点について、大蔵省に御報告されたことが正しいのか、そしてまた、そのことは後で調べたが実は違つていたんだというふうなことであれば、時系列的にも司法警察によるところの調査にも合致するわけでありまして、今までみたいな答弁をなされると、なかなかこれは真つ向から、時系列的にも、それからまた主犯の中村調書からも大きく乖離するものになりますので、この点についてお伺ひしたいと思います。

○山本参考人 いわゆる赤坂支店における不正融

資事件について、尾花さんに対する貸し出しが、当時、富士銀行が、尾花さんが富士銀行の正当な融資であると認識していたということについて、時系列で見てもおかしいという御指摘であります。そのことがどの部分がおかしいか、私よくわかりませんが、尾花さんにつきまして、事件発覚後いろいろ本人から私どもが直接伺ったところ、それから私どもの記録等から見まして、本人は富士銀行からの融資だというふうに認識をしていたというふうに判断をいたしました。

その後、尾花さんが富士銀行からの借り入れと認識していたことが明らかにになりましたので、私どもとしては、尾花さんとの間で正規の貸付契約を締結しまして、担保の登記手続も終わり、正常な取引にした、こういうのが経緯でございます。

以上でございます。

○上田清委員 きょうは時間がありませんので、金融監督庁を通じてこの件については徹底的にやっていきたいと思っております。またもやうその答弁をされたというふうに私は理解をしております。

もう一つお伺いします。

先ほど時系列の話をしましたが、平成三年七月二日の「赤坂支店問題の対処方針」、個別案件処理で、尾花さんの案件がその中に載っておりますが、これが、私質問をかつてさせていただいたときに、プロジェクトチームが七月二日に発足して、八月十六日に調査が終了した、しかし、この案件の中身そのものは四十五日さかのほらなければならぬ話でございます。なぜ四十五日さかのほらって裏書きに印鑑を皆さんで押されたのかというのを当時の西村銀行局長に伺ったところ、富士銀行の慣行だからというのではない、こんな御答弁をされておられました。山口銀行局長になられて、さすがにこの答弁はまずいと思われたのか、こういうことは不適切だ、当然、致すのが望ましい、概略すればこういってお話をされておりましたが、富士銀行では裏書きを四十五日さかのほらって日付を打つたことがあるんでしよう

か。

○山本参考人 御指摘の「赤坂支店問題の対処方針」という書類の件でございます。これは、少し時間をいただきまして、この書類の性格を御説明申し上げたいと思っております。

七月の一日にプロジェクトチームを発令いたしました。七月の二日から実働を開始いたしました。何分にも、非常に多岐にわたる問題、案件、関係者が、関係者といえますのはお取引先になるわけですが、非常に多いというふうなことで、このプロジェクトチームが実際に行動をしていくにつきましては、詳細な検討を踏まえた対処というよりは緊急の対応が必要であったわけでございます。私どもは、そうした個別の案件につきましては、担当の役員が文書、こうした裏書きという形態ではない文書をもとに口頭で指示を与え、方針を決めてまいったわけでありまして。

そうしたものを、行内の手続といたしましては、銀行でございますので、経営管理上の観点から、意思決定を明確に記録に残すということが私どものやっていくことでございました。個別に決定をしていたこと、それから今後の対処方針、この二つのものを八月の中旬になりましたとまとめたというものがこの文書の性格でございます。

この文書は、したがって、起案の日が七月二日付ということになっておりますのは、そうした決裁について、実態的に七月二日から行われていたものについて事後的に承認を与えるという性格のものが入っているということでございます。事実、この文書がつくられたのは、役員室に入った日付というものが文書の裏にナンバリングで記録されることになっておりまして、この日付で確認をしたところ、役員室の受け付けの日付が八月十六日というふうになっております。

それから、これは二日付の文書でございますが、七月二日以降の尾花さんの案件以外の件について、七月下旬に発生をいたしました事項が既に発生をしたという事実がこの文書に記載をされておりました。そういう点からも、八月十六日に役

員室に入って、役員室の回覧、決裁が行われたということは、この事実からも時系列的に正しいというふうに考えております。

この点につきましては、平成八年でしたか、この件が週刊誌に取り上げられたときに、大蔵省に当該書類について今申し上げたようなことを確認していただいております。

以上でございます。

○上田清委員 時間になりましたので、終わります。本日にきょうはありがとうございました。

私どもも、銀行の公的な責任や公的な性格を問題にしながら、利益はしっかり出さないというふうな、なかなか矛盾したことを申し上げております。大変悩ましい時期と重なっておりますが、そう遠くない時期に、銀行協会の方でも、きちっとした経営体でいくのか、あるいはそういう社会的な性格をきちっと認めた上で経営体としてやっていくか、そういう整理をする時期があるかと思っております。そのことだけ申し上げまして、終わります。

きょうはありがとうございました。

○金子委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

先ほどの上田議員の質問に若干補足をして質問させていただきます。予備的調査の報告書の件であります。先ほどの御答弁では、直近の数字だけではなくて、過去にさかのほらって出せるかどうか、それを検討して、その上で回答したいというふうにおっしゃいました。

大型フリーローンについての資金使途別販売件数だけではなくて、四番、五番、六番、七番、例え、系列保証会社が代位弁済している件数と金額、それから月別の競売申し立て数、これは当然数字がなきゃおかしいわけでありまして、この点について、これも一緒に報告をしていただくといいことよろしいですね、杉田参考人、山本参考人。

○杉田参考人 お答えをいたします。

全体を含めまして、どの程度、どれが可能なのかについても一度検討したい、このように思っております。

○山本参考人 全項目について可能かどうか、再度調べさせていただきたいというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 ぜひ全体を、検討の上、最大限出させていただきたいと思っております。

次に、中小企業向け貸し出し計画の達成の問題についてお聞きをしたいと思っております。

前回の参考人質疑の際に提出された十五行の達成状況は、前半ではほぼ横ばいでありましたが、後半になって急増しております。前期の伸びと下期の伸びとを比べると、六倍から七倍平均して伸びております。とりわけ富士銀行は最も大きなマイナス、九月時点で一千六百六十八億円のマイナスでした。それが、下期に急激に伸びておりまして、下期だけの伸びた数字を言いますと、一兆二千六百五十八億から一兆三千三百五十八億と、本当に大変な伸びをしているわけです。なぜこのような達成を実現できたのか大変不思議に思うわけでありまして。

先ほど幾つか御説明がございましたが、どうも納得できないわけでありまして、具体的な手段、どういう手段でこのような高い伸びを達成できたのか、まず山本頭取にお伺いしたいと思います。

○山本参考人 私どもの中小企業向け貸し出しの増強について、どんなことをしたか御説明を申し上げます。

まず、平成十一年度でございますのは、健全化計画の実質第一年度という位置づけをいたしました。この年、良質貸出資産増強運動、とりわけ中小企業にウエートを置いた、そうした全行の増強運動をやっております。一年間を通じてやってきたところでございます。具体的に、この運動を支えるものとして、中小企業育成ファンド、それから貸出優遇特別ファンド、その他各種の具体的な商品の開発をし、そういうものが増加を図るというのを施策としてやってまいりました。

もう一つは、チャネルを変えて、もつとお客様が使いやすいようにしようということで、ビジネス金融センターというものを本部につくりまして、中小企業融資の専門部隊が相談に乗りながら貸し出しをふやしていくという体制をつくってまいりました。下期に入りまして徐々にこれが貸し出し増加として結実してまいりました。最終的に、株式市場の回復が見られたというようなこと、さらに全体としての景況感が改善してきたというようなことから、中小企業の資金需要につきましても、業種ごとあるいは個別企業ごとに銀行性はあるものの、全体として徐々に盛り上がりつつきたという背景があるというふうに認識しております。

ちなみに、中小企業育成ファンド、貸出金利優遇特別ファンド等々で、件数にして約一万件、金額にして四千億円の貸し出し増加を行っているところでございます。

○杉田参考人 お答えをいたします。

当行の例で申し上げますと、融資拡大のポイントというのは、顧客ニーズに応じた最適な商品の提供をいかに迅速に行うかというふうに考えております。主に中小企業をターゲットといたしまして諸施策を実施してまいりました。

まず、新商品開発に關しましてスタッフを拡充いたしまして、固定金利型商品の拡充でございますとか小口化をいたしまして、中小企業向け融資商品のラインナップを充実したわけでございます。具体的な商品で申し上げますと、昨年の八月の中ごろから、中小企業向けの固定金利貸し出し、それから固定金利に転換できる可能型ローンというものを始めました。また、十一年の十月の下旬から、固定金利の予約型ローンというものを開発をいたしまして、取り扱いを開始いたしました。この新商品関係で、この三月までに千八百件で約千三百五十億円の実績を上げております。

二つ目に、営業店のサポートというのがございます。営業店をサポートいたしますために、本部内に専門スタッフ、これはビジネス・ソリユ

ション班というふうに呼んでおりますが、これを昨年の六月に設置いたしました。ここでは、事業戦略や経営戦略等の各種のお客様のニーズを一元的に管理いたしまして、スピーディーな提案力、対応力を強化いたしました。設置して以来の相談の件数は約千七百件に及びまして、その効果が下期にあらわれ始めましたということが言えると思っておりますが、具体的な金額、つまり貸し出し実行に結びついた案件としましては二百七十件ほどございまして、金額で七百億円弱、六百八十億円程度となっております。

三つ目でございますが、今まで、新規の専任担当者が百五十名おりましたのですが、昨年の十月に新規の開拓特命専任スタッフを設置いたしまして、主な店に配属をいたしまして新規開拓に注力をしてまいりました。その効果もございまして、平成十一年度全体の新規開拓の実績が年度で約二千億円となっております。こうした、今ある申し上げました諸施策を懸命に実施したことが中小企業向けの貸し出しの増加に寄与したのではなからうか、このように思っております。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 今の説明は、一般方針をお聞きしたという感じでありまして、具体的な対応策がどうも、これだけの大きな内容につながっていった、そういう感じがつかめないわけでありまして、それで、例えばこういうことは仕組みとしてあり得るのかどうかという点をお聞きしたいと思っております。

まず一つは、皆さんの銀行のそれぞれの子会社がありますね。その子会社は当然中小企業扱いになると思いますが、その子会社に対して融資をした、これは中小企業向け融資の拡大というふうにかウントされるんでしょうか。仕組みの上でお聞きしたいと思っております。

○山本参考人 子会社の多くは中小企業に分類されております。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、第一勧銀も

ちろん同じだと思います。子会社に大規模に貸し出すということが行われているのではないかと思います。私どもは情報としてつかんでおりますが、そういうやり方を三月末に、急増させる手段としてとったということはありませんか。

○杉田参考人 私どもの場合も、いわゆる日銀の分類で言う中小企業に相当する子会社がございまして、そこに対する取引は、経常的な範囲、あるいは実需に基づく貸し出しという取引はございまして、

○山本参考人 子会社貸し出しにつきまして、三月末を九月末で見ますと、十億以上増加しているところが数社、マイナスになっているところが数社というような状況でございまして、特別大きく貸し出しをしたというふうなことはございませぬ。

○佐々木(憲)委員 十億以上の新たな貸し出しをされるということは、子会社の数が多ければそれだけ金額が膨れるわけでありまして、これは子会社との関係でいえば、親会社の銀行の方の意向が非常に強く反映されるわけでありまして、貸して一定期間経過したらまた引き揚げるということも可能なので、仕組みとしてそういうことが可能かどうかということとはわかりました。

二つ目に、中小企業に対しては、相手の経営状況、例えば赤字企業、こういう企業には貸し出しはそれほど急増していないと思っております。これは、皆さん方が実際に経営上リスクの高いところには貸さない、これは変わっていないと思っておりますね。そうしますと、どうしても優良企業に貸し出す。先ほどもお話の中で良質の貸出資産増強運動というふうに言われましたね。もちろん優良な中小企業に必要な資金を貸し出すのは当然だと思っておりますが、中には、ともかく短期間でいいから借りてほしい、こういうことをやって短期的な貸し出しを三月の末に実行した、こういう事例は、先ほども質問ありましたが、全くありませんか。

○杉田参考人 お取引先の資金ニーズは、期間の長いものからごく短期間のものまでさまざまございまして、私どももいたしましては、こうしたさまざまな資金ニーズに対しては、適切かつ迅速に対応するよう心がけておりまして、お取引先の意向を無視したり、あるいは無理に融資を行うということはない、このように認識しております。

以上でございます。

○山本参考人 ただいま御指摘のようなことはないと認識しております。

○佐々木(憲)委員 意向を無視したやり方はしない。相手の了解を得たら、それは相手の意向を尊重して融資をしたという形になりますからね。そういう意味で、これはかなり大規模にやられている可能性があると私は思います。本店、支店が貸出先のリストをつくって、それで三月末の実績を上げるために、ともかく相手側が要望していないのに頼み込んで貸し出しをふやしている、こういう実例を聞いております。今、完全には否定をされませんでしたね。

三つ目の問題では、中小企業に貸し出しをしなければならぬので、例えば大企業に貸し出す場合に、まず最初にその大企業の子会社である中小企業に貸し出して、一定期間たつたときに大企業に振りかえる、こういうやり方はやっておりますか。

○杉田参考人 大企業の子会社、関係会社が直接資金調達を行うことは一般的でございます。そのような先に対して銀行が融資を行うことは、これまで一般的にあるかと思っております。

ただ、それはお取引先の事情によるものでございまして、当行では、お取引先の意向を無視して無理に中小企業向け融資に振りかえたり、あるいは子会社経由で大企業に融資したりするようなことは行っていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○山本参考人 従来から、私ども、大企業の関連子会社向けの貸し出しも存在しております。大事な取引先だというふうに考えております。ただ、御指摘のようなことをやっているという

ふうには認識しておりませんで、一般の取引先同様、一件ごとに個別のニーズを厳正に審査した上で行っております。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 表向きはそのような回答をされるだろうと思いますが、しかし、現実には具体的な相手側との関係ですから、相手側と交渉して、まず三月に子会社に貸し出して、四月には親会社の方につけかえるということをやっているという事実を私は知っておりますので、そういう点を具体的に資料を出していただかないと、私はなかなかお話だけでは了解できないわけであり、もちろん個別の企業名を出すということは無理だと思えますけれども、少なくとも、この半年間の各月ごとの実勢ベースの金額と残高ベースの金額、この二つをそれぞれ月ごとに提出をしていただきたい。これが一つ。

それから二つ目は、先ほど一番最初にお聞きをいたしました銀行の子会社向けに、この間、月ごとにとの融資をふやしてきたか、その融資額、子会社向けのトータルで結構ですから、月ごとにそれを提出していただきたい。この二点、いかがでしょうか。それぞれ。

○杉田参考人 まず、月次に数字を出せということですが、実勢ベースについてはいろいろ議論がなされているところでございますが、表面残高に、貸出金の償却でございますとかバブルセール、それからCPCそれからRCCへの売却等の不良債権処理によりまして表面残高が減少した分、あるいはまた、それに加えて債権流動化による表面残高が変動している分を調整したものでございまして、これは通常期末のみに行っております作業でございます。これを月次に行いますのは、全体の調整額のうち、特に中小企業向けの貸し出しの調整額を仕分けるなどの困難を伴いまして、月次の提出につきましては御容赦をいただきたい、このように思っております。

関係子会社の、私どもの子会社の数字につきましては、実勢ベースで提出することは可能かとい

うふうに思っております。

○金子委員長 佐々木君。

いや、今のと当然同じでしょう。(佐々木(憲)委員「それぞれ」と呼ぶ)協会長としてのあれですから同じでしょう。

○佐々木(憲)委員 では、今協会長としてお答えいただきましたので、二番目の、子会社への融資の実勢ベースでの提出を、十五行について提出していただくということをお先ほどの御答弁で約束いただきましたので、ぜひ後ほど提出をしていただきたい。

以上で終わります。

○杉田参考人 子会社に対しては、私が申し上げたのは、持ち帰りまして検討させていただきたい。実勢ベースでは私自身は可能かなというふうな思っておりますのでございまして。

○金子委員長 これは理事会でまた協議させていただきます。

次に、鈴木淑夫君。

(委員長退席、渡辺(喜)委員長代理着席)

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

全銀協の杉田会長、富士銀行の山本頭取、きょうは御出席、まことにありがとうございます。

もう既に多くの委員が質問しておりますし、時間も限られておりますから、私は少し違った角度から問題を取り上げてみたいと思います。

率直に言って、私は、皆さん銀行界の方々、その経営者の方々は、九〇年代の大蔵省の金融行政の間違いの被害者という側面があると思っております。全部大蔵省のせいではないけれども、明らかに九〇年代の大蔵省の金融行政は順番を間違えたと思えます。

アメリカが八〇年代にやった、バブル崩壊後の金融システム、金融業界の立て直しというのは、まず最初に不良債権の処理をやるわけですね。プロンプト・レゾリュション・オブ・バッド・ローンズというのがまず最初に来るわけですよ。

不良債権を処理すれば当然資本が傷みます。そこで今度は早期是正措置のようなもので資本を回復

するわけです。そして、経営を立て直したところで競争力強化という話に来るわけですが、残念ながら、日本では順序を間違えた。最初に早期是正措置を持ち出したですよ、九五年、六年に。そして、不良債権処理、九〇年代前半からやるべきことを先送りしてきた。皆さん方も一緒になって先送りしたわけですが、しかし、銀行さんの中にはもっと早く処理しようとして大蔵金融行政に求められた銀行もあるということをお十分承知しておりますから、これは大蔵省の金融行政の間違いであると思えます。

一番最初にやる不良債権の早期処理を先送りしながら、早期是正措置を入れてきて、おまけに、一番最後に来ないけない金融ビッグバン、金融業界の経営効率の向上、そして国際競争力を高めていけというのを、金融ビッグバンで統一して出してきたわけですよ。ビッグバンは九七年度です。早期是正措置を発表したのはもっと前だ。ところが、九七年の秋から九八年にかけて金融危機が発生する。そこからですよ、皆さん方に対して不良債権早期処理を迫ったのは。

つまり、皆さん方は、大変お気の毒なことだけれども、三つのことを一遍に要求された。不良債権早期処理と自己資本比率の回復と、そして経営効率の改善ですよ。こんなむちゃな要求は米國に比べるととよとひと過ぎると思っております。

そういう中で皆さん方が最初におやりになったのが貸し渋りです。僕は当然だと思っております。この三つを一遍にやろうと思ったら、不良債権を早期処理すれば自己資本比率は下がる、そういう中で、自己資本比率を上げて経営効率を上げようと思つたら、分母の貸し出しを抑えるのが一番早い。それをやったと思うんですね。だから、私は必ずしも、貸し出しが十分伸びないということについて皆さん方だけを責めるつもりはないんです。

以上は、どちらかといえば失敗の話、過去の話ですが、私、最近非常に明るい気持ちになったこと

とがある。それは、先般発表になった三月調査の日銀の短観を見ますと、皆さん方金融界、その中には内訳があつて、ちゃんと都市銀行というものもある。その設備投資がずっと落ちてきていた。九九年などにはマイナス二・二％です。それが、二〇〇〇年度、本年度は一気に六五・八％増です。ということは、ようやく不良債権処理ある自己資本比率の回復というのが進んできたために、三番目の、一番大事な国際競争の面で負けないようにする前向きの設備投資を始めたなというふうには見えておりますが、そこで質問です。

この二〇〇〇年度の大蔵金融機関の設備投資増加の増、並びにこの資金調達方法はどうかっているか。全体のことと言えなかつたら、杉田さん、御行さんだけでもいいですよ。どういふこととこんな設備投資があつて、資金繰りはどうつける計画になつておるか、お答えください。

○杉田参考人 お答えをいたします。先生御指摘のとおり、三月の日銀短観によりまして、都市銀行の設備投資は、九九年は前年比二五・二％減つたわけですが、二〇〇〇年度は対前年比で六五・八％も伸びると発表されているところでございます。

投資は企業の戦略そのものでございまして、個別銀行の頭取の立場で申し上げますと、当行につきましては、総投資額ベースで、九九年は、二〇〇〇年、Y2K問題の影響で、特に年末を挟みまして投資を凍結しなければいけないというような期間がございました。このため約三割ほど、金額で三百二十億円でございまして、落ち込みになりました。

しかし一方で、二〇〇〇年度は九九年に比べまして九〇％増、約倍増の六百二十億と大きな投資増を見込んでおりまして、先生の御指摘のとおり、当行におきましても積極的な設備投資を計画しておりますのでございます。

その投資の内容につきまして申し上げますと、三つほどございまして、まず一つは、四〇一対応等、お客様のニーズに的確におこたえするため

の新商品開発や、それを支えますデータベースのインフラ整備をやっています。それから二つ目には、お客様の利便性を高めるためのインターネットバンキング、それからATMの二十四時間化、それからコンビニエンスストアへのATM設置など、いわゆるIT関連投資がございします。三つ目には、統合を進めてまいります。統合に伴う経営効率化、それからリスク管理に対する機械化投資、システム投資などで、大きな点で三つございします。

私どもは、既に発表しておりますところの三行統合の事業、御当局の認可と株主総会での御承認を前提といたしまして進めていくわけですが、我が国の金融機関が、ボーダーレス化が進み、国際的にも一流プレーヤーとして通用するような地位を確立するために、金融ニーズの高い次元で的確、迅速にこたえられるお客様への顧客対応力と、強固な財務体質に支えられた信用力、この二つの要請を兼ね備える必要がございまして、厳しい経営環境にあるわけでございまして、生き残りのためには、経営基盤の確立に必要不可欠な投資を行っていかなくてはならない、このように考えておるところでございします。

なお、三行統合のみならずIT関連投資というペースで申し上げますと二〇〇〇年度で約千五百億を計画しておりますところでございます。

以上でございます。

○山本参考人 御指摘のように、銀行の設備投資額がふえる状況になりまして、私は、頭取として大変にこの局面にうれしく思っております。

私どもは、今お話がありましたように、みずほフィナンシャルグループということで、三つの銀行が一緒になってIT投資をやるといっても、三行が統合するための一つの大きな理由、契機でございします。

IT投資は、私が先生方に申し上げるのもまた失礼なことかもしれませんが、御存じのとおり、金融界におきましては、金融界の勝敗を決する最も大きなファクターであるというのが、特にグ

ローバルな競争においては、そういう認識がこの数年一般化しております。私どもは率直なところ、不良債権の処理の過程で、欧米の銀行が行ってきたようなIT投資が十分行えなかったという状況にございします。

そういう観点から、今年度以降積極的にIT投資を行い、国内の顧客利便性の向上、それから国際的な取引に備えての金融技術の面での投資、さらにはマーケティング、リスク管理等々、国際的な競争にたえらるるような銀行づくりのために、IT投資を積極的にやってまいりたいというふうに考えているところでございします。

○鈴木委員 時間がなくなりましたので、ごく簡単にお答えいただくだけで結構なんですが、そういう前向きなIT投資を中心とした投資が始まる、経営の合理化で勝負をするというときには、護送船団方式あるいは奉加帳方式の行政というものが最も皆さん方にとっては困ることだと思いませんか。今審議している預金保険制度に即して言えば、依然として特別料金が乗っかっている。皆さん方は、信用力に応じて保険料率を変える可変保険料といった問題についてどう考えておられますか。それが最後の質問です。

○渡辺(喜)委員長代理 質疑時間が終了しておりますので、手短にお願いたします。

杉田参考人。

○杉田参考人 大手行の立場として申し上げます。私ども大手行では、平時の金融システムのあり方を考えた場合には、モラルハザードはできるだけ小さくすることが望ましいというふうに考えておりまして、特例措置終了後の恒久的制度としましては、小さな預金保険制度を目指すというふうに主張してまいりました。預金保険料につきましても、金融機関の経営の健全性に応じまして保険料率を設定する可変保険料率の導入が基本的な方向としては望ましい、このように考えております。

ただ、基準指標のとり方、それから料率格差のつけ方、個別金融機関への適用料率の公表の是非

など、具体的な方向についてはさらに検討が必要であり、早急な導入には慎重を期さなきゃいけない点もあるというふうに考えております。

金融審議会の答申でも私どもと同様の方向性が示されておりますし、さらに改正法案では法的手当てをいただいているところでございまして、この点につきましては大いに評価をしているところでございします。

以上でございます。

(渡辺(喜)委員長代理退席、委員長着席)

○金子委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

きょうは、杉田参考人そして山本参考人、御苦勞さまでございします。

各委員がいろいろと質問をされました。とりわけ、経営健全化計画の、この三ヶ月に当たって大幅に中小企業への貸し付けが増額している、これはなぜそのようになったのかという質問が相次いだわけでございします。それに対して、さまざまな施策をとられたという御説明もございしました。

また一方では、質問者の方から、やはり各銀行あるいは大企業が持っている子会社への融資、貸し付け、そういった方法がとられたのではないかと、実例等の中でそういった疑問点も出されました。

もしそうであるならば、私は、貸し流しは解消されているはずだと思っております。皆さん方の話のとおりであれば、では中小企業への貸し流しが解消されたのかという、なかなかそこまでいっていないと思うんですね。公的資金を注入されたわけですから、そういった意味では、そのような方法で数字だけ目標を達成したということがいづれ明らかになったとしたら、これは国民からすると大変理解できない、納得できないことであるというところをまず申し上げておきたいと思っております。

ちよっと違うことでお伺いしたいんですが、第一勧銀、そしてまた富士銀行、これが、ことしの

秋にも日本興業銀行とまず証券子会社を統合し、段階的に経営の統合を図ることになっておりますが、長銀、日債銀が御案内のように倒れてしまいました。唯一の長信銀となったのが興銀でございします。その興銀は、経営統合後も金融債は引き続き発行認可を求め意向であるということを示明しておりますが、このことについてお二方に、興銀の意見に同じか同じでないかというだけで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○杉田参考人 お答えいたします。

金融債は、投資家にとりまして大変流動性の高い運用手段であります一方、調達する側から見ますと、中長期の調達手段といたしまして、金利リスクやあるいは流動性リスクのコントロールに活用できるものとして定着をしております。相応の市場規模を有しているわけでございします。

こういうことから、私どもとしても、金融債を引き続き取り扱うことが我々個別のグループとしては望ましい、このように考えております。

○山本参考人 全く同意見でございます。

○横光委員 確かに、金融債というのは、長期資金を専門に貸し付ける長信銀が安定的に資金調達をできる、特別に認められている債券だと私は思うんですね。

ところが、長銀があある、日債銀はそうなる、それから興銀も今度統合される。そして、今流れは金融債でなくていわゆる普通社債、これが昨年の十月に解禁されて、そういったものが発行される流れが今始まっているわけですよ、各都銀においては、そういう流れが一方である。しかも、長信銀はほぼ形が終わりつつある。

そういった中で、普通社債は求めながらさらに金融債も求める。興銀が今度統合されることによって、長期じゃなくて個人的な、いわゆる個人預金という資金調達手段も新たに加わるわけですね。そういった中で、金融債を求めるといことは、なかなか理解を得にくいのではないだろうか。いわゆる金融債の意味での役割は終わったの

ではないかという思いは持つておるんですが、そのところはどうか。杉田さん、もう一回お聞かせいただきたいんですが。

○杉田参考人 金融債につきましてどう認識しているかにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。運用面それから調達面ということとそれなりの金融債の意義があるというふうに申し上げたところでございます。

なお、社債との関係では、金融債の店頭発行とかで、機動性とかそういった意味ではやはり社債よりも金融債という面、すぐれた面があるというふうなふうに思っております。

以上でございます。

○横光委員 東京三菱銀行の六年間という経過措置もございまして、これからこの問題はさらに論議されていくべき問題だろうと思っております。

次に、先ほどからずっと中小企業に対する貸し渋りの問題が取り上げられておりましたが、さらに不良債権の処理の問題です。

昨年の三月、九九年の三月に、十五行が七兆四千五百億円の膨大な公的資金の注入を受けたわけですね。その際に、それまでの九兆円に上る不良債権は処理したんだ、そして注入を受ける際、一年後の三月の処理額はその十分の一である九千億に減るんだ、このように計画に明記されていたわけですね。

ところが、これが昨年の九月、半年後の中間決算期では、いきなり見通しが二兆二千五百六十億に膨れ上がった。さらに、これがことし三ヶ月期決算の見通しでは三兆円を上回るであろう、そういったことが明らかにしつつあるわけでございますが、本当にわずか数カ月で八千億もふえている。最初のころから比べると膨大な量の不良債権の見通しがふえているわけですね。

これはいろいろ理由がございましょう。理由はございましょう。しかし、半期ごとに履行状況を報告する不良債権の最終宣言が、半年ごとにこれだけ変わってしまったのでは最終宣言の意味がない。しかも、国民からすると不良債権を

早く処理してほしい、これは終わってほしいというふうな願ひなんです。いつまでたっても、終わるところが膨れ上がってしまっているわけですね。非常に疑問点と不安が多いわけですが、これは、いわゆる各行の見通し、次の報告をするための見通しが甘いと言われても仕方ないんじゃないかと思うんですが、お二方いかがでしょうか。

○山本参考人 不良債権の処理がなかなか終わらないように見えるということでございますが、償却の水準と、それから不良債権そのものの残高というところになるかと思いますが、不良債権と言われる、公表されているリスク管理債権の残高というものは着実に減っているわけでございます。

ただ、予想していたほど急速に減らない理由は、担保不動産の減価と、それから景気が低迷している、平成十一年度後半若干持ち直してありますが、景気の低迷による企業向け貸し付けの質的悪化という問題がございまして。

それからもう一つ、不良債権処理の問題でございますけれども、これにつきましては、今申しましたような残高そのものが予想以上に減らないというところの反映として、引当金の積み増し額が予想以上になっているという事情が一つ、もう一つは、十一年三ヶ月期の決算では、金融検査マニュアルの趣旨にのっとりまして、また我々はその趣旨にのっとり自己査定を改めて行い、償却、引き当てについてもこの厳しいガイドラインの趣旨を踏まえて行ったということが増加をしたという一時的な要因もございまして。

以上が全般的な状況でございます。

○横光委員 終わります。

○金子委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人におかれましては、大変御多用の中のところを当委員会にお出掛けをいただき、貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。どうぞ御退席ください。

○金子委員長 引き続き、両案を議題とし、政府に対する質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融監督庁検査部長五味廣文君、金融監督庁監督部長乾文男君、大蔵省金融企画局長福田誠君、警察庁長官官房審議官岡田薫君、金融再生委員会事務局局長森昭治君、人事院事務局総局職員局長中橋芳弘君、総務庁人事局長中川良一君、大蔵大臣官房長林正和君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原委員 委員の皆様、また官澤大臣、谷垣大臣を始め、皆様、お疲れのところでございますが、もうしばらくおつき合いを願いたいと思っております。

預保法の改正案、また保険業法、金融機関等の更生手続の特例に関する法律の改正案等の質疑も終盤を迎えてまいりましたが、冒頭、先週末からの株価の動向等を含めて、日本の経済のファンダメンタルズ等につきまして、若干宮澤大臣にG7のお話等もお聞かせ願いたいと考えております。

けさ、ニュースで、ニューヨークのマーケットが非常に安定していて、先週末に比べて二百七十六ドルアップの一万五千八百二十ドルというダウ平均、そしてナスダックの方も、これは過去最大の上げ幅の二一七ポイントアップの三三三九ポイントと、アメリカの方は小康状態。もちろんその中で、下げ株の方が上げる株よりも多かったというたような状況はありますけれども、大臣がきのうもおっしゃられたような状態で推移をしていたなと感じておりました。日本の前場の終り値は、一万八千九百四円ですか、百円程度昨日より下げているわけですが、こんな状態を今見られ

て、官澤大臣にお聞かせいただきたいのですが、日本の経済の状況、景気の明るさ、あるいは企業収益の改善等も見えてきたわけですが、私は大きな変化はなくて、やはりこは見守っていくという大臣の考えに賛成なのですが、今ほどのようにファンダメンタルズを見ていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○宮澤国務大臣 結論をいたしましては、石原委員のおっしゃいますように私も考えておりますが、私が週末に参りましたアメリカの金曜日の相場がちょうどああいうことになったわけでございますが、会議に集まりました我々の仲間、遅かれ早かれ一週価格調整はあるだろうと見ていた人が多くございまして、その中で、これが従来から言われていたことの結末であるのか、あるいはこれから何か新しいことが展開していくのか、その辺のことが読めない。さしずめ月曜の相場を見ていたというふうなことでございます。

月曜は、半分ぐらい戻すだろうと思っていた人が多かったのではないかと思います。そうしますと、しかし、月曜から後、これがどういふことになるか、これでもう終わるのかというふうなことは、これからのアメリカ当局の政策を決定する一つの判断になろうと思っております。そういう意味では、ちよつとまだ先がわかっていないということではないかと思っております。

我が国に限ります限り、おっしゃいますように、景気の回復がかなり強い力を持つておると思いますが、対応はともかくといたしまして、別に大きな影響はないのではないかとこのように考えております。

○石原委員 官澤大臣、G7の中での話も御披露いただいたわけですが、こんな中で、今週一週間の株価の動向、また為替の動向というのは非常に重要、どの程度調整をするのか。それこそグリーンズパンさんにおいては、もう一九九六年のころから、ダウ平均で六千ドル台のころから調整必至という話が出ているわけで、こしも経済を担う上で、多くのエコノミストがニューヨ

クの調整局面がどのぐらい、いつ来るかということが最大のターゲットであつたから、ある程度マーケットの方も落ちついた動きをしていると私も思うのです。

こんな中で、我が党も含めまして与党三党が、株価がクラッシュをするような状態になったら一兆円の公的資金で買い支えよう、そういう話が昨日なされたわけですが、私は個人的に申し上げますと、この連立政権の始まる自社政権のときも実は公的資金による株価の買い支えみたいなものがなされて、二万円台をキープはしていましたが、結果としては、そのお金、突っかい棒がなくなつたら経済の実体に見合ったようになつたとおつちた。言葉をかえまして、構造改革しないで、その場合はほんそうこうをべたつと張つて傷口は何とかふさがつていたけれども、現状が何も変わっていませんから、突っかい棒を外したらまたもとに戻つたという苦い経験がある中でこんな話が出てきたわけですね。

大蔵大臣、御発言しにくいかと思ひますけれども、御所見がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 昨日のようなことがございますと、政党がそれに対してできるだけ早く反応をしなければならぬ、そういう政党の持つております機能はよくわかつておりますので、それはそれとして理解をいたしております。

今お尋ねの問題につきましては、関係で申せば郵政省あるいは厚生省でございますが、そういう資金を持つておりますところが自主運用として、その立場からどうこうされるということは全く自由なことではないのでございまして、また私もそれに干渉することではないのでございまして、けれども、何かそれで相場というものがそういう資金によつて影響を与えることができる、あるいは影響を与えないといったような物の考え方は、にわかには同調できないところでございまして。

○石原委員 私も大臣と同じ考えの立場をとつていふということを変更して申し述べたいと思ひます。

す。

そこで、先ほど月曜日のニューヨークは戻すというふうな話をG7の中で話されている方が多かったというお話もあつたわけですが、私も、私、G7の共同声明の要旨を見ておりました。ちよつと残念なところがあるのは、せっかく景気もよくなり、企業収益もよくなり、上り調子で来ていると私は思うのですけれども、「世界経済の動向」の中で、日本経済は明るい兆しが見えてきているものの、民需の確実な回復には至っていない。マクロ経済政策が持続可能な内需主導の成長を支援することが重要だ。当局は、ゼロ金利政策との関連で、デフレ懸念の払拭を確かなものにするよう、十分な流動性を引き続き供給することを決定した。潜在的な生産力の向上、金融セクターのリストラを促すため、構造改革は継続されるべきだ。これは言つていいことは何もかもだと思ひます。これは言つていいことは何もかもだと思ひます。これは言つていいことは何もかもだと思ひます。

その一方で、為替レートにつきましては、この一月くらいでございますが、大臣に御努力いただいて円高懸念という言葉が入つていたのに、この円高懸念が落ちて、主要通貨間の為替レートは経済のファンダメンタルズを反映すべきだ、引き続き為替市場の動向を注視し、適切に協力していくと、私が考えるところと一歩引けたような文書になつてしまつた。

マーケットの状態というものが非常に大切だと思ひますけれども、日本の景気を民需主導の確固たるものにしていく上で、今の円レートは、若干戻して百四円台で推移してはいますけれども、円高の方が日本の経済にとっては非常にポアインローのようにきている。そういう意味で、このG7においてどんなやりとりがあつたのか、また株価のことについては、逆に何にも言わなかつたから失望感がマーケットに広がつた等エコノミストも言つておりますけれども、その二点につきまして、話せられる限りで結構でございますが、お教え願ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 まず後の方から申し上げますけれども、月曜には半分ぐらい戻すだろうと言つていたのは、私どもが飯を食つたりしながら話していることではないので、いざれにしても、この話は正式の話題にはなりません。もう御察しのうちに、何を言つてもこれは何かをトリガーするということになつてはほしくないということでございます。ですから、何も言わなかつたことが失望売りになつたという新聞の評価もございまして、どつちにしてもこれは月曜を見るしかないという雰囲気であつたわけでございます。

それから、前段の点は、今、十一、十二の動きが非常に悪くて、殊に消費がよくない、それはリストラもあつたからでございますが、他方で設備投資がプラスになつた。そういう状況を、IMFの専門家、あるいはアメリカ政府当局もそういう見方が強いようでございますが、これで、いい兆しは出ていますけれどもそれが家計につながるかどうかということについては、リストラもありまふのですから、そこはちよつとわからない。しかも、まだ下げ続けていますから、まだ日本にはデフレの懸念があるんだということをその人たちはかなり強く考えている。

私なんか個人的には、もう設備投資も出てきたし、五割ぐらいの失業率はあり得ることだが、大局的にはやがて大体つながつていくのではないかと。そこところの見方が、いつというあたりが違つておまして、それがここに出ております。それはこういう見方も確かにあるわけでございますから、私も、別に反対はしていません。

こういうことがあるので、そこで為替のところ、したがつて本当はまだそんなに日本経済は問題がないわけじゃないので、しつかりファンダメンタルズを反映しているとは言えないじゃないか、そこに円のある意味での高過ぎるという問題があるという、その問題の意識そのものは特に疑問を持つていない人はいないということになります。

これが議論の筋道であつたわけですが、しかし、それを言ひ出すと、ユーロというものは実際はあんなに弱くていいのかわからない意見がございまして、いや、そうするとユーロも円も、今度はドルは一体これでもいいのかねというふうな話になつて、そこは実は余りだれも、ああいう執拗だものですから突つ込みたくないところでございまして、そうすれば結局、三つの通貨あるいは主要通貨の話にしてしまつた方が我々の感じは出てくるのかな、そういうことになりまして、円ということをやらずに主要通貨ということをやつて、最後のところでは適切に協力するとなつておりますので、それから、これで言ひたいことは大体お互いに言つていふことであつた。

石原委員の言われまふように、我が国の一部のジャーナリズムにも、前回まで、円はなかなか大変なものであることが名指しで書いてありまして、今度はないじゃないか、そういう質問を持つていふ人は当然おりましたけれども、実態が大体理解されておつて、正直なところ、過去何カ月かの間に、私も必要だと思つて市場に介入を、余り市場攪乱の場合にはしてはおりませんので、そのことは今後も必要があればするつもりであります。むしろ、大きな通貨間の調整の問題として考えるということではないかというふうな判断をいたしました。

○石原委員 大臣のお話で、為替レートの趣旨の読み方が非常によくわかりました。

引き続き、やはり百四円台に戻しているのも、介入の警戒感というものがマーケットにあるということも非常にあります。アメリカの株も、ダウとナスダックともに戻していますけれども、さつき言ひましたように、下げ株の方が多いわけですから、不安定要因を非常に含んでおりますので、行政当局、大蔵大臣としても、マーケットに優しい気持ちを持つて、注意深く監視をしていっていただきたいと思います。

それでは、法案の方の質疑に入らせていただきます。

たいと思うのですが、先日、新聞を読んでいたら、首都圏の信用金庫、信用組合の資本増強や連帯などの動きが目立ち始めている、これも金融検査マニュアルに基づく信組へのヒアリングを開始するなど、当局の監視が強まっているからだ、地域金融機関に早急な経営強化策が求められているというような記事が日経新聞に載っておりまし

私、東京都内の数、もう二十年ぐらいで大分信組、信金も減ったということでもちよと調べてみましたら、例の東京協和、安全、コスモが破綻したところは五十信用組合がございましたが、十一年度末で、五信組は事業譲渡、四信組は金融整理管財人の派遣になっていますが、四十と、かなり淘汰されてきているような気がします。

しかし、東京の信組の組合の幹部の方と話す、今三十幾つ実態に残っているのですが、正直言つて、この規模では地域密着型、中小企業対象の金融機関としても実は多過ぎると。大きい声では言えないが、五つか六つぐらいに再編しないと自分たちの事業も生きていけないというような話をされていたことが非常に印象に残りました。

また、信用金庫の数も、同じく平成六年、平成七年のころは五十ぐらいであったものが、今四十。このうち二信金は破綻処理中。あと第二地銀も、旧相互銀行ですけれども、五つだったものが、昨年、国民と東京相和ですか、破綻しましたので、三つ。これでも実態の規模としては、本当に数としては適正なのか、私も非常に悩むところなのです。やはりまだまだ多過ぎるんじゃないか。

そして、谷垣大臣の前々長官であります柳沢委員長は、金融システム安定のためにはオーバーパンキング状態の解消が不可欠だと、金融機関の数が多過ぎる問題をどう整理統合していくかということを感じに言及されておりました。私も九八年、初期の金融国会のときに、この問題は避けては通れない、もちろん中小企業の方々に圧倒的な融資のシェアがあり、また地域に密着していると

いう信組、信金という特性を考慮しても、やはり整理淘汰というものは避けて通れないんじゃないかという立場を私はとっております。

その点につきまして、谷垣大臣、どのようにお考えになられ、また適正規模、オーバーパンキング、その地域の特性が非常にあると思うのですね。村井政務次官のところは、この間ちよと話を聞いたら、何か信組と信金が少ないのですよね、たしか長野県は。そんな地域の特性も含めまして、どうあるべきか、またどうお考えになつて

いるか、新大臣の御所見、また村井次官のお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○村井政務次官 谷垣大臣からお答えいただきました前に、私から、ちよと実態あるいは認識などを含めまして申し上げたいと存じます。

いわゆる地域密着型の第二地銀あるいは協同組織型の金融機関、今石原委員御指摘のように、確かに大都市圏では相当整理統合が進行している。一方、私の出身でございます長野県の場合は、ただいま御指摘のように数が比較的少ないという実態がございます。ただ、それでどうだということ

が直ちに言えるかどうか、これもまた難しいところでございまして、数の多い少ないだけで議論はできない。

要は、端的に申しまして、これから非常に金融機関間の競争も激化してまいる、それからシステム投資等々の面で非常にコストもかかる体制になつてくる、それに耐え得るような体力をそれぞれの金融機関が持つていけるようなことになつていくかどうか。そこは第二地銀であろうとも協同組織型金融機関であろうとも実態は変わらな

いずれにございまして、そういう意味で、私は、いずれにしましても、そういうことに耐えられるだけの体力に至るまでに統合が進むということが大切なのではないか、そういうふうな認識を持っております。

その認識というものは、それぞれの地域においても責任を痛感しておられる金融機関の経営陣において十分御認識だろうと思っております

し、そのような経営判断に大いに私どもも期待し、また監督官庁という立場でも精いっぱい支援をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

○谷垣国務大臣 今、村井総括政務次官から御答弁申し上げたこととそれほど違うことを申し上げるわけじゃないのですが、金融機関の数が多過ぎるという議論は、まさに石原委員がおっしゃったように、地域によつてもかなり違いがございますので、多過ぎるという議論は確かに存在するので、地域によつて見なさないといけない。やはりそれぞれの地域金融機関が、では自分たちの地域ではどうしていくのかということをお考えいただきたい、例えば今の村井政務次官のシステム投資をどうするかとか、いろいろな問題があるかと思ひますが、まず自主的に御判断をいただくべきことであらうと思ひます。

ですから、日本全体を見て多いとか少ないとかいうのはなかなか正直言つて申し上げにくいのでございまして、今の御質問の中で、柳沢さんは一県二行ということを言われていたのじゃないかというふうにおっしゃいました。私も柳沢大臣の御発言を逐一フォローしているわけではないのですが、私の理解しますのは、柳沢さんも必ずしも一県というふうにおっしゃったわけではなくて、やはりそれぞれの経済圏と申しますか地域というものは違ひますので、それを一県二行というのは、ちよと理解として、柳沢さんの御真意としても余り正しくないのではないかなという気がしております。

いずれにせよ、金融再生委員会「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」というのを前にお出ししたわけですが、その中で、主要な役割をその地域において果たしている金融機関、それから適正な競争の確保の観点から必要である競争行、こういうものには優遇しよう、それからまた、資本増強を契機として合併や提携等の金融再編が行われる場合に優遇しよう、こういうことを言っておりますので、例えば主要行というの

一つなのかどうか、これはやはり地域によつて違うのだからというふうに思ひます。

いずれにせよ、今私、それぞれの自主的判断で考えていただくことであると申しましたけれども、では、我々全く中立的なのかというと、それは必ずしもそうではなくて、早期健全化法に、再編を促進することによつて金融システムの効率化を図るということがあるわけですから、我々は基本的にそういうスタンスは維持していくということとでございます。

○石原委員 谷垣大臣、村井次官がおっしゃられた点は、多々私も考え方一致すると思ひますが、全体の数、地域の特性等はあるにしても、やはりまだまだ多過ぎると。

これも今年度新しくなりました、四月一日から監督庁の方に信組の検査権限が移つてまいりました。七月に金融庁になられて、これから本格的な検査をされていられると思うのですけれども、先ほど村井次官言われたように、体力をつけるという、そこが整理統合の上でもう一つ重要なポイントで、実際に貸し出し余力があつて、利用してもらえらる地域の金融機関として残つていっていただかなければならない。

そんなことでこの法律案を讀ませていただきますと、早期健全化法、今大臣が言及された中の改正案の第五条関係で、優先出資の引き受け等の承認等ということで、何を要件として、その優先出資の引き受けを行うことができるとするほか、これらの金融機関について、優先出資の引き受け申込期限を一年延長して平成十四年三月三十一日まで行うことができるようにすると。

すなわち、これまで銀行が発行する優先株に相当する優先出資証券みたいなものを信組にも解禁して、自己資本をふやして、優先出資証券を国が引き受けることによつて、ある意味での、国からの公的資金というのでしようか、資本増強、体力増強というのですか、そういうことを図るといふような法律になつていきたいと思います。

それによつて、体力をつけるべきところはつ

け、経営者側のモラルハザードというものの、いろいろところで目に余るものが多々聞えてきておりますので、徹底的な検査を行っていただいて、一生懸命やっている金融機関とそうでないものの峻別というものを、急いで、駆け足でやっていただきたい。大手の方は四つの大きなグループに再編されるなどスピードアップしているんですけども、私の目から見て、地域に密着した金融機関の方はまだまだスピードが遅いような気がいたしますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それと、さらに、検査のこれからの方向と、どのように進んでいくのか、そんな点につきまして御所見があれば、事務方でも結構ですけれども、方向性等につきまして、お教え願いたいと思います。

○五味政府参考人 ただいまお話しになりました地域密着型金融機関を、第二地銀、信用金庫、信用組合というふうに整理をさせていただきまして、第二地銀銀行は、御承知のとおり、金融再生トータルプラン第二次取りまとめに基づきまして既に全行検査を一巡しておりますが、さらに、金融検査マニュアルができましたので、昨年九月の決算がまとまるのを待ちまして、こし一月から二巡目の検査に入っております。これを引き続き続行してまいります。

これは、金融検査マニュアルを全面適用した検査でございますので、単なる財務状況の確認だけでなく、むしろ、財務状況の悪化を未然に防止するよう、あるいは法令に違反するような行為が起らないような体制をどうするか、リスク管理の体制を重点的にチェックしていくという、いわば予防的な検査、こういう形で実施をしてまいります。これまでに、第二地銀七行に対して、金融検査マニュアルによる二巡目の検査が実施されております。

信用金庫につきましては、当面は財務の実態を早急に把握するための集中的な検査を行っております。信用金庫数、こし三月末で三百八十

六ございますが、このうち三百四十八に對しましては既に検査を実施しております。したがって、残る金庫数、三十八金庫になりますが、これにつきましては、平成十三年の三月末までには検査を一巡するというので、財務実態の把握にまづ注力してまいります。

信用組合に關しましては、今月一日に国に検査監督事務が移管をされました。これを受けまして、こし三月期決算が確定するのを待ちまして、これは通常六月末ころになります。したがって、こし七月以降、直ちに検査を実施してまいりたいと考えております。平成十三年三月末までは、すべての信用組合について検査を一巡できると見込んでおります。

なお、信用組合の中には、都道府県の区域を超える区域を地区とする信用組合、これは十二ございまして、都道府県ではなく金融監督庁が監督をしておりますけれども、このうち六組合については、現時点で既に検査が実施されております。

以上でございます。

〔委員長退席、根本委員長代理着席〕

○石原委員 引き続き検査をよろしくお願い申し上げますが、一点だけお話し申し上げたいと思います。一点だけお話し申し上げたいのは、検査マニュアルの中にも、金融機関が置かれている状況などの特性を考慮して検査することという記述もありますので、地域特性、また中小企業の方の利用者が多いという特性も十分考慮して資産査定等を行っていただきたいと思います。

それで一点、ちょっとこれは与党として聞きづらい点なんですけれども、これまでの議論を聞かせていただいておりますので、預保法の附則の十六条、十九条、いわゆるペイオフの解禁延期でございます。この理由が、私の中でもどうもずっとんと落ちませんし、私は今でも本当に一年間延期する意味があるのか、もちろん信用組合等の利用の方々は、お金を預金して、それ以上のお金を借りて事業をやっている方もいらっしゃるから、その部分の相殺さえ、万が一

破綻が起ったとき行えば、大きな問題は生じないのではないかと今も考えているわけでありまして。

そこで、どなたでも結構でございますけれども、なぜ一年間延期することになったのか。新聞等の報道でも多く出ているのは、凍結解除延期の一因となったのは、いわゆる信用組合が多く破綻しているわけですが不安定であるということも書かれているわけですが、もう一度念のために、なぜ一年間延期をするのか、しなきゃならないのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○宮澤国務大臣 これは私と前の越智大臣との間で御相談をしていた事柄でございますので、便宜私から御説明いたします。

この委員会でも何度か、主として野党の方からお尋ねがございましたけれども、私どもに關する限り、これは党でいろいろ議論はありましたがものの、比較的合理的な判断をしたつもりでおります。

私自身は、五年前の約束でございますから、なるべく時間どおりやりたいと考えてまいりました。しかし、金融審議会の審議が少し、それにしましてはまだ尽きていないと思いましたが、夏休みを返上してやっていただきましたので、疑問の点はかなり解決をさせていただきました。

その段階で、私は、信用組合というのは、今まで政府の監督下ではなかったわけでございますが、金融機関の中でもそういうことでございまして、これは金融機関という範囲の中から、ある意味で実態を反映したものにして、別にしてもいい、こう思ってみたりもしておりました。

が、その中で、暮れが迫りまして、政府・与党の間で、いや、信用組合というのは、やはりまだ三百近く残っていて、日本の金融システムの安定とかいうことには本当は関係はないかもしれないが、殊に千万円以上の預金を持っている人は一％だということでもございしましたが、しかし、政府が本当にこれから検査をするということになるとすれば、政府の検査を受けた金融機関として

は、これは金融機関といつてもちよつと別だといふうちに今後とも言うのか、いや、もう少しちゃんと、検査をした以上は撤退するものはしてもらうが、早期は正とか金融的な援助とかいうものをしてちゃんとしたものにして、金融機関の中に抱いていこうではないかという考え方は、私は一つの考え方だと思っております。

私どもの党内でもいろいろ御議論がございまして、議員の中で、比較的議員歴の古い方といひますか、年齢の上の方が、信用組合というものについて、やはりそれは外しやいけないうるんじゃないかという御議論であつたし、もう少しいろいろ、いわば新鋭の議論をなさる方は、そんなものは構うことはないよといったような、そういう分かれであつたと思います。

結局、各党の御議論もありましたが、私自身も、それは、これから抱いていこうというのはい一つの考え方だろうと。ただ、現実には、検査は四月からしか始まりませんし、ということからは、書類等々を考えると六月からだろう、六月から始めて、そういう後の措置も含めて来年の三月までに済ますというのはい少し無理があるかな、金融監督庁は、いや、それは何とかやってみると言われたんですけども、ちよつと無理があるのだろうな、そうすれば、延ばすのならみんな一緒に延ばすしかないな、こういうところからそういう結論になりました。

十二月の非常に遅くの段階で話でありましたものでありますから、その間についての情報の流れもちよつと十分でなかった点もあらうと思ひます。したがって、マスコミユニケーションからは何かそういうこととして扱われたのは気がついておりましたが、私自身は、延ばすことによつて失うところのものはない、海外の信用を失うとかいうことは余りそう思ひませんでしたので、失うところのものはないんだから、それならば、こうして、今後は信用組合までやはり金融のシステムの中で考えていくということも一つの考え方だろう、こう思ひましたのであります。

○石原委員 政治は説得でありますので、私どもの説得がまさらなかったと解釈をして、保険の話も若干聞かせていただきたと思うのです。

保険業法の百二十二条の二の「指定等」というところで、「金融再生委員会は、民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人であつて、保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと等の業務を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものを、当該業務を行う法人として指定することができ、いわゆる日本アクチュアリー会を調査研究業務を行う法人として指定することが記載されております。さらに、保険業法の二百六十五条でございますが、機構は、二百五十九条の目的を達成するために次に掲げる業務を加えることとする、保険管理人または保険代理人代理の業務云々であるのです。

私、ちよつとここで聞かせ願ひたいのは、アクチュアリー会を公益法人と指定する、さらには保険契約者保護機構の業務も拡大する、こういうことが、私も党の方で行革本部の金融の主要なことをやっていた関係で、世の中、官から民へ、アウトソーシングをする流れであるのに、再生委員会が指定をするとかそういうことは時代に逆行するようなことがないのか、あるいは、非常に短絡的な話ですけれども、天下りの受け皿になるようなことがないのか、こんなところはやはりしっかりと範を示していかなければならないと思ひますので、どうお考えになるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田政府参考人 お答えいたします。

まず、日本アクチュアリー会の指定法人化でございますが、大きく理由が二つございまして、アクチュアリー会自体は、昭和三十八年に社団法人化された保険数理に関する専門家の団体でございます。御案内のとおりでございますが、指定法人化の必要性につきましては、まず第一に、保険会社を取り巻く市場リスク等が大変増大しておりますので、保険数理の技術の向上がこれまでも

増して重要となっておりますので、そういう専門家の団体である日本アクチュアリー会に法律上の位置づけをはつきり与えるということによりまして、業務を一層推進し、我が国の保険数理技術の向上を図る必要があるというのが第一点でございます。

第二点は、保険監督上、生命表の作成等々、保険数理の専門家に委託することが適当な業務があるわけでございまして、これを行政の事務の一部というところで民間に行わせるに当たりましては、行政の透明性確保の観点から、委託の基準を明確にすることが適当である。

そういう主に二つの理由から、保険業法上、指定法人制度を導入いたしまして、指定法人については行政から保険数理に関する事務の委託を受けることができる旨、規定を置いたものでござい

ます。行革との関係のお尋ねでございますが、ただいま申し上げましたように、保険会社を監督する上で保険数理に関する専門的知識が必要不可欠でございますが、このような専門性の高い知識、技能を有する人材を政府内部ですべて充足することは必ずしも現実的ではございませんので、適宜外部の専門家の能力を活用することが行政のスリム化からも合理的ではないかということでございます。

なお、天下りにつきましては、当然でございますが、現在アクチュアリー会についても、その役員はその事業運営で適当な方を選任しておられるわけでございまして、今後とも自主的な判断で選任されるものと考えております。今現在、大蔵出身者はおられません。

それから、保険契約者保護機構の業務拡大につきましては、御指摘のとおりでございます。従来の救済保険会社に対する資金援助あるいは保護機構による保険契約の引き受け以外にも、今回の改正によりまして、新たに保護機構が子会社として設立いたします承継保険会社による保険契約の承継事務あるいは更生手続、破産手続における保険契約者の手続代理等々、新しい業務が追加され

ております。

実は、これらの状況に対しまして、現行の保護機構の事務体制は、生保の保護機構ですとわずか三名、損保二名と極めて不十分でございますので、今回の業務の拡大に際しまして、契約者の保護の万全を期すために、現在それぞれの保護機構におきまして法施行に合わせて体制強化の検討をしていただいているわけでございます。こちらにつきましても、その役員は総会において適任者を選任していただくものでございまして、今後ともそのような運用がなされるものと考えております。いやしくも天下りとかという発想は一切ございません。

〔根本委員長代理退席、委員長着席〕

○石原委員 まだまだ質問通告をしておりますが、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○金子委員長 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木（淑）委員 自由党の鈴木淑夫でございます。大分おながさうございましたが、もうしばらく御辛抱いただきたいと思ひます。

私、九七年の金融ビッグパンの審議のときから主張しておりましたので、あるいは御記憶にあるかと思ひますけれども、率直に言つて九〇年代の大蔵省の金融行政は順番を間違えたというふうに私は思つております。

どういふふう順番を間違えたかといふと、本来であれば、バブル崩壊後、九〇年代の前半にまず不良債権処理に取りかからなければいけなかつた。米国で言うプロンプト・レゾリューション・オブ・バッド・ローンズに取りかからなければいけなかつたと思ふのです。それを先送りしてきつた。実際は、そこで不良債権処理をする、そうすれば不良債権処理に伴つて資本が傷みますから、次に自己資本比率規制を入れて、キャピタル・アディカシー・レシオのレギュレーションを入れてくる。そして、不良債権も処理した、資本も十分な水準を回復したというところで、さあ国際競争に打つて出る、こういう順番が私は適

切であつたと思ふのです。

米国は、八〇年代にはやはり不良債権処理を先にやつて、自己資本比率を回復して、それで強い銀行になつてきたと思ふのです。日本はそれを間違えちゃつて、九五、六年ごろに早期是正措置とかいつて自己資本比率規制を入れるぞという。続いて、一番最後に到達しなきゃいけないこと、すなわちビッグパンで国際競争する、これを九七年に入れたわけですね。一番最初にやらなきゃいけない不良債権処理をおつぱり出して、そういう間違つた順番でやつたものだから、不良債権が火を噴いた。九七年秋から九八年の金融危機でございます。その結果、泡食つて今度は不良債権処理まで入れてきたものですから、不良債権処理と自己資本比率の適正化、そして国際競争力を高めるための経営の効率化、三つ一逼に銀行に要求したものですから、これはたまたまのものではない。一番手つ取り早い対応の仕方は不良債権の処理をする、自己資本比率が下がる、そうしたら分母を小さくしちゃう、つまり貸し渋りですね、こういう対応を銀行はしたのだと思ひます。

金融三法で、そこに公的な資本を注入したり、あるいは不良債権処理を促進したりして何とかこまで来たと思ふのです。こまで来たという意味は、銀行もようやく前向きに、ＩＴ関係を中心とした設備投資をやろう、今までの不良債権処理とか傷んだやつた資本を回復するというのはかなり後ろ向きな対応ですが、いよいよ国際競争に打つて出るぞということを始めて設備投資をやるぞという態勢にようやくなつてきたと思ひます。

三月の日銀短観、御存じだと思いますけれども、ずつと落ちてきた金融機関の設備投資が二〇〇〇年度にはプラスに転じる、特に銀行全体で昨年度マイナス二四・五からこれはプラス三八・五になる。特に都市銀行はプラス六五・八という大変高い伸びをする。こまで来たのは結構なことだと思ふのです。そこで、宮澤大臣に御質問申し上げたいのは、こういう傾向、今までは、不良債権がたさんあ

る、自己資本比率も低い、がたがたの日本の金融機関の経営を立て直す、そして金融システムを立て直すということに追われてきたが、ようやくこういう前向きな動きも出てくる。そして、今出ている法案のように、ペイオフは一年延ばしますが、最終着地は、本来の意味のペイオフ、二〇〇三年四月からというところは動かししていないわけですから、二〇〇三年の四月をにらんで大丈夫だということへ持っていくとしていっているわけですが。

官澤大臣、この二〇〇三年四月以降については、本来であれば、小さな預金保険制度にならなければいけない、あるいは公平な預金保険制度にならなければいけないのだと私は思います。もう大臣おわかりだと思えます。小さなという意味は、特別保険料を乗っけておりますが、二〇〇三年四月からもうやめようと言えるところへ持っていくたいものだ、さらに言えば、二〇〇三年四月からは、ペイオフ解禁するだけではなくて、銀行の信用力に応じて可変的な保険料を入れてくるということだとして考えたいものだ。

これは、金融審議会は、そういうことを言った先生がいるのですから、そういう問題もあるよという指摘だけになっておりますが、私は、特別保険料をみんなから資金量割りで取っちゃうというの、これは一種の奉加帳だと思えます。一種の護送船団方式だと思えます。決別しなければいけない大蔵金融行政のしつばがまだそこに残っているというふうに思うのです。可変保険料を入れないのも、これは一種の奉加帳です。ですから、奉加帳方式、護送船団方式からきっぱり決別するためには、本当は、特別保険料を外し、可変保険料を入れてくる、そこまで展望してみんなで努力しなければいけない。二〇〇三年四月以降はそこまで持っていくというぐらいいいのでなければいけないと私は思うのですが、この法案はそこは書いていないのです、どうなるかわからぬという格好をしておりますが、いかがでございましょう、大臣。私は、二〇〇

三年四月以降にそういう姿を頭に置きたい、すぐできなくてもそこへ持っていくたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○宮澤副大臣 冒頭に、不良債権の処理の仕方、全体のビッグバンの考え方、逆であったとおっしゃいます、それは確かに今から考えてそうだと思いますが、恐らく護送船団行政のもとには不良債権というものはあり得ないと考えたのだらうと思えます。銀行も何となくそういうふうな考えでいいと思つたようだし、政府は監督者ですから、護送船団でそんなものは出るはずはない。そこは全くのフィクションがあったと申し上げるしかないと思えます。

それで、最後のお尋ねのところへそれが続くのですが、先々保険料を出してお互いの預金を保険機構で保険するという考え方が、それはそれで受け入れられるとしまして、しかし、みんなが同じ保険料を払うわけはないだろう、リスクが明らかに違うわけですから、それを同じ保険料でやろうというのは、冒頭に申しました護送船団方式のしつばだねと、そこは私は大変に正直共感をいたします。ひよっとしたらもうそういう機構に入りたくないという銀行があるかもしれないとまで思えます。それが、それはおっしゃいませんでしたから、まあやはりリスクの違うものが同じだけのリスクの保険料を払うということはどうも理屈が合わない。

ですから、このたびも、法律では可変だということがあり得るとしてございすのは、おっしゃるような思想を反映しておりますが、さてそこで、しつばではあつても、そのしつばになるまでの現実に保険機構というものがあつて、かなりの借金をしておられるわけですから、まあ従来の借金というものがなくなるまでと申していいかどうかかわりませんが、このような状況である限りはもうしばらく従来の制度を、甘受と申していいかもしれませんが、受け入れてくれないうかというものが、可変保険料は可能だがそのプログラムを具

体的には申ししていないということの意味合いではないだろうか。

しかし、それだけ申しまして、あと大きな流れからいえば、私は、鈴木委員の言われることは十分に理解のできるところであると考えています。

○鈴木(憲)委員 預金保険制度の将来のあり方、方向性として、官澤大先輩の御賛同を賜りました。私も大変うれしく存じますし、自信を持ちました。

私自身、もちろん二〇〇三年四月にいきなり可変保険料を入れて大丈夫か、あるいは特別保険料を全部取つ払って大丈夫かというのは、やはりそのとき慎重に判断すべきだと思っておりますが、方向性について御賛同をいただきましたことを大変うれしく思います。

では、これをもちまして私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○金子委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時五十分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。
政府参考人として法務大臣官房司法法制調査部長房村精一君、国税庁次長大武健一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 質疑を続行いたします。上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田でございます。

午前中に参考人の質疑を受けまして、若干その関連について確認をさせていただきますが、さきに仙

谷議員の方から若干の質疑がございましたが、時間切れみたいな感じで中身がはつきりいたしませんでしたので、その追加の質疑みたいな形になるかと思いますが、この点についてよろしくお願ひしたいと思います。

まず第一点ですが、午前中に配りましたABCみたいなものでありますけれども、KGI-AからKGI-Kまでの会社が、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく法務大臣の認可をいただいているかどうかということについての確認であります。いかがでございましょうか。

○房村政府参考人 ただいま先生お尋ねのKGI-AからKGI-Kの会社でございまして、本日現在、これらの会社に対して法務大臣からの債権管理回収業の許可は与えられておりません。

○上田(憲)委員 そうしますと、金融監督庁にお伺いしたいと思いますが、この有会社KGI-AからKまでの会社は、どう見ても同じ会社内にありまして、代表者が同じでございまして、こういう実態からして、第一勧銀が百億という債権譲渡をして、そして、こちらに回収をしていただくような仕組みをつくるということ自体、違法行為ではないだろうかという点について、違法行為を得ませんが、この点についてはいかがでございましょうか。

○乾政府参考人 一般論で申し上げますと、金融機関が不良債権のオフバランス化により実質処理を図るという観点から、原債務者の保護等に留意しながら、外資系金融機関などに一括売却するバルクセル等の手法を近時積極的に活用しているわけではございまして、その際、多数の投資家からマネーを調達する場合には、取引ごとに分別管理をするためのファンドを設立する必要があるというふうな言われているわけではございまして、そうした場合、一般にいわれるSPCを活用する場合が多いわけではございまして。こうした手法は、不良債権処理の一つの手法として現在では一般に定着しているものと承知しております。

そこで、違法かどうかのお話でございすけれども、言うまでもなく、民間金融機関の個々の不

良債権処理の対応に当たりまして、関係諸法令への適合性も含めまして、各金融機関の責任におきまして監査法人、弁護士等と十分協議、検討をされるべきものというふうにご検討いただいております。

○上田(清)委員 それでは答弁になっていないのです。それだつたら私もわかるのです、そのぐらゐのことは。そうじゃなくて、実際どうなっているのかというのを確認したのです。いや、時間が足りなくてわからないというのだつたら、それはそれでわかります。ただ、今のは答弁になっていないのです。

○乾政府参考人 今、一般論で申し上げましたけれども、個別の取引につきましては答弁は差し控えたいと思うわけでございますが、けさ、まさに上田議員が杉田参考人に対しましてお尋ねになりました。杉田参考人からは、繰り返しませんけれども、有会社KGI-A一社のみに対してバルクセールを行った、またその取引は約百億円だったという答弁があるわけでございまして、個別の話につきましてはこれ以上立ち入りませんけれども、一般論として申し上げます、そうした手法をとったところ、自分の経営判断におきまして法令適合性も含めて判断されるべきものと考えているところでございます。

○上田(清)委員 その法令適合性に疑義があるというところでお尋ねをしておりますので、調査をお願いしたいということを言っているのです。個別の問題であろうと何であろうと、金融監督庁はそれに問題があればちゃんと調査をする必要があると思いますので、適当にやっているだろう、そんなふうにご答えては困るのです。

○村井政務次官 これも一般的なお答えを申し上げることでまたおしかりをこうもするかもしれないけれども、私も金融監督庁といたしまして、検査監督等を通じて、もし法令に違反するような事実があればこれに厳正に対処する、こういう姿勢でやっておりますことを明確に申し上げておきたいと存じます。

○上田(清)委員 第一勧銀はこのKGI-Aだけやったということでありましてけれども、これが百億というところから、例えば小口化してずっと二百億以内でやって、いわば監査役等の組織的監査の義務や規制を逃れるための仕掛けをしている可能性もあるのではなかろうかと、私は少し疑問を持っております。

わざわざこのように役員一人あるいはケイマン島を通じて一ドルの資本金の会社にして、そして本店の所在地を虎ノ門のあるビルにする、あるいはまたケイマン島の支店の方はこの虎ノ門のビルにする。私もこれもこれは調査会社に依頼をしております。私もそのことも触れておりますけれども、代表者の資料が一切上がらない、ほとんど不詳でございます。それから、会社の内容について極めて何をやっているかわからないという状態でありまして。

仮にも公的資金を受けた第一勧銀が、百億という債権譲渡をして仕事の関係をつくっておられる。それが、仮にも関連会社として、おおよそ田安門じゃありませんけれども、地下鉄の名前や江戸城の名前を使つて幾つものペーパーカンパニーをつくつたという事例で、まさに飛ばしをしていた日債銀やあるいは長銀と同じような事例がこの中にもあるのではなかろうかというように疑いを私は抱いているわけであります。

法令に従つて適当にやっていると。適切にやっていると失敬してきただけじゃないですか、今まで。では、なみはやは何だつたのですか。ずっとそうじゃないですか。我々は債務超過じゃないかという疑いがあると言つて、ちゃんと検査をしています。日銀や大蔵に確認しました、大丈夫です、何回それを繰り返したのですか。だから、そんな答弁をしてはだめなんです。では指摘をいただいた点については調査をしますとか言つてもらわないと困るのです。

まず、基本的に、一つのある会社の四十坪のビルの中で、これだけ多くの会社が存在し、しかも、タックスヘイブンの島を通じて支店をこの中

に置くというような仕組みの中で、しかも、実はこのシミュット・フレデリック・カッロという方は、債権回収業の登録の社長にもなつておられます。それは許可をとられております。極めて基本的な業務がそういったところにあるということだけは推測できるのです。そういう関連性について私は重要な問題があるというふうに思わざるを得ませんので、ぜひこれは確認をしてもらいたいと思つております。

曲がりなりにも公的資金を投入された銀行が、うさん臭いような会社を相手に何かやっていると。そういうような状態では極めて困るということでありまして、私は今の次官の答弁には納得できません。調査をしていただくのかどうかということを確認させていただきます。

○村井政務次官 個別の問題でございますので、私もコメントはあえて差し控えていたんですが、このコメントはあえて差し控えていたんですが、金融機関のさまざまな行為につきまして、私も法令に基づいて厳正な検査監督をする。そして、今御指摘の調査をやれというお話でございますが、一般論でございますけれども、国会でいろいろ御指摘をいただきましたことは、これは私も、当然のことでございますけれども、真摯に受けとめまして、調査あるいは検査監督の際にさまざまな調査も心して行つて、このことは申し上げておきたいと存じます。

○上田(清)委員 それでは、大武次長が来ておられますので確認いたしますけれども、今言つたような事例で債権回収によつて益金を得た場合には、益金に対する譲渡益等々についてどのような課税状況になるのか、一般論で結構ですので教えてください。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。一般論で申し上げますと、その法人が債権を通じて譲渡した場合ということでございますが、三つのケースがございます。内国法人がその債権を譲り受けて、債権の回収に伴い利益を得た場合には、その利益に対して法

人税が課されることとなります。それから、国内に支店等を有します外国法人がその債権を譲り受けて、債権の回収に伴い国内の支店が稼得した利益、それを得た場合には、その利益に対して法人税が課されることとなります。他方、国内に支店等を有しない外国法人がその債権を譲り受けた場合には、利子など一定の国内源泉所得が課税されますけれども、先生の言われましたような債権の譲渡益課税は原則として課税されないことになると、こういうことでございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。次長、御退席いただいて結構でございます。それでは、確認いたしますが、第一勧銀から譲渡を受けた債権の回収を行うことは、債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権回収業に該当するかどうか、これをちよつとお伺いします。

○房村政府参考人 個別の事業に関するお尋ねですので、その点についての直接の答弁は差し控えてさせていただきますと思いますが、一般論として申し上げますと、銀行の有しております貸付債権を譲り受けて、みずから訴訟、調停、和解その他の手段によつてその回収を行うことを営業とすることは、債権管理回収業に当たるといふこととなります。

○上田(清)委員 それでは、村井次官、先ほど個別のことは云々というふうなことでありますが、私は今までもずっと大蔵委員会で、長銀の問題あるいは日債銀の問題、すべてこれは基本的に個別の話であります。そういう個別のことは云々と言われると、何ら審議する対象がなくなつてしまします、本当に。そんなふうなことで、もう少し考えていただきたいと思います。

問題があるから個別の問題を出しているのだから、これが何の問題もなければ出しませんのだから、今答弁で、問題があれば何らかの形で調査や検査のときにその点を含んでいただいているというふうなことでありますから、また個別に調査の内容についてお伺いしたいと思つていますが、これは相当問

題のある案件だというふうに私は認識しております。それでは、この件はちょっと飛ばしまして、次に移りたいと思います。

これもずっと私も長い間やっている案件であります。きょう生に富士銀行の方からお話を承る機会がありました。この点について二点ほどまた確認をさせていただきます。

大蔵省あるいはまたそれを継続されました金融監督庁の立場の中では、富士銀行の言われる内容に従った御答弁がずっとありましたが、実は私もずっと指摘しておりましたこの尾花万里子さんという方は、まさに金融や不動産のプロでございます。そういう貸し借り等々をやった方でありまして、例えば富士銀行から直接お金が送られてくると、中村氏本人が二千万持ってきたり、それから全日販という企業を通じて振り込まれたり、そういうことがしばしばあって、なぜ富士銀行は確かな融資というふうに確認をされたのか、そして、なぜそれを当時の大蔵省はそのとおりでございましてということが言えるのか。

この点は、小学生、中学生が聞いても、普通、銀行からお金を借りるのであれば、だれかが勝手に手提げかばんに入れてお金を持ってきたりするわけではないでしようし、もちろんきちっとした形で現金を持ってこられる場合もあるかもしれませんが、振り込みがある。しかも、振り込みだったら富士銀行から振り込まれるのであって、勝手に振り込まれるという企業から振り込まれるというわけのわからない企業から振り込まれるというわけがわからないわけでありまして、そういう実態があるにもかかわらず、なぜ富士銀行が言われるのを認められるのか、このことをまず質問したいと思っております。

○村井政務次官 この点につきましては、当時の大蔵省銀行局が富士銀行に確認いたしましたところ、平成三年の四月下旬に尾花氏から富士銀行に申し出て入金金の返済をしたいという申し出があった、それで、銀行としては融資した事実がないので、そこで正規の融資手続がとられていないことが判明し、その後、富士銀行が事件の解明を

進める中で、富士銀行と尾花氏との間で正規の融資契約を締結した、このように大蔵省銀行局が報告を受けているということでございます。私も、その事実をそのとおりの答えを申し上げていっていることでもあります。

○上田(清)委員 それでは、富士銀行が言ったらそれをそのままお答えするのがお仕事なんですか。

○村井政務次官 この件につきましては、それ以外に私どもといたしまして確たる反証と申しましようか、それに対してこれが違うということを確認する手段を持っていないということになろうかと思っております。

○上田(清)委員 確認する手段は以前に私は提出したことがあると思っておりますが、週刊フライデーにも出ましたけれども、私はこの原本のコピーを持っておりますけれども、ちゃんと丸島興産から尾花万里子さんに振り込まれたというものが出ていないじゃないですか。富士銀行から振り込まれていないじゃないですか。たった一つでもあるじゃないですか。いわずや中村の調査ではいっぱい出ていますよ。現金で三千万持っていました。それから、さまざまな形で全日販の事務員を通じて振り込みました、そういう調査がたぐさん出ていますし、九二年の二月四日の警視庁二課の作成の中村調査に添付された伝票で、全日販から尾花さんに送金された伝票。太陽神戸三井銀行の株式会社全日販代表取締役花田敏和さんからは二千万、同行から住友銀行人形町支店の尾花万里子さんの口座に二千万。全然富士銀行から行っていないじゃないですか。

だからそういうのを確認しないと言っているんですよ。そういう怪しげな話が全部あるじゃないですか。なぜそれを確認しようとしなないんですか、金融監督庁は。時効だからというわけじゃないんですよ。当然、一貫してこれまでの金融監督行政というのが問われているわけですよ。

どれだけ我々に対して、とにかく頼むから、なみはや頼むと、つぶしたじゃないですか、現実には。そういうことを繰り返してきたわけですから

ね。佐々波委員会のときはどうだったんですか。あれだけ議論したじゃないですか。これは債務超過ですよ、ペーパーカンパニーにいつぱい飛ばしていますよ、仙谷さんや私がずっと言っていたじゃないですか。そうしたらそのとおりになったじゃないですか。どうして確認をされないんですか。それを御確認したいと思っております。

○乾政府参考人 この点につきましては、けさ上田先生が富士銀行山本頭取にお尋ねになりました。山本頭取の方からも答弁がありました。今、村井政務次官からも御答弁申し上げたわけでありまして、尾花氏はどういう認識を持っていますかという点になりますと、これは私もわからないわけでありまして、尾花氏から富士銀行に対しては借入金の返済をしたいという申し出があった、そこで富士銀行としていろいろ調べてみたら、銀行としては融資した事実がないんですけれども尾花氏の方はそういう認識を持っていて、このことを考慮しまして、それで富士銀行として正規の融資手続がとられていないことが判明したことを踏まえて、同行の事件の解明を進める中で富士銀行と尾花氏との間で正規の融資契約を締結した、そういうお答えであったというふうに承知しております。

○上田(清)委員 承知の仕方が違うんですよ。なぜそういう承知をするんですか、承りましたと。何のための監督庁なんですか。承るだけだったら何でも勝手じゃないですか。

いいですか。あなた方は答弁の仕方が間違っているの、承知しますというやつ。何が承知するんだというんですよ。承るんだたらだれだつてでさるんですよ。調べてくれと私は言っているわけですよ、一貫して。何にも答えようとしなないね、本当に。だめだよ、大きなお金を入れるんだから、こういうことを一つ一つクリアしていないと。我々、だからペコラ委員会をつくれないという修正案も出しているんですよ。修正案は論議されない、きちんと答弁をしない、これでは話にならないじゃないですか。

いいですか、もう一回言いますよ。尾花さんのこの案件の前に、もともと発覚したのは平成三年の五月二十三日。大蔵省に報告したのは六月十七日。それから、この中村さんを六月九日から七月二十八日まで、五十日も拘留にして内部の調査報告書をつくっているんですよ。だからわかつたのです、この時点では、とっくの昔に尾花さんの案件を。わかつているはずなんです。首をかきげなくてもいいんですよ。普通の常識に戻ってくださいよ。

いいですか、だから、わかつているはずのものをなぜわからないと言っているんだと。だから、内部調査をしてくださいます。あなた方は見る権利と能力があるわけじゃないですか。答えてくださいよ。

○乾政府参考人 私どもが富士銀行から聞いておりますのは、尾花氏と同行との間では、同行が融資した事実がなかったわけでありまして、その後、同行が事件の解明を進める中で同行と尾花氏の間で正規の融資契約を締結した、これはまさに聞いていると申しますか、けさ山本頭取もお答えになったということでございます。

○上田(清)委員 私は、それはうそだと言っているんですよ。だれも調査報告書が見られないからそういうことを言っているんですよ。そういう話だと検事調査がうそだということになっちゃう。いいですか、尾花万里子さんの生き方の中で、数十回不動産転売をしをやっておられて、あつちこちのノンバンクから借り入れたたりいろいろされている経過があるんですよ。そういう経過の中で富士銀行と取引している。正規の融資だと思っていたと言ったたら、なぜ住友銀行から送られてきたり、花田さんから送られてきたりするんですよ。尾花さんが確信するわけじゃないじゃないですか。それでもいいですよ、尾花さんがそう言っているというんだつたら。

そうではなくて、富士銀行は、そういうことに關して内部の調査をすれば、尾花さんが正規の融資であると確信したというふうに絶対思われない

と思わなきゃだめなんです、事実関係は違つと。早い時期からわかつていたわけですよ。そも、この尾花さん、だれが紹介したんだ。元大蔵大臣の橋本元総理の秘書さんが紹介したんだ。そして、そのプライベートな事務所であつた。相談をして出てきたんだ、中身が。だからさつと、そういう不正融資の話を含めてわかつてはるなんです。だから調査をしてくれと言つてはるんです。

あなた方はあくまで、承知をしています、そんなふうには報告を受けています、そういうことをずつと言われるんだつたら、一切あなた方の存在は意味がないじゃないですか。明らかにこれは問題だということを言つてはるし、検事調書ではそういうことは出ていない。中村さんはそういう話をしていない。尾花さんにはつきりそういう形の中でお金を出している。全日販を通じたり、あるいは住友銀行を通じたり、そういうことをやつてはるんです。だから、ちゃんと調べてくれないと困るんですよ。じゃないと、あなた方を一生私は信用できないですよ。信用できないんじゃないですか、何回でもだまされて。よくそういうことをいつまでも言えると思う。

調べてくださいよ。だから、渡しているでしょう。富士銀行不正事件の概要と尾花さんの融資案件の検事調書の一部を資料で渡しているでしょう。素直に普通の人が見ればわかるじゃないですか、こんなことぐらい。村井政務次官、どう思われますか。

金子委員長 乾監督部長、もう一遍言つてください。

○乾政府参考人 これは随分以前の話でございませうけれども、私も、銀行の個々の取引につきまして、尾花さんがそう思ったかどうか我々はわからないわけでありませうけれども、少なくとも富士銀行が、事件の解明の中で、これはそれまでは正規の融資の手続がとられていなかった、しかし、その後の解明の中で、富士銀行と尾花氏との間で正規の融資契約を締結した、そのことは事実だと

考えておるわけでございます。

○上田委員 では、監督部長、検査部長、その正規の融資というのを、どんな形でのようにとられたのか、その報告は聞いているのですか。ちゃんと聞いていないんでしょう。言われたのをうのみにしてはつと云つてはるだけじゃないですか。

○村井政務次官 この件、当時の大蔵省銀行局の調査の結果を私も踏まえていろいろ申し上げてはるわけでございますけれども、御高承のとおり、中村何がしをめぐつて、これはもう完全な犯罪が行われた。これはもう上田委員十分御承知のことでありまして、そういう意味で、それをめぐるさまざまなデータといひますか資料も、当時の大蔵省銀行局の立場からいたしますと、もう既に捜査が入りまして、捜査が入つたためにいろいろ情報が入りこみ、御理解をいたしたいと存じます。

その前提で、ただいま尾花氏の件につきまして申し上げておりますように、富士銀行として正規の融資をしていないのに返済の申し出があつた、そこで、事件の解明を進める中で富士銀行と尾花の間で正規の融資契約をきちんと締結する、こういう処理をした、そういう報告を当時の銀行局が受けている、これを私もとしては御報告申し上げてはるということでありませう。

○上田委員 乾さん、言えますか、正規の融資云々という話。いや、いいですよ。そんな細かいことはわからないということであれば、わからなほど大した報告を受けていないということなから。

そういうことなから、あなた方は、そのくせにちゃんと答弁だけはしつかりするんですよ。中身はしつかり知らないくせに、富士銀行側に立つた答弁しきれないんだ。だから私は文句を言つてはるんですよ。村井次官だつてさうですよ。とんでもない話ですよ。

尾花さんが、私、富士銀行からお金を借りてい

るんですけれども、次官、いいですか、九三年の七月二十日ごろに富士銀行の方に電話をかけて確認したわけですよ、借りてはるんですけれども。いや、あなたはそんなお金を借りてはるせんよ。では、借りていたお金は何なんだろうというところで正規の融資に切りかえたというの、これは橋本頭取も言つてはるし、それから小倉常務も、当時新進党の疑惑追及若手有志の会の会合でも言われまして、七月二十日ごろだと。

ところが、今言つたように、もう七月二日の赤坂支店の案件の処理のところであつた尾花さんの名前が出て、稟議書に印鑑まで押してはる。先ほどの答弁みたいに、いやいや、終わつた八月十六日に印鑑を押したんだ、だから七月二十日はわからなかつたというふうな子供だましみたいなことが世の中で通じるといふんですよ。考えてもみてください。わかつていた話なんですよ。だから、丁寧に調べてもらえればわかると言つてはるんですよ。

それをなぜあなた方は、どうしてかばうんですか。どうしても私にはわからない。別にだれかが困るわけでも何でもない、これは。銀行の基本的な融資のあり方やそういうことが問われているわけですから、そういうことをきつと総括できるかできないかが問われているわけですよ。これでまたいいかげんにしたら、先ほどの大型フリーローンの話じゃありませんけれども、回答すらしないじゃないですか、地銀は全部回答しているのに。個別具体的な話じゃない、件数、残高だけ知らせるとききつと云つてはるのに、そういうことをもしないんですよ。どれぐらいたくさんのことをやつたかを知られたくないから。大手の銀行としていろいろ悪いことをやつてはるわけですよ。

だから、そういうことは悪いことではございませうというところできつと総括をしなくちゃいけないのに、あなた方はその総括の邪魔をしてはる、私に言わせると。言葉に語弊があつたらそれは謝りますけれども。

しかも、この日付の問題に関しては、再三再四

私は決算と大蔵委員会、以前西村銀行局長のときにもやりました。余りにひどいことを言うから、当時の安斎日銀理事を呼んで、あなたの日銀で調査をしたときにこういうのを見たらどうするんだと言つたら、こんなことを言つておられるんですよ。安斎理事は。日銀が不正事件の報告を受ける場合、原則として日付をさかのぼつて受け付けることはありませぬ、不正事件についての報告についてはいろいろ種類があるが、速報的なもの、追加的な報告、いずれにしても、報告については報告を受けた日をもつて報告としますと。

日銀調査の場合はさうすると言つてはるんですよ。それを当時の西村銀行局長は、富士銀行の内部の慣行の問題でございませう、内部で慣習でそんなことをやつていたら、それはそれで結構でございませうと言つてはるわけですよ。許せない対応でしょう、こんなことは。

村井次官、もし西村銀行局長、今銀行局長はおられませんけれども、もし監督部長がそんなことを言つたら認めませうか。内部の慣行の問題でございませうと言つたら認めませうか。それを聞きたいと思ひます。

○村井政務次官 先ほどの参考人質疑の際に、富士銀行の山本頭取からその間の経過についてのお話でございまして、私を私も聞いておりました。それは、そういう処理の仕方もあるのかなということとは私もその経過としてそれなりに承知しましたが、適当だつたかどうかということをお尋ねをさせていただきます、大変、適当だつたとも言ひにくい。

しかし、一方で、七月の二日に起案したものが最終的に役員室に入つたのが八月の十六日だつた、たしかそんなようなことを言つておられたように思ひます。その起案して実際にそれが最終的に決裁を終了するまでに時間がかかるということはある。そういう意味で、私もいろいろな職場で仕事をしたことがございませうけれども、起案日と、それから最終的にその書類が完結する日付

との間に相当な期間があるということは、それはあり得るんだろうと思います。

そういう非常に具体的な話でございしますので、私といたしましては、今の上田委員の御質問に對しまして、これは適當であるかどうかという私の判断を申し上げるのに、いささかのちゅうちょを覚える次第であります。

○上田(清)委員 ちゅうちょされるのが当たり前でありまして、ちゅうちょされることなく当時の西村銀行局長は強弁をされておられたわけですが、内部の慣行だと。だから許せないと言っているわけですよ。そういうことが平気で当時の大蔵省銀行局でなされていたということなんです。そういうことも含めて総括をしなければならぬということなんです。

○村井政務次官 お言葉でございしますが、今私がちゅうちょすると申しましたのは、いいとも悪いともこれは言いがたいということをお願い申し上げます。要するに、一体その書類が、上田委員は、完結したのが七月二日だ、こういう前提で議論を進めておられる。しかし、それが完結したのはいつだということとは私はわからないから、それがよかったか悪かったかは言えない。ただ、始まったのは七月二日だ、そして役員室に入ったのが八月十六日だというお話が先ほどあった。それがどうだったというようにのことについての評価は私はできないということを申し上げておるわけです。

○上田(清)委員 だから調べてくださいとずっと三年もやっているじゃないですか。調べようとしていないじゃないですか。富士銀の内部調査報告書を見ればすぐわかるんですよ、いつどういことが行われたか。当時、中村さんが克明にしやべっているんです。その一部はこっちにもありますよ。そして、検事調書でもしやべっているじゃないですか。どちらが正しいのか、富士銀行が正しいのか、それとも中村さんが言っていることが正しいのか、それを確認してください。我々は確認できないじゃないですか。

飯にも国会でうその答弁をされたんだつたらたまらないですからね。うその答弁をされて、なおかつまた大蔵省や関係者にうその報告をもし富士銀行がやっていたとすればとんでもない話でありますから、そういう銀行は本当に社会的に大変問題があるというふうな形になりますから、あなた方はどうして富士銀行が言ったとおりをそのとおりでございませうと言いますか。こんなに大事事件じゃないですか、二千七百億、六千五百億。なぜ富士銀行の言うのとおりばかり聞くんですか。検事調書で出ている部分や内部報告書のほんの一部の部分とか、そちらの方をなぜ見ようとしなないんですか。私にはわかりません。

谷垣大臣、どうなんです。本場に調べる気はあるんでしょ。私は納得できません。

○乾政府参考人 御指摘の文書の問題につきましては、これはやはり銀行から報告を受け、あるいはまた、きょう山本頭取がお答えになったところでございますけれども、七月の初めからプロジェクトチームで調査活動を開始した、それで取りまとめたのは八月中旬だった。それが、どういう理由かわかりませんけれども七月二日という日付になったというふうな聞いておられるわけでございます。そのことにつきましては、以前から上田議員から御指摘がございしますけれども、私も、その評価を申し上げれば、たとえ内部書類であるとはいえ、これらの日付が一致していないことは適切とは言いがたいというふうにお答えをしているわけでございます。

○上田(清)委員 それを山口銀行局長になったときに修正されたのはそれで評価いたしますけれども、そうじゃないんですよ、調べてほしいと言っているんですよ、何度も申し上げますけれども、尾花さん自体が富士銀行からの不正融資でないというふうな思わなかったことがおかしいんですよ。富士銀行以外の銀行からお金を送られてきて、関係のない他人からお金を送られてきて、それはみんな一つのグループなわけですよ、中村さん、小林さん、花田さん、尾花さん、一緒に飲

んだり食ったり遊びに行ったりしているんですよ。わかっておられるわけですよ。考えてくださいよ。そういうところからお金を送られてきてなぜ正規の融資だと思えるんですか。

そういう問題があるから、その七月二日だつて八月十六日の日付だつて臭いわけですよ。なぜそういうふうなみにするんですか。調べてくださいと言っているんですよ。その調べる方法は簡単です。本人を五十日詰にして、外に漏れないように丁寧、克明に内部報告をつくっているんですよ。それを見ればすぐわかるんですよ、どんなことをしてきたのか。そして、国会に對してうその答弁をしたのかしてないのか、あるいは大蔵省銀行局に對してうその報告をしたのかしてないのか、すぐわかるんですよ。私が確認してくださいと言っているのですからなぜ確認しないのですか。向こうがそう言っています、そう言っていますとばかり言っています。

見ればわかるじゃないですか、重大な事件というの。半端な金額じゃないんですよ。何度も言っていますように、これは公的資金も何も入れていなければ単なる一銀行の、民間銀行の事件でしよう。しかしそうではないじゃないですか。債権処理をしているじゃないですか、毎年毎年、何千億あるいは場合によっては何兆という。その中の一部に入っている可能性は高いわけでしょう。だから私は問題にしているわけですよ、これはいいチャンスだ、もう一回富士銀をやれると思つて。だから、ちゃんと答えてくれないう困るんですよ。

それでは警察に聞きますけれども、確かにこれは微妙な話でございします。当時の現職の大蔵大臣がこれと関連する証券不祥事で責任をとつておやめになった、この部分も含めたというふうな意味もあつたというふうな、私も、当時籍を持っておりましたけれども、そんなことも聞いております。

例の出世をされて、その後ほかの事件で逮捕されて失職をされているわけでありまして、この人の御親族も厚生省で異例の天下りもされたりして、何か癒着をにおわされるような動きがその周辺にあります。ひよつとして政界ルートというものをつぶしたのかなというふうな疑いも持たざるを得ません。

そういう意味で、当時の記録として、多分この委員会でごえない話かと思ひますけれども、自分たちからつぶしましたとは言ひませんでしようから、このとき警察は、こうした政治家の秘書が絡むルートについて、どのように捜査を進めてどのような結論を出されたのか教えてください。

○岡田政府参考人 どうも大変恐縮でございします。

お尋ねの事件は平成三年から四年にかけて警視庁で捜査した事件についてのことだと思ひますけれども、警察におきましては、刑罰法令に触れる行為がございしますれば、法と証拠に基づき、いかなる場合においても厳正に對処しているところでありまして、富士銀行赤坂事件につきましても、警視庁において、告訴により犯罪の事実を認知し、所要の捜査を遂げ、法と証拠に照らして刑罰法令に触れると認められた事実につきましてはすべて検察庁に送致をして捜査を終結したものと承知しております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。どうぞ御退室されて結構でございます。

ただし、これを聞いていただきたいと思ひます。九八年の五月十八日、千葉刑務所内での中村出張尋問であります、このように言つておられますね。中村さんは、小林先生とは自分自身、もうべつたりでした。小林先生も私にべつたりでした。そういう関係です。転勤阻止の人事の口きは、小林さんに橋本事務所で直接頼みました。間違いありません。小林さんから本店の秘書室長に、中村を動かさないでくれという電話がいったと思ひます。それは後に人事部の人からじかに言

われて確認しました。人事はそのせいで動かなかった。こう出張尋問に中村さんは答えております。

ただ小林さん自身は、週刊ポストのインタビューに対して、そんなことは言っていないというふうなことを言っておられますが、当時、九一年の九月五日の参議院の証券・金融特別委員会でも橋本富士銀行頭取は、初めから人事の話で転動を延ばせないかということだったということを答弁されておりますが、現実にはこのような趣意もあるわけですね。そこからスタートしたわけですね、尾花万里子さんの不正融資の件に関しては、

そこそこ踏まれば、不自然だと思っていただけでなく困る。だから、それを調べてくださいと私は何度も言っておるわけですよ。今言ったように、太陽神戸、住友、そこからもお金が行っております、全日販からも行っております、こういうおかしなところからたくさん行っている。当然、尾花さんは富士銀行から融資を受けているんだから富士銀行から振り込みがあるのです。関係のないところから振り込みがあつてなぜ富士銀行だと思ふのですか。だれが見てもおかしいじゃないですか。

そのおかしい部分を勘案すれば、日付の問題にしても、このときの本当のまんまはどうかだったのか。国会にうそをつかなかったのか、うそをついたのか。きちんと大蔵省に対して、当時の銀行局に対して富士銀行は報告をしたのかどうか。このことを確認してください。なぜこんなことが確認できないのか私にはわかりません。ぜひ確認するという御答弁をいただきたいと思ひます。

○乾政府参考人 尾花氏が富士銀行からの融資と認識していたかどうかについて、これは、私どもも答えたりあるいは調べたりする立場にないわけでありまして、今先生からいただいた文書を読んでおりました。思ひましたのは、富士銀行赤坂支店の中村氏が尾花氏と専らそういう融資の話をしていたことから、ひょっとしてそういうふうな尾花氏自身も思つたのかなと思つたりしたわけ

でございますが、それは別にいたしまして、私どもが先ほどからお答えしておりますのは、富士銀行は、事件の解明を進める中で尾花氏との間で正規の融資契約をその後締結をした、そういう報告を私どもは受けておりますし、頭取もけさお答えになっておるところでございますので、私どももそのように考えておるところでございます。

○上田(清)委員 大臣、私は納得ができません。す。しかも、先ほど申し上げましたように、山口銀行局長になってから答弁が変わりましたから少しは私の怒りも和らぎましたけれども、日付が異なるような話を、当時の銀行局長が銀行内部の慣行の問題だなど平気で答へられて、この問題を看過できないのです。納得のいくまで確認しないと、私はこれから、少なくとも大蔵省やその流れをくむ金融監督庁の言っていることは信用できないとしか言ひようがありません。

幾つも裏切られてきたじゃないですか。なみはやといい、長銀といい、日債銀といい、次から次じゃないですか。あなた方が言ってきたのは間違つてばかりじゃないですか。幸福銀行だって平成八年に、明らかに大蔵省の示達書の中で書いてあるじゃないですか、三百何十億債務超過だ。にもかかわらず、そういうことを見逃してしまつた。だから、せめてこの部分を明らかにしてください。調査して確認します、報告しますと。それが無い限り、私は納得できません。大臣、お願いいたします。

○谷垣国務大臣 上田委員が言っておられるように、その日付の扱いがさかのぼつた日付である、それが内部の処理というだけでは納得できないとおっしゃるのは、先ほどから聞いておりまして、私も身も、確かにそういう扱いが大銀行の中で行われていたのが適切かどうかと聞かれますと、これはやはりおかしいな、適切ではないなというふうな私も思ひます。

ただ、この事件は、今も警察からも御答弁がございましたけれども、当時、警察、検察で捜査を遂げまして、刑事事件としては完結をして、そし

て服役をした方もある。それから、当時、私も過去の事実関係を一つ一つ明らかにしているわけではありませんが、当時の大蔵省銀行局とされまして、それなりのヒアリング調査を行ったということも聞いております。そして、銀行でも処分をされたというところで、私は、当時、事件としては一応完結している、こういうふうな考えているわけでございます。

今の段階で、私、今お話を伺つていて、お答えできるのはそういうことでございます。○上田(清)委員 事件が完結しているのは、既に服役中の方もおられれば出てこられた方もおられるし、控訴もしていませんし、事件としては完結しているわけですね。ただし、大蔵の金融行政の不透明な部分、このことについては解明していないんですよ。村井次官は首をかしげておられますけれども、わかるでしょう。なぜ不正融資でないかわかるんですか、尾花万里子さんがこういう事情で、いろいろなところからお金を送つてきて、あるいは素手で運んできたり、幾つもそういうのが検事調書で出ていて、あるいは内部報告で出ていて、ほんの一部ですけれども。

だから、調べればすぐわかるじゃないですか。なぜそれを調べようとしなかったのか私にはわかりません。なぜそうなのか。そんな調子でいろいろ問題をかかわされて、お金だけどんどんつぎ込んでいくんだつたら、とても賛成できません。時間が迫つていきますので、どう押し問答してもお答えできないというのであれば、またさらに強力な何かを出して、そこまで強力なものが出るんだつたらやむを得ぬというぐらいの思いを持つてもらうしかないのです、もう一つだけちょっと強力なのがあります、それがまだ届いておりませんので、そのときにまた改めてこの問題は追加質問させていただきます。

それでは、ちよつと時間がなくなつて恐縮ですが、朝銀の方ですが、宿題を少し出させていたいただいておりますので、どこまでできたか確認をさせていただきます。できた部分だけでもいいですか

ら、報告をお願いいたします。まず、多分再検査の方はまだまだ時間がかかると思いますが、法令違反の問題ぐらひはそう時間がかかる話じゃないかと思ひますので、エリア外の融資についての法令違反の問題について確認をさせていただきます。

○村井政務次官 個別の融資の問題につきましてコメントすることは差し控へさせていただきます。でございますけれども、一般論として申し上げますと、国会の場合などで御指摘を受けた場合につきましては、その内容を十分検討いたしまして、必要に応じ事実関係につきましてヒアリングを行い、その結果、法令違反等の事実が把握できれば、これは法令にのっとり適切に対処するというのが私どもの基本的な態度でございます。現段階では、そこまでしか申し上げることができません。

○上田(清)委員 個別の案件と言われますが、公的資金を三千億既につぎ込んだ案件でございます、プライバシーも何もありません。既に多くのところで話が出ております。このことでの銀行が何か不利益を受けるということもありません。既にその金融機関は消滅しております、衣がえをしておりますから。取引関係でそれがゆえに何か不利なことになるといふことはありませんから、事実関係として法令違反なのかどうかというところは、すぐお答えが出来るはずですよ。あるかどうかを確認するのに二週間かけられちゃ困ります。それは困ります。絶対答えてくれないと、もう時間を待ちましたから。

では、一般論では違反なんですか、それとも違反でないんですか。せめてそのぐらひ言つて下さい。○村井政務次官 せんだつてのお話とも少し関連させて、しかし一般論として申し上げざるを得ないわけでありまして、信用組合の組合員資格を有する者は、中小企業等協同組合法の八条によりまして、地区内において事業を行う者、こうされて

ある場合には、本店の所在地にかかわらず組合員資格を有する場合があるわけでありまして、いずれにいたしましても、私も金融監督庁といたしましては、信用組合に対する監督権限の移管を受けたところをごいまして、他の金融機関と同様に、法令にのっとり適切な監督をこれからも行っていくということでございます。

いずれにいたしましても、法令に違反するといふ事実がはつきりいたしました場合には、きちんと処理をいたしてまいり、そういうことを申し上げるにとどめさせていただきます。

○上田(清)委員 大阪朝銀の場合はきちんとした処理ができていないから問題を提起しているわけでありまして、なぜそういう答弁ができるんですか。明らかに過剰融資、明らかに全く圏外のところにも融資をするというような、現実の登記簿がある。そういう資料も提出させてもらっている。なぜそれで適切にこれからやると言えるんですか。適切にやっていないんですよ。

だから、誤りを認めてもらわなくちゃ困るんですよ、本当は。調べた結果、怪しいものがたくさんありますという御答弁じゃないと困るんです。そして、もう少し調査をした上で明確に答えますと言えいいんですよ。答弁の仕方を教えますよ。

○村井政務次官 再三同趣旨の御答弁を申し上げることで恐縮でございますけれども、法令に違反するということになりましたら、きちんと私も処分をさせていただきます。

○上田(清)委員 では、もう一点。いわゆる本店、支店の関係についての調査はどのようにになりましたか。

言ったでしょう。まさにそれぞれの信用組合が独立した存在ではなくて、朝鮮総連の下部組織になって、それぞれ支店の関係ではないかというふうな問題提起をさせていただきました。そして、人事異動についての問題を提起させていただきました。そして、福岡の信用組合が東京の物件にお金を出したり、あるいは大阪の信用組合が神奈川

の物件に手を出したり、全国的にそのような事業の關係が交差しているということから見ても、これは尋常じゃないということ指摘させていただきまして、その点についての調査をお願いをしておりますから、その調査結果についてはどのようにされたかをお伺いしております。

○乾政府参考人 各県の朝銀が実質的には一体でないかという御指摘をいただきましたけれども、これにつきましては、信用組合の役員の出回につきまして、中小企業等協同組合法に基づきまして、総会または総代会の手続を経て就任すべきというところになっているわけでございますけれども、私も、それについて法令違反があったという事実は都道府県から聞いておらないわけでございます。

いずれにいたしましても、金融監督庁といたしましては、四月一日に監督権限の移管を受けたところでございまして、朝銀信組を含みます信用組合に対しまして、他の金融機関と同様、法令にのっとり適切な監督を行ってまいりたいと考えております。

○上田(清)委員 もういいかげんにしてほしいと思いますね、法令にのっとりやりますと言っているんですよ。十年これをするつもりでいるのですか。こんなことでは審議できませんよ。富士銀行だって何にも答えないではないか。もう私もいいかげん怒りますよ。

○村井政務次官 朝鮮総連といわゆる朝銀との關係等々につきまして、上田委員からいろいろ御指摘ございました。

私ももしもいたしましては、先ほど監督部長が御答え申し上げましたように、中小企業協同組合法に基づきまして人事等々の手続が行われているかどうか、そういった点は、上田委員からああい御指摘を受けておりますから、信用組合につきまして私も移管を受けたところでございまして、もちろん心してこれからいろいろな意味でのチェックもいたしてまいります。そういう観点

で、その上で法令違反ということになりましたら、それはそれなりにきちんと対応をさせていただくということをお願いをしております。

○上田(清)委員 同僚議員の御了解をいただきまして、少し民主党の枠でお時間を賜りたいと思っております。

私は、調査の依頼をお願いしております。事三千億円という大変な金額でありますし、極めて不明瞭な、もうだれが見ても、そんなにむきになって調査しなかつたって過剰融資であるということはわかるのです。

先般、大野総括次官の選挙区にあります、こう言つては大変恐縮ですが、さほど高くない土地あるいは建物に対して平気で二十九億の融資をしていくようなそういう業務が、とても法令にのっとり速やかにやつたというふうには思われないうわけですよ。そういうところに、破綻状況の中で受け皿金融機関に三千億円投入されている。そして、だれ一人刑罰も受けなければ何ら訴追も受けていない。これは明らかにおかしいということとを申し上げておりますから、法令にのっとりこれからきちんとやりますというのでは間に合わないのですよ。

ちゃんとした答弁をしていただかないと、最小限度、今ここに着手して、いつまでにきちっとした報告ができますというような答弁をしていただかないと、こんな調子で三年も五年もやられたらたまらないですよ、そのうち人がかわつたりしますから。お願いします。

○村井政務次官 破綻した朝銀大阪信用組合につきまして、これは御案内のとおり、朝銀近畿に事業譲渡が行われている。不良資産につきましては、整理回収銀行、現在では整理回収機構に売却が行われていることは御案内のとおりであります。

それで、整理回収機構におきましては、破綻金融機関から買い取った債権を回収する過程で、破綻金融機関の経営者、借り手等の民事、刑事上の

責任が明らかになれば、これは当然、適切な責任追及を行うというものでありまして、私もはそのように承知している次第であります。

○上田(清)委員 だから、村井次官、私たちは政府委員制度の廃止の中で、政治家の答弁を聞きたくない。承知しておりますではないのです。そういう言葉はやめてください。それは承知しているという話であつて、自分の判断がないではないですか。大先輩に大変失礼でありますけれども、心の中であつておられますが、本心に申しわけありませんが、しかし、本心にそれではだめなのですよ。

何のためにそこをたたいたかといつたら、では、重大な疑義があるから御指摘についてスピードを上げて調査をしますという答弁だったから納得しますよ。何も言われないではないですか。私みたいな素人が見ても、これは重大な問題だということぐらいわかるではないですか。だから、御指摘は重大な問題ですので調べますと言えはわかるのですよ。ちゃんと答えてください。

○村井政務次官 私どもも、上田委員と同様に、率直に申しまして、今度は朝銀近畿に事業譲渡が行われたわけでありまして、三千億円という金額がいずれにしましても投入されているという事実があるわけでありまして、それは重大な関心を保持していることは当然であります。

ただ私ども、いわゆる信用組合につきまして移管を受けましたのは、この四月のことでございます。そういう意味で、これから来年の三月末日までに私もいろいろな形で検査に入つて、それできちんと対応していくことを考えているわけでございます。その際に、当然のことでございますが、上田委員たまたま御指摘になられましたようなことも十分念頭に置いて対応をしたいと思います。そして、そこで法律に違反するような事実がありましたら、これは厳正に対応していくということでございます。

○上田(清)委員 それは十三信組と四つの受け皿の話でありまして、そうではなくて、もう既に行

われた部分について再調査をしてくれという私の要請であります。

それから、念のために、もう釈迦に説法で恐縮ですが、例えば、大和銀行が破綻した朝銀信用組合の受け皿になったとか、今度の受け皿というのはそういうものではないのですから。合併という形をとって、何もなかったものをつくって受け皿にしたわけですから、これは極めて異例の仕組みなのです。過去になかった話ですからね。そうでしょう。過去にこういう話があったのでしょうか。五つなら五つの信用組合がすつといなくなつて、新しい違う名前の信用組合をつくつて、そこに金銭贈与があった、こういう事実というのは過去にあったのでしょうか。なかったはずですね。

だからこそ、この方式について極めて重大な疑義があれば、再調査をしなければいけませんので、私は再調査をお願いをして、その結果どうですかというのを幾つか段階を経て、当然検査の内容は相当時間がかかるだろうから、そうではない部分については比較的時間がかからないから、その部分だけを先にお尋ねしているのです。

しかし、それでも何か全部これからこれからというような話ばかりだったら、それでは何のために質問して、何のために答弁してもらっているのかわからないではないですか。同じ話の繰り返しではないのですか。壊れたテープレコーダーではないのですか、何回も言っているとかばかしくなってくるではないですか。ぜひ、本当にちゃんと尋ねてくださいますか、どのくらい時間がかかるのか。事務局からという報告を受けているのですか。ちゃんと尋ねてください。

○村井政務次官 私ども、端的に申しまして、受け皿になりました四つの信用組合、これにつきましてこれから検査へ入っていくわけでございますけれども、その過程を通じて、今御指摘のような問題につきまして、これは一般論でございますけれども、検査の時期等につきましていろいろ申し上げることは私どもいたしております。そのこ

とを御理解いただきたいと思います。

○上田(清)委員 何度言つても論点がずれ違ひますね。もう次官はわざとそらしておられるとしか申し上げようがありません。私が聞いているのは、先ほど申し上げた点について報告を求めている、その報告について答えていただければいい、それだけのことであります。まだできていません、あるいは、いつできますとか、たったそれだけのことを何度も何度もこうしてやりとりしなくては行けないのですよ。なぜそんなふうな答弁をされるのですか。

いつできるのか、あるいは、できたのかできないのか、最初からそれだけを聞いているのですよ。それも、時間がかかりそうなのはわざとずらしてあげて、比較的時間がかからないだろうということについてだけ尋ねているのに、何も答えようとならないではないですか。何を考えているのですか。

○五味政府参考人 ちよつと立入検査をしないとわからない部分というのが実はあるわけでございます。まして、簡単な整理をさせていただきますと、先ほど答弁でも出ておりましたが、例えば朝銀大阪の例でございますが、既に清算中ということで、法人格は一応有しておりますけれども、清算中というところで資産は実質的にはない。その資産がどこへ行つたかといふと、先ほどのように整理回収機構と、それから朝銀近畿に行つていく。この朝銀系統は大体そういうパターンでいっているわけでございます。そうしますと、いわゆる再調査とおっしゃっているような案件のうちの幾つかのものといふのは、整理回収機構に今はあるか、あるいは既に引き継ぎの時点で消滅してしまつていくか、あるいは、例えば朝銀大阪であれば朝銀近畿に今あるか、こういう分類になるわけでございます。

事業譲渡の時点、あるいは整理回収機構に譲渡いたしました時点で存在をしておりました、例えば貸付債権などの実態、これがどうであるかというふうな話になりますと、整理回収機構はそちら

でやつていただくとして、金融監督庁としてできますこと、そしてやらなければいけないこと、これは、受け皿金融機関に対して厳正な検査をかける、そして、そこで説明をしていく、残つておるものであればそういう手法で確認ができる、こんな整理になるわけでありませう。

この受け皿となりました幾つかの朝銀系の信用組合、その多くは最初の決算がことしの三月期でございますので、まだ決算が出ていないわけでございます。先ほど総括政務次官から御答弁申し上げましたようなスケジュールの中で、厳正な検査を実施して、実態把握、これは資産だけでございます。金融検査マニュアルに基づく法令等遵守体制も含めた検査を実施してまいりたい、こう思っております。

○上田(清)委員 だから、その部分については何にも聞いておりません、最初から。検査の部分は時間がかるでしょうから最初から言いました。

私が聞いているのは、エリアについての違法性、そして、支店なのかあるいは総まとめのグループなのか、独立しているのか支店なのか、そのことを最初から聞いていないんじゃないですか。それをずつとこのようにならぬでございまして、はぐらかしてお話をされているんじゃないですか。

今、五味さんが言われたことは、私だつてわかつています、簡単に出ないというところは、だから、その件は全然聞いていないんです、最初から。聞いていることだけにきちっと答えていただければ、こんなに時間をつぶさなくてもいいんですよ。ずつとはぐらかされているじゃないですか。法令にのつとつて一生懸命やります、それは当たり前のことでありまして、そうじゃなくて一生懸命やつた結果を聞いているんですよ、どういう結果になったのかと。

前回と同じ答弁をされているじゃないですか。まだできていませんと言えはまたいいですよ。では、いつできるんですかと私は聞きますから。同じことばかり言つていらつしやるじゃないですか。

か。そんな無責任な対応で法案審議を求めるんですか。

委員長、ちゃんと注意してください。○村井政務次官 いずれにいたしましても、今五味検査部長からお答えいたしましたような状況でございますから、私どもいたしましては、受け皿になりました四つの信用組合、これにつきまして検査をやるという形で、これまで上田委員御指摘になられたようなことにつきましてきちんとしてチェックをしてまいりたいということを申し上げさせていただきます。

○上田(清)委員 私は納得できません。きちつとした答弁ができておりません。検査の部分はよくわかりますが、全部検査しなけりやすべてわからないんじゃないかなというのを言つていたら、何年たつてもできません、本当に。そういう意味で、わかる部分をきちつと出してください。特に、法令違反の部分なんというのはいかるといふので、もう一回事務局に細かく、なぜそういうことをしないのか、伺つてみたいと思います。

大変時間を超過しまして、北橋議員には申しわけありませんでした。どうもありがとうございます。

○金子委員長 次に、北橋健治君。北橋委員にあらかじめお伺いいたしますけれども、今上田先生の超過の部分は、北橋先生のごとくで調整していただくということよろしいですね。

○北橋委員 はい。民主党の北橋健治でございます。宮澤大臣におかれましては、このたびのアメリカへの御出張、強行日程で当委員会にお帰りをいただきまして、ありがとうございます。時間が限られておりますので端的にお伺いいたしますが、今回のニューヨーク市場の株価下落、これは単なる調整過程の始まりと見るか、場合によつては、かつて日本が味わつたバブルの崩壊のような大変深刻な事態にもなりかねない事態と考

えているか、それについて率直な御所見を承るの
ですが、日本のかつてのバブル崩壊に類似した傾
向ではない、こういうふうに大臣は明言できませ
うか。

○宮澤國務大臣 実は、その問題は、まさに私もワシントンで米政府の当局者と話をいたしておりました。だが、どう言ったということをお願いし、そのことを控えますけれども、それは土曜のことでございますが、月曜になれば新しい相場ということでは出てくるだろう、ただ、それを見たところで、これで一つの、今まで言われていたことに答えるのか、あるいは新しい展開になるのか、そこが一番自分たちとして知らなければならないところであって、そのいかによってこれから後の金融政策等々を考えなければならぬ。

ただ、恐らくは月曜そのものは半戻しのような状態になるかと思っているけれども、したがって、もう少し時間を見ないと、今まさに委員のおっしゃったようなことについての判断がつかないかと思っている、何となく二人の話の間でそういったようなやりとりになりましたので、まさにそのことがこれからの問題であろうと思います。

○北橋委員 きょうは日銀総裁はまだお帰りでございませんで、日米の間で、今後の我が国の財政金融政策に影響がありかねない、いろいろな重要なお話があるかもしれないので、またそのときに質問を致します。

さてこの株価の急落を受けまして、与党の方から、公的資金一兆円を株価対策等に充てる、そういうお話も出てまいったわけでございますが、率直に言つて、私どもは、非常にこれは安易な考え方ではないかと思うので、ここで大臣の見解をお尋ねしておきたいと思うのです。

今回の株価急落を受けて、四つの項目について与党の方から要請があったやに聞いておりますが、その中で、言うなれば財政の追加的な措置に当たるとような公共事業の前倒し、五千億円の予備費の早急な執行、まずはこういった二つの項目があります。今までの政府・与党内の議論を伝え聞

ところによれば、そのように主張する自民党政調会長初め有力な意見もありますが、一貫して、大蔵大臣としては、景気は少しずつ明るさを取り戻している、財政の規律もこれまた重要な課題である、したがって、追加的な財政措置、いわゆる前倒し執行あるいは補正予算というものは念頭にないということを、自民党首脳や経済企画庁長官の意見と比べますと際立った考え方を示されておったわけでございます。

それからいたしますと、このような二項目の案をここでもし政府が採用するということは、悪乗りといいますが、今回のニューヨーク市場の急落にうまく便乗して政治的な思惑を政府に対して実行させるということにもなりかねません。どのようなお考えでしょうか。

○宮澤國務大臣　昨日のような出来事が起こりますと、国民の関心、心配も高いことでございますから、政党としての考え方を述べるということからは、これは政党の機能であると思えますので、それはそういうものとして理解をいたさなければなりませんから、政府としても、中身については十分吟味をしなければならないと思っております。

そこで、具体的におっしゃいました第一の問題は、もう既に年度が始まりましたので、公共事業の執行については方針を決定しておりますで、その中で、特に前倒しをするということを今考えておりますけれども、年度の初め、四月、五月と

いうのは、とかく公共事業が出渡るときでござい
ますから、その両月については顧慮をするよう
に、特に気をつけるようにということとは、これは
もともと申してございます。そういう程度のこと
ですと、年度初めには当然考えなければならな
いことであります。

る法規上の問題として、国会開会中にそういうことを考えるわけにはまいらない、これは申し上げることができると思います。

○北橋委員 報道によりますと、サマーズ長官初めアメリカ側からも、今後、日本の景気の着実な回復のためにいろいろと要請があったやに伝えられております。それだけに、追加的な財政措置というの是我が国だけの問題ではなくなっておりますので、非常に重要な政治的な判断を要するわけでございますが、私は、やはりこういったところに乗じて今までの発想を政府に持ち込むということとは非常に危険なことである、そういう意味で、大蔵大臣は財政の規律ということも念頭に置かれてこれからの経済運営を考えていらつしやると思います、そのような政治的な思惑に左右されないように、しっかりとかじ取りをしていただきたいと思います。

続きまして、一兆円程度の株価の維持、ブライ
ス・キーピング・オペレーションにつきましても
与党から提案があったやに聞いておりますが、こ
れは過去、九二年にやったときも非常に問題があ
りましたし、そしてまた、九八年のときもその効
果については各方面で大変疑問視された。もとも
と郵貯の資金を指定単で運用しておりますけれど
も、これを仮にP K O に使うとなれば、本末転
倒、これはもともと郵貯や簡保の方々に利益を確
保するというで運用されているわけでございます。

念頭にはないはずです。

そういう意味で、もしも仮にこのような何かあったときに公的資金が投入されるというようなことがこれから既成事実化していきますと、これはもう海外から日本の金融市場に対して私は重大な不信を招くのではないか、大変危険な発想である、こういうのはやってはならない、そのように感じるんですが、大臣はどうされますか。

運用は、当局が最も自分の資金の運用として有利かつ安全である場合に、それに従って行われるべきものであつて、他者がかれこれ言うべきことではございません。

また、そのような投資を株価の水準を左右するような目的に使うべきものではない、これは明瞭であります。

○北橋委員　ぜひこの件については、私は、海外から大きな不信を招かないように、一時的な政治的思惑のもとで振り回されないうことを強く要望させていたきたいと思います。

最後の四点目ですが、急激な為替相場の変動を阻止する適切な措置ということがございますが、毎日新聞の報道によりますと、政府、日銀は九九年度、史上最高の為替介入、七百三十億ドル台まで介入したのではないかと、市場関係者の推計ということで報道しています。そして、このために差損も五兆円に達している、このように言うわけがあります。このようなことをまた繰り返すのであろうか。大臣の見解をお尋ねいたします。

○宮澤國務大臣　為替の水準が何かの思惑によつて急激に変動をするということは、我が国の景氣回復にしはし害になることがあると考えておりますから、そういう場合には介入をいたします。過去においてもいたしましたし、今後においてもそうでございます。

○北橋委員　そうしますと、この九九年度、史上最高の介入によって差損が五兆円というのはびっくりするほどの数字でございますが、何兆円になろうが、やる時にはやるということです。

○宮澤國務大臣 差損というのも、どういうふう
に計算するかには問題がございますから、恐らく
その報道は私としてはコンファームができないな
と思いますが、どのくらいの介入資金が要るかと
いうことは、そのときの相場の状況によります。
必要があれば、介入の目的を達するだけの資金を
出さなければならぬこともあります。これから
もあるかもしれません。

○北橋委員 この点については、大臣も御見識が

おありで、我々も必ずしも一致はしませんが、株価の動きというものをもう少しばらぐの間見守って、改めて、また日銀には日銀のお考え方もあるでしょうから、お尋ねをさせていただきたいと思っています。

預金保険法の改正に関連いたしまして、附則の改正で、今回、東京都の三信組、すなわち、東京協和、安全、コスモ、その信組の破綻処理に伴う損失補てんにつきまして、一定の方向づけをされました。

御案内のとおり、これらの破綻処理につきましては、預金保険法改正前の九四年、九五年に破綻したものでございますが、今回、法改正の規定を適用するという形で適用する理由はなぜでしょうか、お伺いいたします。

○大野(功)政務次官 今のお尋ねでございますけれども、まず今のシステム、御存じのとおり、全信組連がいわば東京都信用協会の不良債権買い取りの資金を融資している、つまり預金保険機構の役割を果たしております。それから、東京都の信用組合協会が、いわば整理回収機構、RCCの役割を果たしております。

したがって、今回どういった問題が出てくるかといえますと、第一点は、全信組連は、これから信用組合を本場に肌ぬくもりの感じ合いながら融資できるような、そういうものに再編、統合していかなくない、育てていかなくない、大きい大きな義務を、仕事を持っているわけでございます。そういう全信組連について、環境を整備していかなくない、いわばいつまでも時限爆弾を持たせていくようなことではならない、こういう問題点が一つあるかと思っております。

それから、信用協会の方でございまして、信用協会は、RCCと同じような役割を果たしているわけでございますから、こちらの方は、いわばRCCに統一して仕事をやらせてもらった方が効果的じゃないか、効率的じゃないか、こういう問題がございます。それから三点目は、今先生もお触れになりました

たけれども、これは金融三法がで上がる前の処理でございまして、今であれば今のシステムで処理できることでございます。そういうことで、基本的な処理方法でこの問題を処理していこう、こういうことであります。

念のため申し上げますと、しかしながら、処理する場合の必要なお金でございますが、これは特例業務勘定から出しておりますけれども、この特例業務勘定の特別保険料で支払うわけでございまして、これは交付国債で賄われることはございません。この点を付言させていただきます。

○北橋委員 この二信組が破綻するに当たりましては、国会でも参考人招致で、ずさんな放漫経営の実態が明らかになった。アイ・アイ・グループへの乱脈融資ということが大きな原因になっているとも言われております。そして、これまでこの二信組の破綻処理に伴う負担は、国と東京都とそして金融業界がお互い押しつけ合いをしてきた経緯がありまして、結局、不良債権の回収業務は都信協に回されて今日に至っているわけですが、

ところが、回収業務は難航を極めまして、まだ一四、五割という関係者のお話もございまして、結局三信組合わせて一千億円に上る二次損失が残されていまして、さあ、これをどうするかという過程におきまして、伝え聞くところによりますと、大蔵省は一貫して、金融三法が整備される前の破綻損失を現行制度で穴埋めすることはできないと突っ張ってこられた、このように聞いているわけですが、そして、その協議は迷走を続けているわけですが、

千億円の二次損失のうち七百億円は預金保険と信組業界が負担して、都は三百億円負担するという案を出したところ、都が猛反発した。そして、国がやるからお前もやれなやれというのを通らない、だめなものはだめなんだという形で石原知事が去年の十二月三日、はつとと金融当局の案を一蹴した、こう聞いております。これまで大蔵省は、この損失の負担については非常に難色を示された、突っ張ってきた。それが東京都との話し合いの過程において最終的に折れ

たわけでございますが、これだけの重要な案件について、我々はその過程を明快に知ることができない。そういう意味で、私どもは、金融問題監視院等をつくって、納税者、国民の目につくか、とこの過程が見えるようにすべきだということを主張するわけでございますが、この機会に、なぜ反対をし決っておられた国の損失処理について東京都との間で最終協議が行われたのか、その過程を簡潔にお示しいただきたいと思っております。

(委員長退席、渡辺(喜)委員長代理着席)
○村井政務次官 私どもとしましては、全信組連の信用組合協会向け不良債権買い取り資金融資をめぐる問題を先延ばしすることなく解決したいというところで、先ほど大野政務次官からもお話ございましたように、債権回収業務を整理回収機構に円滑に一元化するという方針でございまして、

その際、全信組連に顕在化するロス額につきまして、現在御提案しております改正法案に基づきまして処理するにつきまして、東京都の支援額につきましては、預金保険制度を通じて金融機関に負担させるのは適当でない、こんなふうな考えをしております。この額につきましては引き続き全信組連が東京都との間で協議を続けていく、こういうことになっております。

政府といたしましては、信組業界の基盤強化に向けての政府の取り組みの趣旨を東京都が御理解くださり、この問題の解決を含めて、信組業界の基盤強化に向けての東京都の支援が得られるように、今後とも全信組連を支援してまいり、そういう所存でございまして、いろいろ折衝をさせていただいてございまして、

ちよっと差し控えさせていただきたいと存じます。

○北橋委員 東京都がこの問題で強く難色を示し反発してきたというのはなぜか、皆様も御案内のとおりだと思うのです。納税者が見ているからですよ。なぜあのようなためならぬ乱脈経営のしりぬぐいを我々の税金で面倒見なきゃならぬのか、そういう声があるからこそ、東京都も踏み切れなかったのと同じです。そういう意味におきましては、全信組連のこれからの重要な機能に着目しての措置だということはわかるのですけれども、やはりこれは納税者の立場からすると、非常に不透明で納得のいかないことが相当にあるのではないかと思います。

実は、私どもも、東京都民がなぜ石原さんの外形標準課税に拍手喝采を送ったのか、いろいろな角度から世論調査を内々させていただきましたけれども、この間の信組の取り扱い一つをとってみても、なぜ我々の税金があのような放漫経営のツケでしりぬぐいに使われているのか理解できない、それに対する大蔵当局、あるいは当時信組は都が監督をしておりましたから、その金融行政に対する不信感というものが渦巻いているのです。それに一石を投じたことに対する拍手喝采ではなかったかと私は受けとめるわけです。

そういう意味におきまして、アイ・アイ・グループのあのようなどい融資を長いこと続けていた、都の財務局は一体どういう監督をしていたのか、どんな検査をしていたのか。そして、四月一日からその資料は金融監督庁に移管をされているわけですが、

その当時、東京都がこの破綻した二信組、そしてアイ・アイ・グループ、その関係につきまして、私はそれなりに克明に調査をしたはずだと期待したいのですけれども、金融検査部が当時検査報告書あるいは示達書と呼んでいた、それに準ずるような都の資料を国会にお出しただきたいのであります。そして、果たしてその措置が納税者が納得できるかどうかというのを改めて審議の

それに対して、やはり金融当局、大蔵省の責任ある立場の方には、このような事態に至った責任は重いものがあると思つています。

そういうものをしっかりとしなければ、このたびの公的資金を用意するといふ生保にとっては画期的な制度改正でございまして、多くの国民の理解を円滑には得られないと私は思います。その辺の責任をどうお考えでしょうか。

○村井政務次官 どのような資産に運用するかというようなことは、基本的にそれぞれの金融機関、ただいまの場合でございまして生保ということとでございしますが、その経営判断の問題だろうと思つております。

それから、予定利率の問題につきまして御発言がございました。確かに、当時大蔵省でございましてけれども、昭和五十一年と六十年と二回、いわゆる予定利率の引き上げをやつたという事実はございまして、ただ、その当時、いづれも現実の運用利回りというのは相当な水準になつていたわけとございまして、それなりに、その当時予見可能な期間において十分それでやつていくという判断をした。それが、残念ながら期間の経過につれて、バブルの崩壊、そしてまた低金利というような事態が生じましてそれを実現することができなかつたというところとございまして、そのこと自体は非常に残念なことだと思つております。

私もとしましては、こういう事態を踏まえまして、今後このようなことが起こらないように、各生保あるいは他の損保等もそうでございまして、それらに対しましてしっかりと監督として検査をやつてまいりたい、そのように思つておる次第でございまして。

○北橋委員 時間が来てしまいましたが、最後に大蔵大臣に、四千億円の公的資金を用意したことについてはある意見があるわけとございしますが、やはり年金だとか生命保険だとか、自分の未来に対する安心というものが崩れた場合に、もう日本の経済も社会も本当に大変なことになると私は思ふのです。

そういう意味におきましては、今回、更生手続法の改正で、保険業も早期発見、早期治療といふことで、できるだけ損失の負担が出ないようにするといふこともございしますが、やはり私は、与党内でもいろいろな賛否両論があつたと聞いておりますが、生保のセーフティーネットをがつちりとつづけておくことは国民生活にとって欠かせないことだ、その決意に立つて今後運営していただくたいのでございしますが、その点について大臣の御所見を承つて、私の質問を終わります。

○宮澤国務大臣 生命保険に依存している国民の割合というのは非常に高うございまして、ハウスホールドでいえば九割と言われておるわけでございますから、それはもう明らかに生活の設計の一部になつていふと思ひます。

先ほどもちよつとおつしやいましたが、現在の、いわんや生命保険会社の経営の困難さというものがある低金利といふものに決して無関係ではない、そのような低金利は政府なり日銀なりの方針といふものとまた無関係ではないといふこともございまして、そのような国民生活を保護しなければならぬ機構に政府がある程度貢献することであるといふことは、どうも十分に理由のあることではないかといふふうに私は思つておりますので、委員の言われるような考え方に私も同感でございまして。

○金子委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 佐々木憲昭でございまして。

預金保険法、保険業法、この二つの法案の質疑の最後の質問になると思ひます。もつとやりたいのですけれども、残念ながら打ち切られてしまふといふことでありますので。

提案されていふ預金保険法の改正案は、これまでの質疑を通じて、国民の税金を金融機関に投入する仕組みを延長し、さらに固定化するものであるといふことがいよいよ明らかになりました。護送船団方式からの脱却が求められているにもかかわらず、税金投入の仕組みを温存するといふ

うのは逆行ではないだろうか、私どもはそう考えます。これでは、行政と金融機関との癒着、政治と銀行業界との癒着を断ち切ることはできないと思ひます。

振り返つてみますと、ちよつと二年前に、大蔵省は接待汚職で大変大きく揺れました。そのとき、監督下にある金融機関と大蔵省の癒着、とりわけ金融検査を実施する側とされる側の接待といふのが大問題になつたわけでありまして。その後、不十分ながら一定の処罰が行われ、ことしの四月一日からは公務員倫理法も施行されて、倫理規程も閣議決定されました。

まず、大蔵大臣にお聞きしますけれども、それぞれの公務員に全体の奉仕者としての自覚が求められると思ひますが、これは言うまでもないことだと思ひますが、同時に大事なことは、大蔵省として、組織全体として、関係業界との癒着あるいは腐敗、こういう問題が進まないように常に自己点検を心がけるといふのは大変大事ななことだと思ひます。

この点について、初めに大臣の基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 公務員が憲法のもとに、公務員をやめた後も自分自身の生活を支えていくために職を見つけないといけないといふこと、そういう憲法上の権利は当然持つておりますし、また、公務員のそのような経験あるいは才能を社会が有効に使うといふことも大事なことで、これは申し上げるまでもありません。

しかし、そうではありますけれども、そのようなことが公務員にとつて具体的な期待権になるような状況を、大蔵省のメンバーであるがゆえに、あるいは在職中にした仕事のゆえに生ずるといふことは、これはまた弊害の生ずるものでございまして、前回は前者として、しかし後者は後者としておのずから慎まなければならぬ規範といふものが、個人にとつてもまた組織としての大蔵省にとつても存在しているといふことは、私も同感でございまして。

○佐々木憲昭委員 関連業界との癒着を正すという点で公務員倫理法がつくられたといふことであつた。しかし、それだけではまだ足りないと思ふのです。やはり関連業界に対する天下り問題といふのがもう一つございまして。天下りについては、国民の批判も非常に強いわけとございまして。そこで、総務庁にお聞きをいたしますけれども、天下りについては、この間具体的にとどのような改善が行われたでしょうか。

○中川政府参考人 国家公務員のいわゆる天下り問題につきましては、行政に対する国民の信頼確保の観点から重要な課題と考えております。

政府といたしましては、昨年三月に公務員制度調査会から答申が出ております。また昨年四月には中央省庁等改革の推進に関する方針といふものを定めましたが、これに基づきまして、本年度から幹部職員の再就職状況を公表いたしますとともに、公務員の人材情報と企業等からの求人情報の調整等を通じて再就職を支援する仕組み、人材バンクと申しておりますけれども、この人材バンクを導入いたしまして、再就職の公正性、透明性の確保を図るといふことにいたしております。

今後とも、中央省庁等改革の推進に関する方針に基づきまして、政府として、公務員の早期退職慣行の是正、再就職の公正性、透明性の確保を図つていく必要があると考えておるところでございまして。

○佐々木憲昭委員 人材バンクといふこともお話がありました。問題は透明性といふだけではなくて、このような天下りそのものに対して規制を加へ、基本的にこの方向を是正していく、なくしていくといふことが大事だと私は思ふのです。

天下りの害悪につきましては、今から四年前の九月六年二月九日付の朝日新聞の天声人語に、住専のドンと言われた、日本住宅金融、これは住専の一つであります。その設立時から社長として君臨してきまして庭山慶一郎氏は、記者会見でこう言つております。記者が庭山氏に、あなたが社長当時、大蔵省の立入検査を一たんは拒否したそう

だがと、こう尋ねたのです。そうしましたら、庭山氏は、自分の後輩に自分の会社を指導してもらうようなそんな見識のないことは私はやりません、こう言つた。大蔵省の課長補佐が来たが帰つた、次に銀行局長が来た、君が来たのなら、君のやつた政策のせいで困つた結果が当社に起つてゐるからと、そういう意味で検査することを許可したわけですが、こういうことを往々のドンと言われた庭山さんが語つてゐた。検査に来た人間を追ひ返したり、私が検査を許可したんだということに言うに至つては言語道断であります。天下りした元大蔵省幹部がこういう姿勢をとつてゐた、その実態がここによく出てゐると私は思います。

そこで、人事院に具体的にお聞きをしたいのですけれども、大蔵省から金融機関への天下りは、平成十一年に何人いたでしょうか。この数年、傾向としてゐてゐるのか、それとも減つてゐるのか、御報告をいただきたいと思ひます。

○中橋政府参考人 私どもが、公務員法百三条に基づきまして営利企業等への就職承認をいたした者の中で、大蔵省で、かつ金融・保険業等に就職した者の数でございますが、平成七年が三十九人、平成八年が十四人、平成九年が十三人、平成十年が十人、平成十一年が七人、かよつたようになってゐます。

○佐々木(憲)委員 数字としては、確かに傾向として減つてゐます。

ただ、問題は、ここに抜け道があるのです。離職後二年を過ぎてから営利企業に天下りする場合は結構です。それから特殊法人に天下る、あるいは公益法人または業界団体、こういう場合も、形式上は営利企業ではないということで、ここに天下るのはノーチェックである。さらに、在職してゐた国の機関と密接な関係がない営利企業であればオーケーだ。在職してゐた国の機関と密接な関係がある営利企業でも、その在職が離職前五年より前である場合にはオーケーだ。こういうふうな、天下りを規制するということを言ひながら、そしてまた人事院が承認した数は減つてはゐるけれども、実態的にはどうなつてゐるのだろうか、変わつてゐないのではないかとすることがいろいろ指摘をされてゐるわけでありまして。

そこで、私の手元に、大蔵省が一昨年の三月十一日に大蔵委員会の理事會に提出をいたしました天下り一覽表の資料がございます。証券会社、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、生命保険会社及び損害保険会社の役員のうち大蔵省出身者、その一覽表であります。

これを見ますと、集計いたしますと、皆さんに配付いたしました資料の一枚目のようになりまして、証券会社六十九社に八十人、都市銀行一行に一人、長期信用銀行三行に三人、信託銀行二行に二人、地方銀行三十二行に四十一人、第二地銀五十一行に七十八人、信用金庫二百三十四金庫に二百八十六人、信用組合八組に九人、生保十一社に十三人、損保六社に九人、合わせまして四百十七の金融機関に五百十四人が天下つております。これは今から三年前の資料ですから、新しい資料があれば提出していただきたいわけですが、今手元にあるのはこの資料であります。

大変驚きましたのは、この中で信用金庫が大変多い。全体の六割近くが信用金庫に天下つております。

信金だけを取り出したのが、次の二ページから十九ページまでのリストでございます。個人名はここでは白く抜いておきましたけれども、しかし、これだけ大量の天下りが信用金庫に対して行われております。信金の名前が一番左にありまして、検査年月日、天下りした者の氏名、これは消してありますけれども、それで一番右側に最終官職が書かれております。その結果、二百三十四金庫に二百八十六人が天下つてゐるという、これが実態であります。

平成九年三月末時点の日本の信金は約四百でありましたから、六割の信金に天下つてゐる、天下りのない信金は逆に少数派である、こういう驚くべき状況になっております。

そこで、大臣にお伺ひしたいのですけれども、なぜ信金にだけこんなに大量に大蔵省から天下りが行つてゐるのか、その理由は何かというふうにお伺ひになりますか。

○宮澤国務大臣 なるほど多いので私もちよつと驚きましたが、大体、財務局に勤めていた職員、財務局には財務事務所がまたございますから、そういうところからいた人たちが多いのだらうと思ひます。

実情を申し上げますと、信用金庫というのは信用組合と違ひましてかなり近代化された組織でございます。したがつて、その運営には、もともとからいへば、代々お家柄の人が常務理事長とか何とかそういうことになるわけでございますけれども、あとエキスパティーズに当たる部分は、かなり実務の知識を持った人でないとやれない。もともと地域のあるものでございますから、大きな人の異動というふうなものとは難しゅうございまして、役職員も事務方も難しい、しかし結構専門的な知識が要するという社会でございます。ですから、長い間仕事の上では行き来がございまして、多くはその地域に住んでおる、そしてその地域で生涯を送るというふうなことがございまして、入るから、自然にそういうところから望まれて入るというケースが多いというのは事実と思ひます。

よほどすぐれた人ですと、理事長になるというケースはないわけじゃないかもしれませんが、余り聞きませんが、まあ専務それから常務あたり、実際のところはかなり仕事のエキスパティーズを買われて入つたということが、私の見ております限りでも多いようでございます。

多いようでございますが、しかし、佐々木委員の御質問の裏側は、何となくその土地のそういう財務局にいた人の期待権になつてゐるんじゃないか、どうも、たまには、たまにはと申します、だれかがやめた後はだれかみないな、そういうこともあるかもしれない、全く弊害がないとは申し上げにくうございすけれども、地域の、し

かもその仕事について専門的な知識を持った人が、かなりそれも長いこと就職してその金庫のために働くというケースが、これは比較的自然的に多いのではないかと、私の知つております範囲ではそういうふうにお伺ひします。

○佐々木(憲)委員 常務、専務だけではなくて、理事長もかなりおりますよね。それから、おつしやるように、地方財務局の天下り先という点で、相当網の目の細かな配置が行われてゐるというふうには私はこの表を見て思ひました。

信用金庫に対する検査というのは、これは金融監督庁が本庁から直接行つてやるわけじゃありません。監督庁にお聞きしたいのですけれども、信金に対する検査というのはどのような体制でやつてゐるのでしょうか。財務局はどうかかわつてゐるのでしょうか。

○五味政府参考人 お答えいたします。

信用金庫に対します検査は、金融再生委員会、金融監督庁長官からの委任を受けて、その指揮監督のもとに、財務局長が厳正かつ公正な検査を実施する、こういう体制でございますが、法律関係を申しますと、信用金庫法八十九条一項において銀行法の二十五条、これすなわち立入検査の規定でございますが、これが準用されて、金融再生委員会が信用金庫に対する検査を行う、こういうことになっております。

ただ、金融再生委員会の信用金庫に対します検査権限は、信用金庫法の八十八条第一項の規定で金融監督庁長官に委任をされ、この長官の権限についてさらに信用金庫法の八十八条三項及び同法施行令第十條第二項、さらに同法施行規則二十七条一項六号、この規定によりまして、金融監督庁長官から財務局長に再委任をされてゐる、こういう形になつておまして、実際の検査の執行は、先生ただいまおつしやいましたとおり、財務局の検査官がこれを実施するということで今まで遂行してきております。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○佐々木(憲)委員 監督庁が委任をして地方財務

局が実施をしている。そうしますと、天下りとの関係でありますけれども、かなり細かく天下りが行っておりますが、天下りを受け入れていない信用金庫に對して、例えば受け入れていない信用金庫に對して、例え受け入れていないところに対してはかなり甘い検査をやるとか、受け入れていないところは甘いとか、そういうことはありますか。

○五味政府参事 結論から申しますと、そういうことはございせん。どの金融機関であれ、検査に入りますときには検査に使用します指針をそれぞれ確認いたしました上で入っております。O Bがいろいろいふことが出てくることはございせん。むしろ、検査官の体験談を聞きますと、金融検査の実務の経験が長いO Bさんが行っている信用金庫に行つた場合というのは議論が結構沸騰いたしまして、そういう詳しい方がおられないところですから検査官のいろいろな指摘になかなか十分なお答えをいたさないケースもあるのですが、そういう信用金庫の場合には逆に検査に際しましてのいろいろな意見交換で議論が沸騰しまして、かえつてその信用金庫の問題点が明らかになるといふようなケースも多い、こんなふう聞いております。

○佐々木(憲)委員 先ほどの住専の庭山さんのような、先輩が相手側の信用金庫にいたとなかなか検査がやりにくい、こういうこともあり得るわけでありまして、したがつて、この天下りの問題というのは大変重大な、是正の対象となるべき課題だと私は思います。

東海財務局の事例を皆さんにお配りした資料の二十ページから二十二ページまで、紹介をしておきました。これは、平成一年から十一年度にかけて、東海財務局の課長以上の幹部が金融・証券関係の会社にどのように天下つていくかを示したものであります。この時期の勧奨退職者、いわゆる肩たたきを受けて退職した幹部ですが、五十一人います。そのうち、金融・証券関係の会社に再就職し、現に勤務している者は四十人でありまして、

その退職時の平均年齢は五十一・三歳であります。定年よりも九歳も若くして天下りしているという実態であります。

重要なのは、過去の関係部署でありまして、金融・証券検査、こういうところに関連をされている方々がこのうちの二十七人、六七・五%、約七割に上つております。大蔵大臣にお聞きしますけれども、こういう関係、これは大いに好ましいといふふうにお思いでしょうか。それとも、これはちよつと行き過ぎだといふふうにお思いでしょうか。どちらでしょうか。

○宮澤国務大臣 それはなかなか何とも言えないところがございます。先ほど申し上げましたように、信用金庫となりますとかなり専門的な知識がありまして、その実務の運営が難しいものでございまして、そういう人が地域に散らばっているわけにはない。当然のことですが、やはり財務局なんかにおりまして、それも地域に住んでいるといふことから、地域の縁もできている、よくも悪くもお互いに顔見知りでもある、そういうことでございまして、あそこにあなたは勤めていらつしやるから、あそこにあなたは勤めていらつしやるが、おやめになったらうちへ来てくだされませんかといふような関係が比較的自然にできやうか。無論、そうばかりじゃございません。そうばかりじゃございませんが、できやうかといふことがあつて、私は、人物経済からいふと比較的好い方の関係ではないだろうか。

無論、あの人がいるから検査を手控えるなんといふことは、とてもとてもそんなことができない世の中じゃございませんから、そんな心配はございせんけれども、金庫がうまく、法令に従つてえこひいきなく運営されているということには、私は、こういう人事関係が貢献している場合の方が多いいいじゃないかと。一般には申し上げられないことですが、そういう面もごらんいただきたいといふ気はいたします。

○佐々木(憲)委員 私は逆の面から見えております、専門的な知識というのは当然必要であります、何も外から呼んでこなくても、それぞれの信用金庫の中からそういう能力のある方を役員にすればいいわけではございまして、その信用金庫に人材がないから全部外から持つてこなきゃいけないといふことではないと思ひますね。そういう意味で、私は、このような状況は大変好ましくないと思ひます。やはり、ここはしっかりと規制をするといふことがお互いの関係にとって好ましいことだと思ひます。

四月から、信用組合が約三百、都道府県の管轄から監督庁、財務局の管轄に入るといふことになりました。そうしますと、これは谷垣大臣にお聞きしますけれども、今は都道府県との関係が深いわけ、大蔵省との関係が薄いといふことでしょいか、天下りは九人しかございせん、先ほどの数字を見ますと。しかし、監督庁の管轄に入りまして、これは信金のように六割、七割という規模で天下りの対象になる、天下り先になるんじゃないかと私は危惧するのですけれども、そういうふうにならない保証はありますか。

○谷垣国務大臣 金融再生委員会、金融監督庁は、まだ歴史の新しい役所でございますので、幸か不幸かと言つてはいけなけれども、まだ一人も天下りを出したという経験はないわけでございます。

しかし、今委員が御指摘のように、この四月から信用組合が国の権限になつてきた。それで、一番大事なことは、大蔵省から我々は分かれてきたわけでございますけれども、先輩がいらつたといふことで手心が加えられなかつたといふようなことがあつてはならないわけではございまして、もうこの委員会でもたびたびお答えをしておりますが、こういうふうに行政の組織が変わつてきたといふことは、行政の手法も変えていって、透明な手法で、ルールに基づいてきちつとやつていこうといふことでございまして、そこは我々、決意を込めて、必ずきちつとやるというのを申し上げたいと思ひます。

ただ、先ほどの宮澤大蔵大臣がおつしやつたことと同じでございますけれども、私も天下りが全

部悪であるといふような見方はやや狭いのではないかなと思つておりました、これだけ高齢化にもなつてまいりますと、お年をとつてもまだまだ元気だといふ方の働き場所といふのは私は必要だろ

うと思つております。

私も、ある金融機関の方に聞いたことがござい

ますが、なかなかこの分野で練達な人を求めるのが難しい、むしろ、経営している立場からい

うと、どこに問題点があるか専門的立場から指摘を

してくるような人がいるとありがたいんだとい

うお話、私、この職につく前でございますが、そ

ういふ話を聞いたこともあります。

そんなにきれいにばかりいつているかという御

批判がありまして、私はやはりそこそこ

は、金融機関に行つていただいたら、その金融機

関の経営を少しでもよくしていく、透明なものに

していく力になつていただきたい、また、私た

ちも、先輩がいるからといつて手を緩めずにき

ちつとやる、そういういい関係をつくるように努

力をしたいと思つております。

○佐々木(憲)委員 まだまだ元氣だといふ人がい

てといふお話がありました、平均五十一歳で肩

たたきして、やめなさいと。それは元氣ですよ、

五十一歳は、六十でやめて別なところといふ場合

は今おつしやつたようなことは成り立つてしま

う。しかし、組織的にこれだけの大量の人たちを

みんな見ていただく、先ほどの東海財務局の

年齢は、五十一、五十二、全部そういう年齢であ

ります。一斉にその年齢になつたら天下り先にも

う既にポストが用意されて、こういうやり方

といふのが大変問題なわけでありまして。

ここに衆議院の決算行政監視委員会に提出され

た公務員制度改革、天下り問題に関する関係資料

といふのがあります。これは平成十年三月に提出

されたんですけれども、この中に、人事院の新た

な時代の公務員人事管理を考へる研究会というの

がありまして、その委員の意見の中間整理とい

うのが出ております。それを見ますと、「組織的

な再就職制度として定着していることがお

かしい。これをどのようにしていくのかを考
えるべきではないか。というふうな意見が出てお
ります。私は、ここで言っている「組織的な再就
職」が制度として定着しているという表現、
これは一体どういう意味なのか。先ほど言ったよ
うに、大蔵省が五十を過ぎるともう一斉に肩たた
きをやつて、天下り先も全部用意して、それで関
係業界にどんどん天下りさせていく、こういう制
度が定着しているのですか。この点をお聞きした
いのです。

○宮澤國務大臣 非常に言葉の正確な意味でお答
えるのは難しいでございますけれども、今ここ
にこれだけの人が就職しているというふうなことは、
もとより一朝一夕にできることではございま
せん。やはり長い間そういう、制度とは申しませ
んが、慣行のようなものがあつて、そして、ある
ときまでは余り疑わすにお互いがそういう関係で
でき上がつておつたと申し上げるのが、恐らく正
直なお答えだろうと私は思います。

だから、それはいいのかとおつしやられれば、
まさに問われなければならぬことではございま
しょう。ただ、偶然にこんなことができてしまつ
たというお答えは、どうも正直でないと思いま
す。

○佐々木(憲)委員 宮澤大蔵大臣にお聞きしま
すが、このような日本の天下り制度は日本独特の
ものではないかと思うのですけれども、国際経験
豊かな大臣の知識からいって、このような天下り
の仕組みというのは欧米ではありますでしょうか。
○宮澤國務大臣 存じません。寡聞にして存じま
せん。

○佐々木(憲)委員 これも決算行政監視委員会の
資料を見ますと、こういうふうな書かれておるの
です。簡単に結論だけ言いますと、欧米ではない
のです、こういう仕組みといふか天下りとい
う現象は。

アメリカは、政治任命以外の公務員は、年金支
給開始年齢、大体五十七歳から六十二歳でありま
す。そこまで勤めて年金による老後生活に入る場

合が多い、転出するケースでも組織的に支援され
ることはない、こういうふうな報告されていま
す。イギリスの場合、上級ポストにおいて普通退
職年齢六十歳で退職する者は、退職年金を十分支
給されるので、民間等に再就職することは一般的
でない。具体的なおポストの世話をすることはな
い。イギリスの場合、彼らはその生涯をほぼ行政
の世界で送る。これはイギリスです。フランス
は、年金支給開始年齢後の再就職はまれである。
年金支給開始年齢まで大体勤めて、その後の再就
職がまれである。ドイツは、一般的には定年年齢
である六十五歳、本人の申し出では六十二歳で
けれども、そこまで勤務し、再就職はせず、恩給
生活に入る。

大体、国際的には日本のようなこういう天下り
の制度というのはないのです。これはやはり日本
的な特殊な状況だと思ふのですけれども、そうお
思ひになりませんか。

○宮澤國務大臣 一つは、やはり老後の年金と申
しますが、そういうものの整備の問題があるよう
に思ひますね。各国で確かに公的年金あるいは私
的年金、それが多うございしますから、それで暮ら
せる、そういうことが一つございしますと思いま
す。

それから、割に日本人はやはり働きバチです
から、五十になつたらどこかで牛でも飼おうなん
ていつても、そういう場所もそうございしませんし、
やはり何か働きたいという気持ちももう一つあ
る。

それからもう一つは、駐在のお巡りさんが村の
人と仲がいいように、お役人と住民というのは日
本は仲がよろしうございしますよね。敵でない
ということがやはり一つありますので、したがつ
て、やめた後、そういうコミュニティに入りや
すいといふこともあるのだらうと思ひます。

いろいろありまして、恐らく日本的な、かなり
日本的なしきたりだらうと思つておりますが、や
はり一つは年金のようなものの不備ということが
関係しているといふことは間違いないだらうと思

います。

○佐々木(憲)委員 今の大臣の御答弁であります
が、これはちよつと私、納得できないのですね。
つまり、行政の側が組織的に天下る仕掛けをつ
くっているわけですよ。だから、そういう日本的
な天下りの状況というのが延々と続いているわけ
です。何も五十一歳でやめなければならぬとい
うことはないで、六十まで勤めればいいわけ
です。上がつかえるからという話もあるけれども、
そんなのは関係のない話でございます。

そういうことを、今は方向としては人事院もそ
ういう方向に切りかえようといふことを先ほど
おつしやいましたが、やはり抜本的に、このよ
うな天下り先をたくさんつくつて次から次へと入れ
かえるといふようなやり方は、これは業界と行
政、あるいはもつと言えれば政治との癒着の一つの
典型的な形式になつていると私は思ふのです。そ
ういふことのないように、ここにやはりメスを入
れて天下りそのものを禁止する、基本的にはそう
いう腹構えで癒着を断ち切るといふことをぜひ
やつていただきたいといふことを申し上げておき
たいと思ひます。

次に、大蔵省の内部の人事政策についてお聞き
をしたい。

国家公務員法の第百八条の七では、「職員は、
職員団体の構成員であること、これを結成しよ
うとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこ
と、又はその職員団体における正当な行為をした
ことのために不利益な取扱いを受けない。」とさ
れております。また、人事院規則八十二、第二
条では、「いかなる場合においても」、「法第百八
条の七の規定に違反して職員の任免を行つてはな
らない。」と定めております。これは当然のこと
で、憲法十四條の法のもの平等、信条による
差別禁止といふことから出てくる要請でもありま
す。当然大蔵省もこれを遵守しなければならぬ
と思ひますけれども、人事院としてはどのような
見解をお持ちでしょうか。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○中橋政府参考人 国家公務員法百八条の七、人
事院規則八十二等につきましては、今先生がお
読み上げになられましたような規定でございま
す。そのような趣旨を当然各省庁においても人事
管理の上において遵守し、厳正、公正に運用され
ていかなければならない、かように考えておりま
す。

○佐々木(憲)委員 大蔵大臣も当然そういう立場
だと思ひますけれども、一度確認しておきたいと
思ひます。

○林政府参考人 お答え申し上げます。
大蔵省は従来から、職員団体との間に正常な勞
使関係が保たれるように努めてきたところでござ
います。職員団体の健全な発展を望んでおりま
して、したがつて、職員団体の正常な活動に制限を
加えたり、あるいは介入したり、あるいは不利益
な取り扱い、こうしたものは行つておりません
し、また行ふ考えもございません。

○佐々木(憲)委員 では、大蔵省は正規の業務と
して、職員団体の組合員がどんな動きをしてい
るか、これをひそかに調査したり、組合活動の情
報を収集する、こういうことを大蔵省の仕事とし
て、大蔵省の業務としてはやらないといふこと
とよろしいですね。

○林政府参考人 先ほど申し上げましたように、
職員団体との間に正常な勞使関係が保持されるよ
うに努めてきたところでございまして、職員団体
の正当な活動に制限を加えたり、介入したり、あ
るいは不利益な取り扱いを行つておらないし、ま
た、行ふつもりもないといふことでございします。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのは、職員団体の
組合員の動きや、あるいは職員団体そのものの情
報を収集するといふことを業務としてはやらない
かといふことを聞いています。

○林政府参考人 先生の御指摘は御配付になられ
ました資料についてだと思ひますが、この御配付
になられました資料の「静岡支部臨時大会の開催
結果について」の業務記録を今拝見いたします
と、財務事務所の総務課長が、職員団体の窓口の

担当として所内で開催された静岡支部の臨時大会の結果を聞いたもので、備忘録としてメモしたものであると思っております。

したがって、職員団体に対する不当な干渉を行つてゐるものではないというように私どもは理解しております。

○佐々木(憲)委員 今、先に資料のことをおっしゃいましたが、これは、静岡財務事務所が業務記録として残してゐるものであります。平成八年七月三十一日付で、区分は「情報」という区分でありまして、件名「静岡支部臨時大会の開催結果について」。この中には、大会の参加者三十一名、ほかに委任状五名というようなことまで書いてあります。そして、支部長がどんなあいさつをしたか、修正案等の説明、採決、代議員の選出などの内容が詳しく書かれております。

これは備忘録だというふうにおっしゃいましたが、まさにこれは業務として記録をし、業務として情報を報告してゐるのじゃありませんか。これは備忘録じゃないですよ。しかも、起案者がいて、総務課長の判と所長の判がある。これを大蔵省に正規に報告をしてゐるということじゃないのですか。

○林政府参考人 先ほども申し上げましたように、「業務記録」と書いてありますが、財務事務所の総務課長が職員団体の担当の窓口であるということ、所内で開催された静岡支部の臨時大会の結果を聞いたものということで、備忘録としてメモしたものである。

先生の御指摘の、業務かどうかというのはなかなか難しいのですが、私どもは、これは備忘録としてメモしたものでありまして、これ自体、職員団体に対する不当な干渉とかそういうことではないというように理解をしてゐるということです。

○佐々木(憲)委員 これは、業務記録として本庁に報告されてゐるのですか。

○林政府参考人 「業務記録」となつておりますが、性格としては今申し上げましたような備忘録

でございます。なお、私ども本省の方にはこれは報告されておらない、そういう性格のものでございます。

○佐々木(憲)委員 このようなことを出先の財務局が勝手にやるということは考えられないわけでありまして、地方財務局を担当してゐる大蔵省の地方課が、地方財務局の総務課に対して、組合の情報を収集し報告するよう意識的に指示をし、そして提出をさせてゐるとしか考えられないわけです。これを大蔵省が指示してやらせてゐるのじゃありませんか。

資料を見ていただきたい。次の二十四ページの資料であります。

ここには、地方課職員補佐から各局総務課長というふうには、これは指示文書であります。上の方に読後破棄と書かれておまして、何で読後破棄しなきゃならぬのか。よほど後ろめたい文書だと思ふのですけれども、一つは平成十年十一月二日付、もう一つは平成十年十月三十日付であります。

こういう裏通達を出して、十一月二日付の指示文書には、組合幹部や一般職員に対する特定の文書の伝達の方法、質問、当局回答、その後の反響等、「含む情宣紙・添付」などと書いてあります。しかも、この裏通達が出されたのが十一月二日であります。そのわずか二日後の「十一月四日(水)午後五時までにファクシミリにて、報告されたい。」というふうな書かれてゐる。先ほど業務報告は受けていないと言つていましたけれども、これは明らかに、情報をとり、そしてその情報を中央に報告するやうな文書であります。

重大なのは十月三十日付の通達であります。

ここには、「情報の収集等については、日頃から留意していただいているが、ということとはこれは常にやつてゐるということですね、今後、下記事項には十分配慮願ひたい。」と書かれてゐる。「合同庁舎入居官署の組合の動向」として、「合同庁舎入居の他官署組合の動向を入手した場

合には速やかに報告。」何でほかの組合のものをこのように報告しなきゃならぬのか。「また、掲示板に革新関連の情宣紙の掲示があつた場合には、可能な限り要旨を把握し報告(対応には十分注意。)」と書かれております。

しかも、「職場集会」として、「力量を客観的に見る重要な情報にて、集会結果は原則当日中に報告。幹部の発言内容は後刻で可(情報収集に努めること。)」となつております。また、「他の単組との接触状況 署名活動等で加盟共闘以外と接触してゐないか注視。」と書かれております。

つまり、情報を収集し報告するやう大蔵省が指示し、その指示文書は読後破棄で、いわば裏通達を出してこういう組合活動の情報を積極的に収集してゐるということが明らかではありませんか。そういうことをやつてゐるのです。

○林政府参考人 先生のたゞいま御指摘になられました二つの資料につきましては、当時の中央省庁等改革におきまします公開資料、これは職員の勤務条件にも大きく影響するところでございますので、組合に対して提供をし、そのときの反響を把握しようというものでございます。

あくまで、省庁改革の中の職員の心情把握といひますが、職員にも影響するところであるからというところで組合にこうした資料を提供した、そのときにどういふふうな組合が反響したかというものを把握するためのものでありまして、職員団体に対する不当な干渉とかいふやうなものを行つたものではなくないかということでございます。

○佐々木(憲)委員 反応を見ただけだと言つけれども、この文書の内容を見ますと、「他の単組との接触状況、何もこれは反応じゃありませんよ。」「署名活動等で加盟共闘以外と接触してゐないか注視。」「集会結果は原則当日中に報告。」こういうふうになつてゐるわけですね。これは何も反応を見ただけじゃありませんよ。組合活動そのものの具体的な動きを把握し、その対応策を考える、当然その前提となる資料収集をやつてゐる、そういうことになるのじゃありませんか。まさに

干渉のための情報収集であります。しかも、こういう指示文書が何で読後破棄といふふうになるんですか。読後破棄にした理由は何ですか。

○林政府参考人 読後破棄にした理由というお尋ねでございますが、これは、この文書を、一時的に情報収集するということをやつておられますもので、この文書自体を長期間にわたつて保存するものではない、そういう趣旨で読後破棄ということにしてゐるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 これは全くの言い逃れにすぎません。こういう文書が表に出たらまずいから読後破棄になつてゐるはずであります。書かれてゐる内容が、まさに組合に対する事実上の干渉であります。干渉、監視であります。

私は、このような通達、いわば読後破棄といふふうな書かれてゐるこういう通達をすべて調査の上、過去の通達を全部ここに出していただきたい。

○林政府参考人 先生から通達というお話がございましたが、これはあくまで、先ほど申しましたように、省庁改革の中でどういふやうな職員の人たちの反応があるのかということを把握したいということからやつたものでございます。

それから、先ほど答弁し忘れましたが、他官庁の分についても何でそんな情報を収集するんだという御指摘もありました。ただ、これは、地方支分部局を一本化しようといふやうな議論も行革の中ではなされてゐた、そういうことを踏まえて、他官庁の支分部局、こういうところの反響も同時に把握しておきたいということになされたものでございます。

職務に基づくあれでも、まさにそういう趣旨で、できるだけ職員の反響を知りたいということをやつたものでありまして、通達というのか、職務権限に基づいて権力行使をするといふやうな行政のあれではございませんので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 反響を知りたいということでは

出した文書であれば、そのほかの文書も含めて全部、当委員会に資料として提出していただきたい。それは約束してください。

○宮澤国務大臣 そのお約束はできません。読後廃棄などという公文書はあり得ませんから、私文書だと思っています。

○佐々木(憲)委員 私文書であろうが、組合の情報収集する、そのために、先ほど認めたように、これは反響を知するために出した文書だと。読後破棄というのは、そのときだけのものであるから破棄だと書いた。要するに、私文書じゃないですよ。公的な業務としてこの文書を出したという事は明らかじゃありませんか、先ほどの答弁では、公的な業務の一環として、当然の仕事としてこういう文書を出した、そうおっしゃったんだから、これはぜひ出していただきたい。このことを要求したい。

委員長 これは理事会でも検討していただきたい。

○金子委員長 委員長としては預かれませんが、引き続き、政府側に質疑してください。

○佐々木(憲)委員 答えないので、これは理事会で検討することを要求します。

○金子委員長 林官房長。

○林政府参考人 これまで申し上げましたように、当時の中央省庁改革という中で、これは職員の勤務条件にも大きく影響するところなので、組合に対してこういう情報を提供して、そのときの反響を把握しようという、まさに地方課の、これは地方課というところが担当しておりますが、その担当職員がいわば個人的にそういう情報収集をする、そういう性格のものでございます。

したがって、この中の資料に、これは地方課の職員がつくりましたもので間違いございませんが、先ほどの公文書のような形にはなっておりません。そういうことを御理解いただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 答弁が支離滅裂であります。先ほどは、情報を収集するために、反響を知るた

めに仕事としてやった。今の答弁は個人的にやった。全然違うじゃないですか。

だから、本当に言い逃れにすぎないんですよ。結局、この文書は、表に出たままという文書なんです。だから読後破棄になって、そして、組合の情報収集をこういうふうに行っているということが知られると非常にまずい、そういう後ろめたい文書だということを事実上認めたことになる。

次に聞きたいのは、地方財務局についてですが、地方財務局が開いている管内の所長会議、この会議はどんな目的で行われているか、年何回開いているか、参加者はどのような範囲でありますか、答えてください。

○林政府参考人 ちょっと正確に、突然のお尋ねでございますのであれですが、大体、年三回程度実施しております。

地方の財務事務所、大きい財務事務所ではその次長も参りますが、財務事務所長と次長、それから財務局の局長以下幹部が集まる会議でございます。

○佐々木(憲)委員 この会議では、組合活動に対して大蔵省財務局がどのように介入するか、その方法について打ち合わせるということはやっているんですか。

○林政府参考人 やっております。

○佐々木(憲)委員 そんなことはありません。

お渡しした資料の二十七、これを見ていただきたい。二十七ページの資料であります。「管内所長会議所長携行資料」、こういう文書であります。これは私がたまたま入手したものですけれども、作成者は静岡財務事務所の総務課、東海地域の管内所長会議に静岡財務事務所の所長が持っていく資料であります。ここには驚くべきことが書いてある。

「平成十一年度静岡支部執行部体制について」という項目があります。こんな項目自体、こういうところに掲げること自体、重大問題であります。そして、「次の三案が考えられる。」こう書いてあります。

てあります。第一案として、「三役のうち一役を良識派が占める。」何ですか、この良識派というのは、ここで言う良識派というのは、一言で言うところ、当局の言いなりになる当局派のことでありま

す。第二案は、「三役のうち二役を良識派が占める。」第三案は、「三役全てを良識派が占める。」この三つの案の可能性を検討しているわけであり

ます。ここに書かれている「MSO」というのは、組合活動家のインシアルを使った符号であります。第二案のところを見ますと、「三名のうち一名を十一年度に転動させることにより、三名で保持していた力を減少させ、良識派が書記長に加え、支部長もしくは副支部長を占めることとする。」こう書かれています。とんでもないことです。

第三案のところを見ると、「この案を実行するためには、総務課、人事課の次の協力が必要と思われる。」MSO三名のうち一名を十一年度に転動させる。「二役の対抗馬を人事異動で静岡へ転動させる。」と書かれております。

これは人事権の乱用であります。人事権を使つた組合への明確な介入、不当労働行為であります。財務局管内の所長会議ではこんなことを検討しているのですか。

○林政府参考人 ただいま御指摘になられました管内所長会議所長携行資料でございますが、これは、現時点では、だれが一体どのような目的で作成したものなのか、私も承知しておりません。静岡財務事務所を所管いたします、これは東海財務局でございますが、そこで事実関係を調査させていただきます。

いずれにしても、大蔵省としては、先ほど来申し上げておりますとおり、職員団体の正当な活動に制限を加えたりあるいは介入したり、あるいは不利益な取り扱い等は行つてはならないというように考えておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 ここで提出した資料というのはすべて真実の資料であります。検討している内容を見ると極めてリアルなんです。

例えば、第二案のところでは、「三名のうち異動に比較的問題がないと思われるのは、十一年度の身上申告書「一身上の事情」欄に特に記述のないMが無難である。」「他の二名については、本人、家族の健康問題及び経済問題があり静岡を離れて異動させることは難しいと思われる。」こう書かれているのです。こういうことは当局でなければ決してわからない内容のものです。だれかが勝手に書いたものではありません。

それだけじゃない。次のページを見ていただきたいのですけれども、二十九ページであります。上に昨年九月二十二日の定期大会で決まった新しい執行部体制について書かれております。下の方に「平成十一年度の執行部体制及び展望」という見出しがあります。そこには、「将来の組合役員候補者を育成するべく有能な若手職員を複数執行委員に参加させている。」なお、十年度執行委員であったN、Yは、職場集会等の場でS、Oの政治的発言に対して牽制と批判を行い、S、Oの発言が健全で正当な組合運動を阻害する要因となることを一般の組合員に知らしめることとする。」

こういう方針が書かれている。だれがどんな発言をするのか、そういう方針まで書いてある。これは明らかに組合への不当な介入であります。国家公務員法、人事院規則違反であります。

これは直ちに調査をし、こういう事実をやつていたということであればそれに対してきちっとした処分をしてもらいたい。そして、今後こういうことがないようにきちっとした対応をしてもらいたい。こういうことをやめてもらいたい。いかがですか。

○林政府参考人 先ほど申し上げましたように、この資料は一体だれがどのような目的で作成されたものなのか、現時点では承知しておりません。したがって、東海財務局に事実関係をできるだけ早急に調査をさせたいと思います。

○佐々木(憲)委員 答弁としては、今の段階では私が提示したばかりですから、時間的には調べる時間がないと思いますので、直ちにこれは東海財

事務局に調査をさせ、そしてこのようなことが行われなければならないように是正をしていただきたい。

こういう形で組合に対する介入というのが、これまで何回か繰り返されてきております。人事権を使つて、気に入らない組合員をその執行部から外すように転勤させる、その転勤の条件があるのはこの人間だ、こういうことまでやっている。それを財務局管内の所長会議で、この文書を使つて検討している。二日あった財務局の所長会議のうちの最初の日には全体会議をやる、二日目には個別に財務事務所の組合の対策をやる、静岡の場合はそういうことをやっているのじゃありませんか。これは、私が知り得た情報ではそういうことが確実に行われている。

このことは、まさに今問題となっている労働組合に対する介入であり、大蔵省の内部のまさに民主主義そのものにかかわる重大な問題であります。内部でこのような監視体制をとり、情報を収集し、上からの指令で情報を集め、そして財務局はそれぞれの組合に対してこういう形で直接介入をし、当局の言いなりになる組合をつくっていくという、とんでもない話であります。

こういうことが繰り返されれば、私は日本の行政というのは内部から腐っていくと思ひます。対外的に天下りをしたりあるいは銀行業界との癒着を深めていくというような問題も、これまでも繰り返して指摘されてきましたけれども、そういう体質は内部にも反映するわけであります。こういうことが二度と起らないように、私はしっかりとした対応をやつてもらいたいのです。

最後に、大蔵大臣と金融担当大臣のこの点についての決意を聞かせていただきたい。

○宮澤國務大臣 書類の性格を調べるそうでございますから、それからにいたしましょう。

○谷垣國務大臣 大蔵大臣と同様でございます。

○佐々木(憲)委員 それでは、調査をした上、調査結果を当委員会に報告していただきたい。その上でしっかりと議論を私はしていきたいと思っております。具体的な調査の内容の報告を当委員

会にさせていただくというその約束だけしていただきますね。

○林政府参考人 まず調査をしつかり行いまして、その結果を踏まえた上で対応したいと考えております。何とぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 もう時間でありましてから以上でやめますけれども、しっかりと対応をして、正当な組合活動、正当な職員組合の動きに対して干渉することのないように、最後に繰り返して申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○金子委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○金子委員長 この際、ただいま議題となつております両案中、預金保険法等の一部を改正する法律案に対し、岡田克也君外二名から、民主党提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。上田清司君。

預金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○上田(清)委員 預金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

一昨年の金融国会において、民主党は、いわゆるペイオフの凍結が解除される二〇〇一年三月末までに、不良債権処理を完了させ、金融不安を一掃することを主張いたしました。何よりも改革のスピードが要求される時代だからこそ、六十兆円という巨額の公的資金の投入も認めたのであります。

しかしながら、政府は、ペイオフの凍結解除は予定どおり実施すると公約しておきながら、いとも安易にその公約をほごにしていまいしました。ま

さにこの事実、政府がバブル経済の清算という国際公約を果たせないことを如実に証明するものであります。その責任は極めて重大であります。民主党は、二〇〇一年四月のペイオフ凍結解除という大原則を決して崩さず、その間に金融不安を一掃すべきであることを改めて強く申し上げます。そのため、今般、政府提案の預金保険法の一部を改正する法律案に対し、修正案を提出するものであります。

以下、修正案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、政府案では、いわゆるペイオフコスト超の資金援助及び預金等債権の特別買い取りの特例の適用期限を一年延長することとしておりますが、これを現行どおり二〇〇一年三月末までの期限措置とします。

第二に、協同組織金融機関について、政府案では、早期健全化法に基づく資本増強が容易となるよう同法の適用要件を見直すとともに、その適用期限を一年延長することとしておりますが、厳格な資産査定と適正な引き当ての実施及び資本注入の条件の厳格化等について早期健全化法の規定を改正した上で、現行どおり二〇〇一年三月末までの期限措置とします。

第三に、政府案では、金融整理管財人制度やブリッジバンク制度、金融再生法の特別公的管理銀行制度に相当する特別危機管理銀行制度等の規定が預金保険法に移行されることになっておりますが、これらの制度は金融不安が一掃されれば当面は無用の制度であり、現行どおり二〇〇一年三月末までの期限措置とします。

第四に、金融システム不安の解消のために巨額の公的資金が投入されているにもかかわらず、この間、金融不安を招いた金融当局や金融機関経営者等の責任追及がほとんどなされていない現状にかんがみ、一九三〇年代に米国で金融犯罪の解明を目的としてペコラ委員会が設置された歴史の教訓に倣い、国会に金融問題監視院を設置することとします。

以上が、修正案の内容の概要であります。

間もなく二十一世紀を迎えようとしております。今世紀中にバブル経済の真の清算を完了させるためには、ペイオフという構造改革を先送りするわけにはまいりません。民主党は、構造改革を断行することができない政府に対して、未来への責任を持つ政党として、構造改革を断行することを強く申し上げます。

各会派の御賛同をお願いいたします。

○金子委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤國務大臣 ただいまの預金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としては反対でございます。

○金子委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

○衛藤(征)委員 私は、自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党を代表いたしまして、ただいま議題となつております「預金保険法等の一部を改正する法律案」及び「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」について賛成、民主党提出の預金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案に反対の討論を行います。

まず、預金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の金融システムは、預金保険法、金融再生法及び早期健全化法の枠組みを用いて官民一体となつて不良債権の処理や金融機関の再編整理等に集中的に取り組んだ結果、安定化してきております。

今回の改正法案は、このような状況のもと、今

後の恒久的なセーフティネットのあり方を示しつつ、預金等の全額保護をスムーズに終了させ、名実ともに金融システムを自己責任原則と市場規律に立脚した平常の状態に回帰させるためのものがあり、いわば、これまで金融システム安定化のために続けられてきた努力の締めくくりに当たるものであります。

以下、政府提出案に賛成する理由を申し上げます。

まず、恒久的な破綻処理制度として、破綻処理の迅速化、多様化を図り、破綻に伴う混乱を最小限に抑えるための配慮がなされており、さらに、危機管理的な観点から、将来、万が一システムリスクが懸念される事態が生じる場合に備えて、それに対応するための仕組みが整備されていることであります。

また、預金等の全額保護の特例措置を一年延長して平成十四年三月末までとするともに、協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための諸措置が講ぜられているなど、特例措置を滞りなく終了させるための配慮がなされているところであります。

なお、民主党提出の修正案につきましては、システムリスクへの対応を規定せず、特例措置の延長を取りやめ、かつ協同組織金融機関の経営基盤の強化策も削除するなど、特例措置をスムーズに終了させることに全く配慮しないものとなっております。我々と考え方を異にするため、反対いたします。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、各保険会社にあつては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全性の確保が必要な状況にあります。

今回の改正案は、このような状況のもと、保険相互会社の株式会社化を円滑化するほか、保険会社に係る倒産法制度を整備し、さらに生命保険契約

者保護機構に対する財源対策を講じることにより、保険契約者の保護及び保険業に対する国民の信頼の確保を図るためのものであります。

以下、政府提出案に賛成する理由を申し上げます。

第一に、保険相互会社の株式会社化を容易にすることにより、自己資本の増強、再編を通じた保険会社の体質強化を可能とすることでありま

す。第二に、株式会社のみを対象としている更生手続について、相互会社への適用を可能とし、損失の小さい段階での処理により、破綻処理費用の抑制を可能とすることでありま

す。第三に、保険契約者保護の観点から、生命保険契約者保護機構に対して、借り入れに係る政府保証の恒久化及び時限的な政府補助を可能とすることにより、生命保険契約者保護機構のセーフティネットとしての機能の維持を図っていることであります。

以上申し上げましたとおり、政府提案の預金保険法等の改正案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等の改正案は、金融システムの一層の安定化と利用者の保護を図るため、国民の基本的な貯蓄であり生活保障の手段でもある預金及び保険について、ともに破綻処理制度の拡充、セーフティネットの財源の拡充及び経営基盤の強化手段の整備を行うものであり、まことに時宜を得たものであります。

以上、「預金保険法等の一部を改正する法律案」及び「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」に賛成する理由を申し述べ、討論を終わります。

(拍手)

○金子委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 私は、民主党を代表し、政府提案の預金保険法等の一部を改正する法律案に反対し、民主党提案の修正案に賛成する立場から、また保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成する立場から

ら討論を行います。

まず、政府提案の預金保険法等の一部を改正する法律案に反対し、民主党提案の修正案に賛成する理由を申し上げます。

政府は、ペイオフの凍結は予定しており二〇〇一年四月に解除することを繰り返し公言してまいりました。しかし、与党間協議によりこの国際公約は簡単にひっくり返され、宮澤大蔵大臣もいとも安易に、やむを得ないとして受け入れを表明しました。あいた口がふさがらないとはまさにこのこととであります。いやしくもかつて内閣総理大臣まで務められた宮澤大蔵大臣が、いとも安易にみずからの言を翻すことは、我が国政府に対する国際的な信用を失墜させるものと言わざるを得ません。

国際的に公約していたペイオフの凍結を解除できないという事実、金融不安がいまだに解消されていないことを如実に証明するものであります。金融再生法や六十兆円という公的資金枠が用意されたにもかかわらず、金融不安をいまだに解消できない政府の責任は極めて重大であり、政権担当能力が欠如していると言わねばなりません。民主党は、二〇〇一年四月のペイオフ凍結解除という大原則は決して崩さず、その間に金融不安を一掃すべきであることを改めて強く申し上げます。

以下、預金保険法等の一部を改正する法律案に反対する主な理由を述べます。

第一に、ペイオフ凍結解除を先送りすることは、金融不安の解消と金融システム改革そのものを先送りすることでありま

す。金融業界のみならず、世界は目まぐるしいスピードで変革を続けており、改革を先送りすることは、我が国金融業界の国際競争力を決定的に失わせることになりかねません。

第二に、預金保険法改正前の九四年から九五年に破綻した東京都の三つの信用組合の破綻処理に伴う損失について、十分な議論もなく国民に負担を押しつけることは全く道理に合わないことと

あります。政界との癒着も取りざたされたイ・アイ・グループが関与した東京協和信組と安全信組を含む三信組の破綻処理に伴う損失は、実に一千億円に上るものであり、監督官庁である東京都との間で処理策が協議されてまいりました。しかし、東京都が負担を拒否するや、結局は国民に明確な理由もなく負担を押しつけることとしたのであります。

第三に、いわゆるシステムリスクの際の例外的措置について、ルールがあいまいであり、裁量行政への逆戻りが懸念されることであります。特に、二〇〇二年三月で廃止するペイオフコスト超の資金援助をシステムリスクの際に認めることは、結局、大銀行については事実上永遠にペイオフを実施しないことを意味しています。

第四に、危機対応業務に対する財政措置を今後も続けることは、国民負担が際限なく膨らむことにつながるおそれがあります。国と地方の借金が六百四十五兆円にも達し、財政健全化の青写真を示すことが焦眉の課題であることを考えると、財政措置にはおのずと限界があると言わねばなりません。

民主党提案の修正案は、これらの問題点を修正した上、日本版ペコラ委員会というべき金融問題監視院の設置を盛り込んでおります。すなわち、金融システム不安の解消のために巨額の公的資金が投入されているにもかかわらず、この間、金融不安を招いた金融当局や金融機関経営者等の責任追及がほとんどなされていない現状にかんがみ、一九三〇年代に米国で金融犯罪の解明を目的としてペコラ委員会が設置された歴史の教訓に倣い、国会に金融問題監視院を設置することとしております。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成する理由を述べます。

現在、生命保険業界は、年間一兆六千億円もの逆ざやに苦しめられておりますが、その原因がパブル崩壊後の銀行救済とも言える超低金利政策に

あることは火を見るより明らかであります。今回の法改正に伴う措置として、政府は四千億円の公的資金を確保することとしておりますが、生命保険が国民の重要な生活保障手段であることを考慮すれば、保険契約者を保護するためにそれやむを得ない措置だと考えます。

しかし、このような事態を招いた金融当局の責任は重大であり、公的資金投入の大前提として、政府はみずからの責任を明確にすべきであります。また、今日の経済不振と超低金利政策が続く限り、公的資金の投入額が四千億円以内で済むのかという大きな不安があります。政府は、国民負担のさらなる増大を招くことがないよう、生命保険各社の経営実態のデイスクロージャーの徹底に努めるべきであることを申し上げます。

以上で討論を終わります。(拍手)
○金子委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表し、政府提出の預金保険法等一部改正案、保険業法等一部改正案並びに民主党提出の預金保険法等一部改正案に対する修正案の三案に反対する討論を行います。

預金保険法等一部改正案に反対する理由の第一は、法案が、預金全額保護措置の延長を口実に、破綻処理への公的資金投入策を一年延長することにも、六兆円もの交付国債を増額していることです。

政府はこれまで、公的資金は金融不安に対応した時限措置だとしてきました。しかし、今や当事者の銀行も官澤蔵相も銀行不安は解消したと述べており、公的資金投入の前提は崩れています。公的資金投入策を延長することには何の道理もありません。今こそ破綻処理の費用は預金保険料で賄うという原則に立ち戻るべきであります。資金が足りなくなったから交付国債を積み増すという政府の対応は、逆立ちしたものだと言わざるを得ません。さらに、交付国債の増額は我が国の公債依存度を押し上げ、財政危機に拍車をかけるものであります。安易な国民へのツケ回し政策は直ちに

中止するよう求めるものであります。

反対する理由の第二は、金融危機への対応という名目で、資本増強などによる恒久的な財政資金投入の道を開いていることです。金融危機対応措置は、信用不安のおそれがあると政府が判断すれば発動できるものであり、財政資金の投入につながる危険性は大きいと言わざるを得ません。財政資金投入策の恒久化は、金融業界の中に安易な財政資金への依存心を生み、新たな国民負担を招くものであつて、到底認められません。

第三に、協同組織金融機関に優先出資の発行を認め、公的資金で資本増強を図ろうとしている点についてであります。優先出資による外部資金の導入は、協同組織金融機関の協同性を損う崩すとともに、経営支援の名のもとにこれらの金融機関の整理再編を一気に進めるものであり、賛成できません。

次に、保険業法等一部改正案に反対する理由を述べます。

第一に、破綻した生命保険会社の処理のための契約者保護機構の借入金に対する政府保証を恒久措置とし、政府補助として四千億円の支援措置を決めようとしていることであります。今日、多くの生命保険会社が予定利率を上回る資金運用ができず、また、多額の不良債権を抱えています。これは生命保険会社の経営者みずからが招いた結果であります。同時に、生命保険業界を適切に監督指導しなかつた監督官庁の責任も見逃すことができません。また、この政府の支援策は、さらなる公的資金拡大の道を開いていく可能性もあり、容認できません。

第二に、破綻のおそれがあることを理由に、保険会社の更生手続を開始し、予定利率の引き下げ、早期解約控除の設定等を進めようとしている点であります。これは保険会社の整理、淘汰を促進し、保険会社の犠牲のもとに保険業界の再編を進めようとするものと言わざるを得ません。

第三に、本法案が、生命保険会社を中心に、保険相互会社の株式会社への転換を促進しようとし

ていることでもあります。これは、自己資本強化の名のもとに、金融ビッグバンに対応した金融資本本位の保険業界の再編をねらつたものであります。保険契約者の保護というのは看板だけで、多くの保険契約者の従来からの社員としての権利や契約条件が低下することは明らかであり、賛成できません。

なお、民主党提出の預金保険法等一部改正案に対する修正案は、金融危機対応措置の削除や金融問題監視院の設置など賛同できる内容も含んでいますが、公的資金投入策を前提としており、六兆円銀行支援策の中止を求める立場から賛成できないことを申し上げます。日本共産党を代表しての反対討論といたします。(拍手)
○金子委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金子委員長 これより採決に入ります。
預金保険法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、岡田克也君外二名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金子委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金子委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金子委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○金子委員長 この際、預金保険法等の一部を改正する法律案に対し、根本匠君外三名から、自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党及び自由党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。根本匠君。
○根本委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

預金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般、預金等の全額保護のための特例措置を一年延期した趣旨にかんがみ、この間、適切な検査及びモニタリング、これに基づく確かな監督及び指導を行いうる体制を整備し、より強固な金融システムの構築を図るとともに、時価会計の具体的な運用に当たっては、中小企業に対する金融の円滑の重要性にかんがみ、金融機関の規模・特性に応じた対応を行うこと。

一 政府資金が投入された結果再生する金融機関においては、可及的速やかに経営を立て直し、十分な利益を上げて、法人税等の形で、投入された政府資金の実質的還元を図るよう、最大限努力すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金子委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対

し、鴨下一郎君外五名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。石井啓一君。

○石井啓一委員 たいいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 保険契約者保護の観点に立ち、生命保険契約者保護機構の会員の負担能力を超える規模の破綻が発生した場合には、本法に基づき、早急、かつ、適切に対応すること。

一 保険会社の財務状況等を的確に把握し、適切な監督を行うとともに、経営実態のデイスクロージャーの徹底に努める一方、事業継続困難となった会社に対しては、損失の小さい段階で厳正に対処すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○金子委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

而附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。まず、金融再生委員会委員長谷垣禎一君。

○谷垣國務大臣 たいいまの御決議につきまして、その趣旨に留意してまいりたいと存じます。

○金子委員長 次に、大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤國務大臣 たいいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

○金子委員長 お諮りいたします。

たいいま議決いたしました附帯決議案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○金子委員長 次に、内閣提出、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣宮澤喜一君。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 たいいま議題となりました資金運用部資金法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、平成十年六月に成立した中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託を廃止し、資金調達について市場原理にのっとったものとするため、関連する三法、すなわち「資金運用部資金法」、「資金運用部特別会計法」及び「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」について、一括して所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに、資金運用部資金を財政融資資金に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用部特別会計を財政融資資金特別会計に改めるとともに、同特別会計の負担において国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとする等の措置を講ずることとしております。

その他、郵便貯金資金及び簡保積立金の地方公共団体への貸し付けについて国会の議決を経ることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十九日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十六分散会

預金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

預金保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

預金保険法等の一部を改正する等の法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 預金保険法等の一部改正(第一条—第十一條)

第二章 国会法の一部改正(第十二條)

第三章 金融問題監視院(第十三條—第三十五條)

附則

第一章 預金保険法等の一部改正

第一条中預金保険法附則第六條の二の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定から附則第十八條第一項第二号の次に一を加える改正規定まで、附則第十九條の三の改正規定並びに附則第二十一條第二項の改正規定から附則第二十三條の改正規定までを削る。

第四条中金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六條第一項及び第八條第一項の改正規定を次のように改める。

第六條第一項中「労働金庫」の下に「又は労働金庫連合会」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の基準においては、債権その他の資産を次に掲げるところにより区分するものとする。

一 次号から第四号までに掲げる資産以外の資産

二 回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性が通常の度合を超えると認められる資産で次に掲げるもの

イ ロに掲げる債権以外の資産

ロ 債務者の財務状況、担保の状況等に照らし、その回収が十分に確保されていない債権

三 最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難と認められる資産

四 回収不能又は無価値と認められる資産

4 前項の規定により区分された資産に係る適正な引当の割合は、次に掲げるところを基準として主務省令で定める。

一 前項第二号イに掲げる資産 十パーセント

二 前項第二号ロに掲げる資産 二十パーセント

三 前項第三号に掲げる資産 七十五パーセント

四 前項第四号に掲げる資産 百パーセント
第八号第一項中「労働金庫」の下に「又は労働金庫連合会」を加える。

第四号のうち金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第一号二及び同条第三項の改正規定中「削り、同条第三項中」並びに「破綻金融機関」の下に「又は特例資産譲受人等」を加えるを「削る」に改める。

第五号を次のように改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第五号 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二号」を「第二十五号」に、「第二十三号・第二十四号」を「第二十六号・第二十七号」に改める。

第一条中「金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに」を「適正な資産の査定及び会計処理による金融機関等の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関等の再編に資するため」に、「増強」を「増強等」に改める。

第二条第一項第一号中「並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会及び労働金庫連合会」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「株式」の下に「優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

8 この法律において「自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二（信用金庫法昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九條第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十

十四年法律第百八十三号）第六條第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四條第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條ノ二、農業協同組合法（昭和十一年法律第二十二号）第二項又は水産業協同組合法（昭和十一年法律第二十二号）第二項に規定する基準（以下「自己資本比率基準」という。）に係る算式により得られる比率をいう。

9 この法律において「過少資本の金融機関等」とは、海外拠点（外国に所在する支店若しくは事務所又は銀行業（銀行法第二條第二項に規定する銀行業をいう。）を営む外国の会社（金融機関等が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する金融機関等であつては国際統一基準（自己資本比率基準のうち海外拠点を有する金融機関等に係るものをいう。以下同じ。）に係る自己資本比率が二パーセント以上八パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準（自己資本比率基準のうち海外拠点を有しない金融機関等に係るものをいう。以下同じ。）に係る自己資本比率が一パーセント以上四パーセント未満の金融機関等をいう。

10 この法律において「著しい過少資本の金融機関等」とは、海外拠点を有する金融機関等にあつては国際統一基準に係る自己資本比率が零パーセント以上二パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準に係る自己資本比率が零パーセント以上一パーセント未満の金融機関等をいう。

第三条の見出し中「原則等」を「原則」に改め、同条第一項第二号中「並びに経営責任及び株主責任の明確化」を削り、同項第六号中「情報等」を「金融

機関等に資産の査定及び会計処理の基準を遵守させるとともに、経営情報等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「社会的経済的な」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化を図ること。

第三条第二項及び第三項を削る。

第四条第二項中「農水産業協同組合連合会等」を「第二条第一項第二号から第四号までに掲げるもの（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）に、「第七号」を「第六号」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「経営」を「当該申請後五年間の経営」に改め、同項第一号中「経営」を「店舗、人員、事業等の整理及び給与水準の是正等の経営」に改め、同項に次の一号を加える。

七 協定銀行が保有する優先株式（利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。）に対する利益及び協定銀行が有する優先出資に対する剰余金の配当を確保するための方策

第五条第二項ただし書中「信用秩序を損なうおそれのある事項」を削り、「その他の」の下に「健全な」を加え、「及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項」を削り、同条第四項中「に対し」を「（以下「被引受け実施金融機関等」という。）に対し」、半期ごとに、「につき報告」を「に」に関する報告書の提出に、「公表するものとする」を「公表しなければならない」に、「報告を公表する」ときは「報告書の公表については」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により経営の健全化のための計画を提出するときは又は前項の規定により報告書を提出するときは、当該発行金融機関等の関連会社（当該発行金融機関等が役員の派

遣等により実質的な支配を及ぼしているものとして金融再生委員会規則で定める要件に該当する会社をいう。）を連結して作成した財務諸表を添付しなければならない。

第六条及び第七号を次のように改める。

（株式等の引受け等の要件）

第六条 金融再生委員会は、早期是正措置を講ずることにより、多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市場において重大な障害が生ずると認める場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止若しくは解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生ずると認める場合であつて、第四条第二項の規定による発行金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）からの株式等の引受け等に係る申請が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができ。

一 当該発行金融機関等が過少資本の金融機関等であること又は当該発行金融機関等が著しい過少資本の金融機関等であるときはその業務の収益性及び前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の履行による収益の改善の可能性に照らし金融機関等としてその経営を維持することができると見込まれること。

二 代表権を有する取締役又は代表権を有する取締役であつた者の取締役等の退任その他の経営責任を明確にするための措置をとること。

三 当該申請が株式の引受けに係るものであるときは当該株式の発行に先立って資本の減少を行うこと等既に発行されている株式の一株当たりの価値の適正化を行うための措置をとること。

四 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画が金融再生委員会が定めて公表する基準に適合していること。

五 当該申請に係る株式等の引受け等により当該発行金融機関等の自己資本比率が次に掲げる区分に応じそれぞれ定める比率を超えることとならないこと。

イ 海外拠点を有する金融機関等にあつては、国際統一基準に係る自己資本比率 ハパーセント

ロ 海外拠点を有しない金融機関等にあつては、国内基準に係る自己資本比率 四パーセント

六 第四条第二項の規定による発行金融機関等からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとならないこと。

2 金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があると認める場合は、第四条第二項の申請に係る株式等の引受け等の額を超えて前項の規定による同条第三項の承認をすることができ、

(新株発行の届出)

第七条 第四条第三項の承認に係る発行金融機関等である銀行は、当該承認に係る株式等の引受け等が行われた後、株式を発行する場合においては、金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

第八条第四号中「前条第一項第三号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

第九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を

「第六条の規定により」に、「において、当該資本の減少について」を「において、資本の減少を行うときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を「第六条の規定により」に、「であつて」を「において行う資本の減少が」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第二項第三号中「株式を」を「株式等」に改め、「株主」の下に「又は出資者」を加える。

第十六条第一項中「政令で定める」を「国会の議決を経た」に改め、同条第三項中「大正十二年法律第四十二号」を削る。

第二十四条第一項第二号中「第五条第四項又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条第四項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條第二項中「第二条第四項から第六項まで」を「第二条第三項から第五項まで、第六條第一項第六号及び第二十二條」に改め、第四條中同条を第二十五条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条中、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは、「第三十七条第一項を除き、以下同じ」とを削り、同条を第二十四条とし、第四章中同条の前に次の五条を加える。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第十九条 金融再生委員会(当該被引受け実施金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該被引受け実施金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会、農林水産大臣及び

当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該被引受け実施金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項、次条第一項及び第二十三條第一項において同じ)は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、被引受け実施金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間において、第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は協定銀行が保有する優先株式に対する利益若しくは協定銀行が有する優先出資に対する剰余金の配当を確保することが困難であると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の被引受け実施金融機関等にあつては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができ、

(資産の売却命令)

第二十条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却しよう命ずることができる。

2 前項の規定により資産の売却の命令が行われたときは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という)第五十三條第二項第一号の資産の買取りの申込みとみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。この場合において、金融機能再生緊急措置法第五十五條第三項の規定は、適用しない。

(株式等の引受け等の申請義務)

第二十一条 資本の増強に係る早期是正措置が講じられた金融機関等は、当該早期是正措置が講じられた後二月以内に必要資本の増強を行わないときは、第四条第二項の申込みを行うとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

(自己資本比率の算定に係る有価証券の評価)

第二十二条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く)の評価は、主務省令で定めるところにより、その取得価額と時価のいずれか低い価額により行うものとする。

(著しい過少資本の金融機関等の特別公的管理等)

第二十三条 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等に対し、同項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(次項において「管理を命ずる処分」という)をすることができ、

2 前項の規定により管理を命ずる処分が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等を金融機能再生緊急措置法第二条第五項の被管理金融機関とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

3 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第三十六條第一項各号に掲げる要件のす

べてに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行につき、同項に規定する特別公的管理の開始の決定（次項において「特別公的管理開始決定」という。）をすることができ、

行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行を金融機能再生緊急措置法第二条第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。第六条中預金保険法目次の改正規定を次のように改める。

第四節 資金援助

目次中

第一款 資金援助（第五十九条―第六十七条の二）を、第四節 資金援助（第五十九条―第六十一条）に、「第八十二条・第八十三条」を「第八十一条の六―第八十三条の二」に改める。

第六条中預金保険法第一条の改正規定を削る。

第六条のうち預金保険法第二条第一項の改正規定及び同条第二項に一号を加える改正規定中「加え、同条第二項に次の一号を加える」を「加える」に改め、同項第五号を削る。

第六条のうち預金保険法第二条に八項を加える改正規定中「八項」を「四項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削る。

第六条のうち預金保険法第十五条の改正規定中「第四章及び第六章から第八章」を「から第五章」に改める。

第六条中預金保険法第三十四条の改正規定を次のように改める。

第三十四条第三号中「及び損失の補てん」を「その他同節の規定による業務」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「及び第六章」を「から第五章まで」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五、第八十一条の六又は第八十一条の七の規定による資金の貸付け

第六条のうち預金保険法第四十条第三項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定中「改め、同条の次に次の一条を加える」を「改める」に改める。

改め、第四十条の二を削る。

第六条中預金保険法第四十一条の改正規定を削る。

第六条のうち預金保険法第四十二条第一項の改正規定中「第三十四条第二号から第五号まで」を「第四十条の二第一号」を「第五号」を「第六号」に改める。

第六条中預金保険法第四十九条第二項の改正規定及び第五十条第二項の改正規定を削る。

第六条のうち預金保険法第五十一条第一項の改正規定中「信用金庫法」の下に「昭和二十六年法律第二百三十八号」を加え、同条第二項の改正規定中「業務」の下に「（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く）」を削る。

第六条中預金保険法第五十四条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第五十四条第一項中「第五十八条」を「以下この条及び第五十八条」に、「有するものに限る」を「有するもの（同条第四項の仮払金の支払又は第八十一条の六第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る」に改め、「で、同項の請求があつたもの」を削る。

第六条のうち預金保険法第五十四条第三項及び第四項の改正規定中「第二百二十七条第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「加え、同条第四項中「保険事故について保険金の支払が行われる場合

に、当該を削り、「規定により支払われるべき保険金の額」を規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額に改める」を「加える」に改める。

第六条中預金保険法第五十八条の改正規定及び第三章第三節中同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第六条のうち預金保険法第六十六条第二項の改正規定中「（昭和四十三年法律第八十六号）」を削る。

第六条のうち預金保険法第六十六条第三項の改正規定のうち同項第二号中「第八十七条又は」を削る。

第六条のうち預金保険法第三章第四節第二款を削る改正規定中「を削る」を「の款名を削る」に改める。

第六条中預金保険法第六十七条の二を第六十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第六十八條を削り、第六十七條の二を第六十八條とする。

第六条のうち預金保険法第六十七條の二を第六十八條とし、同条の次に一条を加える改正規定中「第六十七條の二を第六十八條とし、同条の次に一条を加える」を「第六十九條を次のように改める」に改める。

第六条中預金保険法第八十一条の二の改正規定の前に次のように加える。

第七十条から第八十一条までを次のように改める。

第七十条から第八十一条まで 削除

第六条のうち預金保険法第八十一条の二第一項及び第二項の改正規定並びに第四章中同条を第七十條とする改正規定中「加え、同条第二項中「第八十一条の四第一項」を「第七十二条第一項」に改め、第四章中同条を第七十條とする」を「加える」に改める。

第六条中預金保険法第八十一条の三を第七十一条とする改正規定から第五章中第八十三条を第百

三十九條とし、同条の次に一条を加える改正規定までを削る。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定のうち第百二十七條第一項中第一號を削り、第二號を第一號とし、第三號から第六號までを一號ずつ繰り上げ、同条第三項第一號中「第一項第二號」を「第一項第一號」に改め、同条を第八十一条の六とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定のうち第百二十八條第一項中「同項第一號」に掲げる金融機関にあつては、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始の命令があつた後に限る」を削り、同条を第八十一条の七とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定中第百二十九條を削り、第百三十條を第八十一条の八とし、第百三十一條を第八十一条の九とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定のうち第百三十二條第九項中「第百三十二條第七項」を「第八十一条の十第七項」に、「第百三十二條第九項」を「第八十一条の十第九項」に改め、同条を第八十一条の十とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定中第百三十三條から第百三十五條までを削り、第百三十六條を第八十一条の十一とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定のうち第百三十七條第六項第三号中「第七十一條第二項」を「第八十一条の三第二項」に改め、同条を第八十一条の十二とする。

第六条のうち預金保険法第五章中第八十二条を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定中「を第百三十八條とし、同条の前に十一條を加える改正規定中」を「第百三十八條とし、同条」を削り、

「十一」条を「七」条に改める。

第六条中預金保険法第五章を第八章とし、第四章の次に三章を加える改正規定を次のように改める。

第五章中第八十三條の次に次の一條を加える。
(経過措置)

第八十三條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八十五條を削り、第八十四條の二を第八十五條とし、第八十四條を第八十四條の二とし、第六章中同條の前に次の一條を加える。

第八十四條 第八十一條の十一第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第八十一條の十二第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第八十六條を次のように改める。

第八十六條 第六十四條の二第四項(第六十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十七條第二号中「第六十四條第三項」の下に「(第六十九條第四項、第八十一條の六第二項及び第八十一條の七第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十八條中「第三十七條第一項の下に」又は第五十五條の「第二項」を加える。

第八十九條及び第九十條を次のように改める。

第八十九條 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。の代表者

(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十四條 二億円以下の罰金刑
二 第八十六條又は第八十八條 各本条の罰金刑

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第九十條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第八十一條の九第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

第九十一條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同條第四号を次のように改める。

四 第四十條第三項の規定に違反して、書類を備へ置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

及び第六十九條第四項において準用する場合を含む。に、「第六十六條第四項又は第七十四條第十二項」を「又は第六十六條第四項」に改める。

第六條のうち預金保険法附則第六條の二を附則第六條の二の三とし、附則第六條の次に二條を加える改正規定のうち附則第六條の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「(附則第十六條第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第十七條第四項に規定する預金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)」を削り、「第百二十七條第一項」を「第八十一條の六第一項」に、「合算額」を「額」に改め、同項第一号及び第二号中「及び利息等の額の合算額」を削り、「合算額」を「額」に改め、同條第二項中「元本の額」を「額」に、「が保険基準額」を「第五十四條第二項の政令で定める金額」に、「保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額」を「その金額」に改め、同項後段を削る。

第六條のうち預金保険法附則第六條の二を附則第六條の二の三とし、附則第六條の次に二條を加える改正規定中附則第六條の二の二第二項を削り、同條を附則第六條の三とする。

第六條のうち預金保険法附則第六條の二を附則第六條の二の三とし、附則第六條の次に二條を加える改正規定のうち附則第六條の二第三項中「第百二十七條第一項」を「第八十一條の六第一項」に改める。

第六條のうち預金保険法附則第六條の二を附則第六條の二の三とし、附則第六條の次に二條を加える改正規定のうち附則第六條の二第三項中「第百二十七條第一項」を「第八十一條の六第一項」に改める。

第六條のうち預金保険法附則第六條の二を附則第六條の二の三とし、附則第六條の次に二條を加える改正規定中「附則第六條の二の三」を「附則第六條の四」に改める。

第六條中預金保険法附則第七條第一項の改正規定から附則第十九條の改正規定までを次のように改める。

附則第七條第一項中「第二條第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。」を削る。

附則第十條第一項中「協定締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第六十四條第一項」を「第六十四條第一項(第六十九條第四項において準用する場合を含む。)」に改め、同條第四項中「第六十四條第四項の下に」(第六十九條第四項において準用する場合を含む。))を加える。

第六條中預金保険法附則第二十一條の改正規定から附則第二十三條第二項及び第三項並びに第四項の改正規定までを次のように改める。

附則第二十三條第二項第一号中「及び第四章」及び「第四章」を「から第五章まで」に改める。

第六條のうち預金保険法附則第二十三條第五項及び同條に一項を加える改正規定中「附則第二十三條第五項中「第九十一條」を「第百五十一條」を「附則第二十三條第一項第二号中「第四十二條第一項」を「第四十二條の二」に、「同項」を「同條第一項」に改め、同條第六項第一号中「第二條第十一項」を「第二條第九項」に改め、同項第四号中「第百二十七條第一項各号」を「第八十一條の六第一項各号」に、「場合 第百二十七條第一項」を「場合 第八十一條の六第一項」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十七條第五項の改正規定中「削り、「第四項」を「第三項」に、「第八十一條の二」を「第七十條」に改める」を「削る」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章第三節中第百七十七條の二を第百七十七條の二の二とし、同章第二節中第百七十七條の次に一項を加える改正規定のうち第百七十七條の二第二項中「第百二十七條第一項」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

第十一條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八條の十一第五項中「第三項」を「第四項」に、「第七十條」を「第八十一條の二」に改める。

に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八条の二十四第一項中「第百二十七条第一項」を「第八十一条の六第一項」に改める。

第十一條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十四條第五項の改正規定を削る。本則に次の二章を加える。

第二章 国会法の一部改正

第十二條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十七章の章名中「国立国会図書館」の下に「金融問題監視院」を加える。

第百三十條の次に次の一條を加える。

第百三十條の二 国会による金融行政の監視機能の充實強化に資するため、別に定める法律により、国会に金融問題監視院を置く。

第三章 金融問題監視院

(目的及び設置)

第十三條 近年における金融不祥事の真相究明及びその責任の明確化を通じて公正かつ透明な金融行政の確立を図るため、国会に、金融行政等に関する監視、調査及び評価を行うとともに、その結果に基づいて必要な法律の制定及び改廃等に関して意見を述べる金融問題監視院を置く。

(組織)

第十四條 金融問題監視院は、金融問題監視委員三人をもって組織する。

(金融問題監視委員の任命)

第十五條 金融問題監視委員は、金融行政等に関する監視、調査及び評価(以下単に「監視」という。)に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命する。

(金融問題監視委員の身分保障)

第十六條 金融問題監視委員は、心身の故障のため職務の執行ができなかつたこと又は職務の執行上の義務違反があつたことについて両議院の議決があつたときを除いては、罷免されることはな

い。

(金融問題監視委員の服務)

第十七條 金融問題監視委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

2 金融問題監視委員は、他の官職を兼ね、又は公選による公職の候補者となり、若しくは公選による公職と兼ねてはならない。

(院長)

第十八條 金融問題監視院に院長を置き、両議院の議長が、両議院の承認を得て、金融問題監視委員のうちからこれを任命する。

2 院長は、金融問題監視院の事務を統理し、金融問題監視院を代表する。

3 院長は、金融問題監視委員會議の議決を経て、かつ、事前に、時宜によつては事後に、両議院の議長の承認を得て、金融問題監視院の業務の執行上必要な諸規程を定めることができる。

4 院長に事故があるとき又は院長が欠けたときは、あらかじめその指名する金融問題監視委員が、その職務を代行する。

(金融問題監視委員會議)

第十九條 金融問題監視委員會議の議長は、院長をもって、これに充てる。

2 金融問題監視院がこの法律の規定によつてその所掌に属させられた事項を決定する場合においては、金融問題監視委員會議の議決を経なければならない。

(事務局)

第二十條 金融問題監視院の事務を処理させるため、金融問題監視院に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、調査員その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、金融問題監視委員會議の議決を経て、院長がこれを行う。

4 事務局長は、院長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を監督する。

5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織、

運営に関し必要な事項は、金融問題監視委員會議の議決を経て、かつ、両議院の議長の承認を得て、院長が定める。

(設置期限)

第二十一條 金融問題監視院は、平成十五年五月三十一日まで置かれるものとする。

(金融行政等に関する監視)

第二十二條 金融問題監視院は、各議院の常任委員会若しくは特別委員会又は参議院の調査会(以下「常任委員会等」という。)の要求に応じ、金融行政等に関して必要な監視を行うことができる。

2 前項の監視の要求は、当該議院の議長を経由して行うものとする。

(報告書の提出等)

第二十三條 金融問題監視院は、前条第一項の監視を行った結果を記載した報告書を、同項の要求をした常任委員会等の属する議院の議長に提出しなければならない。

2 前項の報告書が提出されたときは、議長は、これを前条第一項の要求をした常任委員会等に送付するものとする。

(議員による監視の要求等)

第二十四條 議員は、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成者と連署して、金融問題監視院に対し、金融行政等に関して必要な監視を行うことを要求することができる。

2 前二条の規定は、前項の監視の要求について準用する。

(法律の制定又は改廃等に関する意見具申)

第二十五條 金融問題監視院は、常任委員会等から、監視の結果を踏まえて、必要な法律の制定又は改廃、予算の議決等に関して意見を求められたときは、これに対して意見を述べることができる。

2 第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、前項の意見具申について準用する。
(議員による意見具申の要求等)

第二十六條 議員は、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成者と連署して、金融問題監視院に対し、監視の結果を踏まえて、必要な法律の制定又は改廃、予算の議決等に関して意見を求めることができる。

2 前条の規定は、前項の意見具申の要求について準用する。

(資料の提出の要求)

第二十七條 金融問題監視院は、監視又は意見具申のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、金融機関その他の者に対して、資料の提出を要求することができる。

2 前項の要求を受けた国の行政機関及び地方公共団体は、当該要求を受けた日から二十日以内に、当該要求に係る資料を提出しなければならない。ただし、その期間内に当該資料を提出することができないことについて正当の理由がある場合において、その理由及び提出することができ合理的な期限を明示したときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合においては、当該要求を受けた国の行政機関及び地方公共団体は、当該明示した期限内に、当該要求に係る資料を提出しなければならない。

(職務上の秘密に関する資料の提出)

第二十八條 金融問題監視院は、前条第一項の要求に係る資料について、当該要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体が職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、その監督庁の承認を得なければならない。

2 監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。この場合において、その理由を金融問題監視院において受諾し得るときは、前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体は、当該要求に係る資料を提出する必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、金融問題監視院は、第二十二條第一項若し

くは第二十四条第一項又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の要求(第三十一条及び第三十四条において「監視又は意見具申の要求」という。)をした常任委員会等又は議員の属する議院の議長に対して、前条第一項の要求に係る資料の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求するよう求めることができる。

4 前項の求めを受けた各議院の議長が同項の声明を要求し、これに対して同項の声明があった場合は、前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体は、当該要求に係る資料を提出する必要がある。

5 前項の要求後十日以内に、内閣が第三項の声明を出さないときは、前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体は、当該要求に係る資料を提出しなければならない。

(立入調査)

第二十九条 金融問題監視院は、監視又は意見具申のため必要があると認めるときは、調査員に官公署その他必要な場所に立ち入らせて、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う調査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(参考人の出頭)

第三十条 金融問題監視院は、監視又は意見具申のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(懲戒処分等の要求)

第三十一条 金融問題監視院は、第二十九条の立入調査又は前条の出頭の求めを受けた国の行政機関又は地方公共団体の職員がこれに応じないときは、監視又は意見具申の要求をした常任委員会等又は議員の属する議院の議長に対して、当該職員の本属長官その他監督の責任に当たる

者に対し懲戒の処分を要求するよう求めることができる。

2 前項の懲戒の処分等の要求は、内閣を経由して行うものとする。

(国民の意見等の把握等)

第三十二条 金融問題監視院は、その所掌事務の円滑な遂行に資するため、金融行政等に関し、幅広く国民の意見等を把握し、及び資料を収集すること等努めるものとする。

(議院運営委員会による審査)

第三十三条 両議院の議院運営委員会は、少なくとも六月に一回以上これを開会し、金融問題監視院の業務の処理状況に関する院長の報告、金融問題監視院の業務の執行上院長の定める諸規程、金融問題監視院の予算及びその他の事務につき審査する。

2 各議院の議院運営委員長は、前項の審査の結果をその議院に報告する。

(会計検査院に対する協力の依頼)

第三十四条 金融問題監視院は、監視又は意見具申のため特に必要があると認めるときは、監視又は意見具申の要求をした常任委員会等又は議員の属する議院の議長を経由して、会計検査院に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

(参考人の旅費及び日当)

第三十五条 第三十条の規定により金融問題監視院に出頭した参考人には、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の規定の例により旅費及び日当を支給する。

附則第一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第二条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十八条、第二十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二章及び第三章並びに附則第二十二條か

ら第二十四条までの規定 平成十二年六月一日

附則第一条第三号中「附則第二十二條」を「附則第二十一條」に改め、「改正規定」の下に「及び第六十八條の改正規定」を加え、同条第四号中「附則第十條第一項、第十四條及び第二十二條」を「附則第十五條及び第二十一條」に改め、「改正規定」の下に「及び第六十八條の改正規定」を加える。

附則第二条第一項中「前条第二号」を「前条第一号」に改める。

附則第三条第二項中「預金保険法等の一部を改正する法律」を「預金保険法等の一部を改正する等の法律」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 第五条の規定による改正前の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能早期健全化法」という。)第六条若しくは第七條又は第八條の規定によりなされた旧金融機能早期健全化法第四條第三項の承認は、第五条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「新金融機能早期健全化法」という。)第六條又は第八條の規定によりなされた新金融機能早期健全化法第四條第三項の承認とみなす。

附則中第十六條を削り、第十五條を第十六條とし、第十一條から第十四條までを一條ずつ繰り下げ、第十條を削る。

附則第九條中「及び新々預金保険法附則第十七條の規定」を削り、「第七十條第一項」を「第八十一條の二第一項」に改め、同條を附則第十一條とする。

附則中第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條を第八條とする。

附則第五條中「第七條、第九條及び第十條」を「第九條及び第十一條」に改め、同條を附則第七條とする。

附則第四條の次に次の二條を加える。

第五條 旧金融機能早期健全化法第四條第三項の承認に係る旧金融機能早期健全化法第五條第一

項の規定により提出された計画は、新金融機能早期健全化法第五條第一項の規定により提出された計画とみなす。

第六條 旧金融機能早期健全化法第十六條第一項の規定により預金保険機構がした資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行は、新金融機能早期健全化法第十六條第一項の規定により預金保険機構がした資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行とみなす。

2 新金融機能早期健全化法第十六條第一項の規定に基づく国会の議決がなされるまでの間においては、同項中「国会の議決を経た金額」とあるのは、「二十五兆円」とする。

附則中第十七條を削り、第十八條を第十七條とし、第十九條を第十八條とする。

附則第二十條中金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三條第三項の改正規定から第五十八條の改正規定までを削る。

附則第二十條のうち金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第七十一條の改正規定中「業務」を「業務(第四十條の二第二号に掲げる業務を除く。)」に改め、「業務」の下に「第四十條の二第二号に掲げる業務及び」を加え、「第九十一條第一号」を「第百五十一條第一号」に改め、削る。

附則第二十條中金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第七十二條第六項の改正規定を削る。

附則中第二十條を第十九條とする。

附則第二十一條のうち金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十九條の改正規定中「第十九條中「業務」を「業務(第四十條の二第二号に掲げる業務を除く。)」に改め、「業務」の下に「第四十條の二第二号に掲げる業務及び」を加え、「第九十一條第一号」を「第百五十一條第一号」に改め、削る。

附則中第二十一條を第二十條とする。

附則第二十二條中中央省庁等改革関係法施行法第五十三條の改正規定の次に次のように加える。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第七十一條第一項中、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」を削る。

附則第二十二條中「中央省庁等改革関係法施行法」第百四十九條の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

第百四十九條のうち預金保険法附則第十九條の四第五項の改正規定中「附則第十九條の四第五項」を「附則第十九條の四第六項」に改める。

第百四十九條の次に次の一條を加える。
(預金保険法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第百四十九條の二 預金保険法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第二項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第二十二條中「中央省庁等改革関係法施行法」第百六十八條の改正規定を次のように改める。

第百六十八條中「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」の下に「平成十年法律第百四十三号」を加える。

第百六十八條のうち金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律本則第二條第三項、第八條及び第二十一條を除く。の改正規定中「第二條第三項、第八條及び第二十一條」を「第五條第五項、第七條及び第八條」に改める。

第百六十八條中金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第二條第三項の改正規定を次のように改める。

第五條第五項中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める。

第七條中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第百六十八條中金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第二十一條の改正規定

を削る。

附則第二十二條を第二十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

(国会職員法の一部改正)

第二十二條 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第五号中「国立国会図書館」の下に、「金融問題監視院事務局」を加え、同号を同條第六号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員、事務局局長及び事務局調査員

第五條中「国立国会図書館」の下に、「金融問題監視院事務局」を加える。

第六條中「並びに国立国会図書館」を、「国立国会図書館」に改め、「専門調査員」の下に「並びに金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員」を加える。

第十五條の五中「定める」を「定め、金融問題監視院事務局の職員については金融問題監視院の院長が金融問題監視委員会決議の議決及び両議院の議院運営委員会の承認を経て定める」に改める。

第十六條中「専門調査員」の下に、「金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員」を加える。

第二十四條の三中「並びに国立国会図書館の館長」を、「国立国会図書館の館長並びに金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員」に改める。

第二十八條中「並びに国立国会図書館」を、「国立国会図書館」に改め、「専門調査員」の下に「並びに金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員」を加える。

第三十三條中「国立国会図書館」の下に、「金融問題監視院」を加える。

第三十五條及び第三十五條の二中「並びに国立国会図書館の館長」を、「国立国会図書館の館長並びに金融問題監視院の院長」に改める。

第三十六條中「並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長」を、「各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに金融問題監視院の院長」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 金融問題監視院に設ける国会職員審査委員会の委員長は、金融問題監視院の院長、その委員には、金融問題監視委員(院長を除く)及び金融問題監視院の事務局局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当たる。

附則第二十四條中「第十二條」を「第十三條」とし、同條を附則第二十六條とする。

附則第二十三條を第二十五條とし、第二十二條の次に次の二條を加える。

(国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部改正)

第二十三條 国会に置かれる機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「国立国会図書館」の下に、「金融問題監視院」を加える。

金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二十四條 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「並びに国立国会図書館」を、「国立国会図書館」に改め、「専門調査員」の下に「並びに金融問題監視院の院長その他の金融問題監視委員」を加える。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約五億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

(資金運用部資金法の一部改正)

第一條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金法

第八條から第十一條までを削る。

第七條の見出しを「(財政融資資金の運用)」に改め、同條第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、第九號から第十一號までを削り、第十二號を第九號とし、同項に次の一号を加える。

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行つた債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

第七條第二項中「金融債又は」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「それぞれ三分の一又は」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條を第十條とする。

第六條を削る。

第五條の見出しを「(財政融資資金預託金の取扱手続)」に改め、同條中「外、資金運用部預託金」を「ほか、財政融資資金預託金」に改め、同條を第八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第九條 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができ、国会の議決を経なければならぬ。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第四條の見出しを「(財政融資資金預託金)」に改め、同條第一項中「第二條若しくは前條第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」)

資金運用部預託金

資金運用部預託金

資金運用部預託金

資金運用部預託金

資金運用部預託金

金」という。を「財政融資資金預託金」に改め、同条第二項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 財政融資資金預託金には、約定期間に応じ、国債の利回りに即して財務大臣が定める利率により利子を付する。

第四条第四項中「当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、」を「同項の利率より低い利率であつて、」に、「同項の利率より低い利率」を「財務大臣が定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に、「毎年三月三十一日及び九月三十日」を「六月」とに、財務大臣が定める日」に、「第三項又は第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同項を同条第六項とし、同条を第七条とする。

第三条第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「資金運用部」を「財政融資資金」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第二条の見出しを「財政融資資金への預託の義務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。）」を削り、「積立金」の下に「（財政融資資金特別会計、簡易生命保険特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。）」を加え、「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同項を第五条とする。

第一条中「郵便貯金（郵便振替を含む。以下同じ。）を「財政融資資金を設置し」に、「資金運用部」を「財政融資資金」に、「並びに資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「を資金運用部資金として」を「並びに財政融資

資金特別会計からの繰入金」を、「確実且つ有利な方法で運用する」を「もつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行う」に、「寄与せしめる」を「寄与する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（財政融資資金の設置）
第一条 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。

（財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理）
第二条 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。

2 財政融資資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

（財政融資資金に充てる財源）
第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）を、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

第十二条の見出しを「（財政融資資金運用計画の諮問）」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「審議会の議に付さる」を「財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴か」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、「し、これを年金資金等（厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第三十五条の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。）に係るもの」とその他の資金に係るもの」とに区分」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「（財政融資資金運用報告書）」に改め、同条第一項中「資金運用部資金運

用報告書」を「財政融資資金運用報告書」に改め、同条第二項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「末現在の資金運用部の貸借対照表を添附」を「の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付」に改め、同条第三項中「及び区分」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにし」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条（見出しを含む。）中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十四条とする。

附則第十二項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、「除く。」の下に「並びに厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十二条第一項及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金（厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。）に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七十六条第二項の規定による預託金となつたものを含む。）に限り、約定期間が一年未満のものを除く。」を加え、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則第十三項中「第四条第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項」を「第七条第五項」に改める。

附則第十四項を次のように改める。
14 財政融資資金は、第十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、商工組合中央金庫の発行する債券（以下「金庫債」という。）及び簡易

保険福祉事業団に対する貸付けに運用することができ。

附則に次の二項を加える。

15 財政融資資金を金庫債に運用する場合においては、金庫債の十分の五又は商工組合中央金庫の一回に発行する金庫債の十分の六を超える割合の金庫債の引受け、応募又は買入れ（以下この項において「引受け等」という。）を行つてはならない。また、財政融資資金により引受け等を行う金庫債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

16 前項前段の場合において、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金庫債に運用する額があるときは、その額を財政融資資金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

（資金運用部特別会計法の一部改正）
第二条 資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「資金運用部資金の運用に伴う」を「財政融資資金の運用に関する」に改める。

第三条中「資金運用部資金の運用利殖金及び」を「財政融資資金の運用利殖金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行収入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金（同条第二項ただし書に規定する償還することができない金額に限る。）第十四条第二項の規定による財政融資資金からの受入金並びに」に、「資金運用部預託金の利子、資金運用部資金を「財政融資資金預託金の利子、財政融資資金に、」第十二条第二項但書」を「財政融資資金法（昭和二十六年法律第五号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及

借入金の償還金及び利子、第十三条第二項ただし書に、「償還金及び」を「償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに」に改める。

第四条を削る。

第五条見出しを含む。中「作製」を「作成」に改め、同条を第四と改める。

第六条を第五と改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第七条を第六と改め、同条の次に次の一条を加える。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

第八条を次のように改める。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の取納済額(次項において「取納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第十八条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて当該年度の取納の完了までに支出済みとならなかつたものとの合計額(次項において「支出済額」という。)を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この会計の毎会計年度の決算上、取納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

第九条を削る。

第十条(見出しを含む。中「作製」を「作成」に改め、同条を第九と改める。

第十五条を第十九と改める。

第十四条の見出しを「支出残額の繰越し」に改め、同条第一項中「支払義務が生じた歳出金で、当該年度の取納の完了までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算」を「毎会計年度の歳出予算における支出残額」に改め、同条第二項及び第三項中「繰越」を「繰越し」に改め、同条を第十八と改める。

第十三条中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同条を第十七と改める。

第十二条の見出しを「財政融資資金の繰替使用」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「当該年度の歳入」の下に「(第八条第二項に規定する積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条を第十三と改め、同条の次に次の三条を加える。

(財政融資資金への繰入れ等)

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 この会計において、前項の公債又は借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を財政融資資金からこの会計の歳入に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子並びにこの会計の負担に属する公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十六条 第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

第十一条第一項中「作製」を「作成」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該年度末における運用資産明細表

第十一条を第十と改め、同条の次に次の二条を加える。

(公債及び借入金)

第十一条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二条 前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することが出来る金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることが出来る。

(資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律

第一条中「資金運用部資金(以下「資金」という。及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。))を「財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。))に改め、「国会の議決の下に、財政融資計画の国会への提出」を加える。

第二条第一項中「資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号。以下「運用法」という。))を「資金法」に、「資金及び積立金のうち」を「財政融資資金のうち」に改め、「資金及び積立金の別に、かつ」を削り、同条第二項中「資金及び積立金」を「財政融資資金」に、「第七条第一項第九号」を「第十条第一項第九号」に改め、「(商工組合中央金庫の発行するものを除く。並に運用法第三条第一項第十三号から第十五号まで及び第二十四号に掲げる債券及び金銭信託)を削り、同項第二号中「第七条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 資金法第十条第一項第七号に規定する法人

第二条第二項第四号中「(運用法第三条第一項第三号に規定する公共団体を含む。)」を削り、同条第三項を削る。

第三条中「資金及び積立金」を「財政融資資金」に改める。

第四条第一項中「資金又は積立金の管理及び運用を行う各大臣」を「財務大臣」に、「資金及び積立金のうち、その所掌に係るものを」を「財政融

(準用)

れにと

資金

(財政投融资計画)

2

3

3

4

Es

Figure 2

4.10

—

—

2

3

—

1

第三条 大蔵大臣は、この法律の施行の日までに、新資金法第十一条の規定の例により、平成十三年度における財政融資資金の運用に關して必要な計画を定めるものとする。この場合において、同条第一項中「財政制度等審議会」とあるのは「資金運用審議会」と読み替へるものとする。

2 大蔵大臣は、この法律の施行の日までに、新長期運用法第六条の規定の例により、平成十三年度における同条第二項の財政投融資計画を作成するものとする。この場合において、同条第三項中「財政制度等審議会」とあるのは「資金運用審議会」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により定められた計画は、新資金法第十一条の規定により定められたものとみなし、前項の規定により作成された財政投融資計画は、新長期運用法第六条の規定により作成されたものとみなす。

(郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に伴う経過措置)

第四条 政府は、郵便貯金(第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(以下「旧資金法」という。))第二項第一項に規定する郵便貯金として受け入れた資金をいう。及び年金積立金(厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。))に係る旧資金法第二条の規定に基づく預託の廃止に当たっては、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずるものとする。

(資金運用部預託金に係る経過措置)

第五条 この法律の施行前に資金運用部に預託された旧資金法第四条に規定する資金運用部預託金は、財政融資資金に帰属するものとし、当該資金運用部預託金に付する利率及び支払については、なお従前の例による。

(財政融資資金の既往の運用に係る経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に財政融資資金に属する資産のうち旧資金法第七条第一項第九

号から第十一号までに係るものがあるときは、財務大臣は、新資金法第十条第一項の規定にかかわらず、財政融資資金を当該資産の保有のために運用することができる。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(国民貯蓄債券法の廃止)

第八条 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第六十四号)は、廃止する。

(国債整理基金特別会計法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

一 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第四条第一項

二 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第七條

三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第五条及び第七條

四 森林保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)第五条及び第七條

五 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第九條第一項及び第十條

六 簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八條

七 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)第六條並びに第七條第一項及び第三項

八 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第十七條第一項及び第二項

九 災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)第四十一條第一号

十 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第十條及び第十六條

十一 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三條第一項第二号

十二 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第一百九十号)第八條及び第十五條の二

十三 老年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第九條第一項及び第二項

十四 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第十九條第一項及び第三十二條

十五 貿易保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)第十二條第一項

十六 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十八條第一項第二号

十七 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第五條第七項及び第十七條

十八 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)第二十五條第一項第二号

十九 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第三條の四第一項及び第十二條

二十 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第二十六條第一項第二号

二十一 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三十三号)第十二條

二十二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)第七十九條の三第二項

二十三 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号)第十四條

二十四 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)第二十二條

二十五 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十一條第二号

二十六 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十一年法律第一百六十六号)第十條

二十七 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第十七條

二十八 日本貿易振興會法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十八條第二号

二十九 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第六條第一項及び第十二條第一項

三十 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十

一)第七十六條第二項

三十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十九條第四項

三十二 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第十九條

三十三 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第十九條

三十四 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)第五條第一項

三十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十七條第二号

三十六 金屬鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十六條第二号

三十七 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十九條第一項

三十八 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)第十條

三十九 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十二條第四項、第十五條及び附則第十六項

四十 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十八條第二号

四十一 都市開発資金金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第十一條

四十二 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)第九條第三項及び第十二條

四十三 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第十一條

四十四 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第十五條

四十五 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)第二十一條及び第二十二條

四十六 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十八條第一項第二号

四十七 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十四條第二号

四十八 電源開発促進対策特別会計法(昭和四

十九年法律第八十号)第十條

四十九 決算調整資金に関する法律(昭和五十二年法律第四号)第六條第一項

五十 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第四十二條第二号

五十一 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第二十條第二項

五十二 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)第十五條

五十三 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十五條第二号

五十四 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十三條第二号

五十五 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)第十四條

五十六 基礎技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第四十條第二号

五十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第四十九條第二号

五十八 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)第三十八條第二号

五十九 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第六條

六十 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第五條

六十一 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第四十條第二項第二号

六十二 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十九條第一項第二号

六十三 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十六條第一項第二号

(災害対策基本法等の一部改正)

第十條 次に掲げる法律の規定中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百二條第二項

二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十五号)第二十四條第三項

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第四條第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第十條

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第八條第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第七條第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第六條

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第八條

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第四條第二項

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第十三條 中「並二年金勘定」及び「各」を削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条に次の一項を加える。

年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第四章の二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

第十九條ノ七中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第二十四條 中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

(大蔵省預金部等損失特別処理法の一部改正)

第十二條 大蔵省預金部等損失特別処理法(昭和二十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 第二項中「のち」を「後」に、「超へる」を「超える」に、「大蔵省預金部から」を「財政融資資金から」に改め、同条第五項中「大蔵省預金部」を「財政融資資金」に、「なほ」を「なお」に、「命令」を「政令」に改める。

(大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)

第十三條 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律

第一条 中「預金部資金」を「財政融資資金」に改める。

第二条 中「前条」に改め、同条を第二條とする。

第三条 中「第一条」を「前条」に改め、同条を第二條とする。

(郵便貯金法の一部改正)

第十四條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の三第五項中「資金運用部資金又は」を削る。

附則に次の一項を加える。

財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を

商工組合中央金庫の発行する債券(以下この項において「金庫債」という。)に運用する場合

においては、第六十八條の三第五項の規定にかかわらず、財政融資資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金庫債に運用する額を資金

金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同条第四項の規定を適用するものと

する。

(郵便法の一部改正)

第十五條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條 第一項中、「国民貯蓄債券の売りさばき、買上げ又は償還」を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十六條 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号イ中、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条 中、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

第二十條 中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十八條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に改める。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第十九條 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条 中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改める。

第十七條 中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十條 中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十條 中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第二十條 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「資金運用部資金又は」を削り、同條第八項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を商工組合中央金庫の発行する債券(以下この項において「金庫債」という。)に運用する場合においては、第三條第五項の規定にかかわらず、財政融資資金又は郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の金庫債に運用する額を積立金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同條第四項の規定を適用するものとする。

(港灣整備促進法の一部改正)

第二十一條 港灣整備促進法(昭和二十八年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第五條中「資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用部資金をいう。)」を「財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二條の財政融資資金をいう。)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」の額に相当する金額として「を削り、」資金運用部を「財政融資資金」に改める。

第六十六條第六項中「厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を加える。

第二十三條 国民年金特別会計法(昭和三十六年

法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「資金運用部に預託して」を「法第五條の規定の定めるところにより」に改める。

第十五條中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第二十四條 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第三項中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の八第五項中「当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」の額に相当する金額の範囲内において「を削り、」資金運用部を「財政融資資金」に改める。

第六十八條第六項中「厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を加える。

第四十二條第三項中「当該組合が当該組合の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」に相当する金額として「を削り、」資金運用部を「財政融資資金」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第二十六條 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「並びに国債整理基金特別会計法を」「国債整理基金特別会計法」に改め、「償還のため発行する外貨債」の下に「並びに財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十

一條第一項及び第十二條の規定により発行する外貨債を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十七條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三百九十三條の次に次の一條を加える。

(資金運用部資金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百九十三條の二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項後段を削り、同條第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項後段を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

附則第一條第六号中「中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)第二十條第二号の規定に基づく財政投融資制度の抜本的な改革の実施に合せて別に法律で定める日」を「平成十三年四月一日」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第三條の規定による改正後の国民年金法第七十七條第一項に規定する基本方針及び第七十九條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附則第三十七條第一項中「附則第一條第六号に掲げる規定の施行日の属する年度の前年度の三月三十一日」を「厚生労働大臣は、平成十二年度末に、」預託されを「預託し」に、「別に法律で定めるところにより運用するものとする。」

を「年金資金運用基金に對し、財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一條第一項又は第十二條の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができ。」に改め、同條第二項中「の規定による」を「に規定する年金積立金の」に改め、「配慮して」の下に「同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金資金運用基金に對し」を加え、「運用する」を「寄託した各年度末の」に改め、「各年度において」を削る。

(郵便貯金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「現に」の下に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)第一條の規定による改正前の」を、「昭和二十六年法律第百号」の下に「。附則第六條において「旧資金法」という。」を加え、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同條第二項中「国債」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一條第一項又は第十二條の規定による公債」に改める。

附則第六條第一項中「資金運用部資金法」を「旧資金法」に、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同條第二項中「国債」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百十一條第一項又は第十二條の規定による公債)」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第三十條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第七十九號二中「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

第十八條第一項中「大蔵省預金部等の債権の

条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十一条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

第七条第一項第一号ハ中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同項第四号中「大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に、「資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)」を「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)」を「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)」に改める。

第十三条第一項第六号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

理 由

中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき、財政投融资制度の改革を実施することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金について資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。